令和４年度
静岡県立こども病院外来天井改修工事

図番	図 面 名 称	図番	図 面 名 称	図番	図 面 名 称	図番	図 面 名 称
A-01	図面リスト	A-13	改修前　２階天井伏図	E-01	電気設備工事特記仕様書1	M-01	機械設備工事特記仕様書1
A-02	建築改修工事特記仕様書 1/7	A-14	２階天井伏図(点検口設置図)	E-02	電気設備工事特記仕様書2	M-02	機械設備工事特記仕様書2
A-03	建築改修工事特記仕様書 4/7	A-15	改修後　２階天井伏図	E-03	改修後　２階平面図　仮設電灯設備	M-03	改修前　２階平面図（スプリンクラー配管）
A-04	建築改修工事特記仕様書 5/7	A-16	天井落下防止ｼｽﾃﾑ詳細図（参考）	E-04	改修後　２階平面図　仮設弱電配線図	M-04	改修後　２階平面図（スプリンクラー配管）
A-05	建築改修工事特記仕様書 6/7	A-17	（参考）仮設計画　１階平面図				
~~A-06~~	~~建築改修工事特記仕様書 7/7~~	A-18	（参考）仮設計画　２階平面図				
A-07	施工条件特記仕様書	A-19	（参考）仮設計画　断面図				
A-08	案内図・配置図・仕上表	A-20	（参考）仮設計画　残工事平面図			共-01	工事区分表
A-09	１階平面図						
A-10	２階平面図						
A-11	改修後　断面図						
A-12	改修後　矩計図						

—	工事名 令和４年度 静岡県立こども病院外来天井改修工事	図面名 図面リスト	縮尺 A3 —	意匠 / 構造 / 設備 / 電気 担当名 齋藤	担当印	統括印	承認印	株式会社 望月建築設計事務所 〒４２０－０８６６　静岡市葵区西草深町１２－１２　TEL-054(652)3311・FAX-054(652)3312	1級建築士登録第３２７１０５号 齋藤　宏之	NO. A-０１

建築改修工事特記仕様書

第１　工事概要

1　工事名称　　令和４年度静岡県立こども病院外来天井改修工事
2　工事場所　　静岡市葵区漆山　地内
3　敷地面積　　115,213㎡
4　都市計画　　○ 都市計画区域内　　・ 準都市計画区域内　　・ 都市計画区域外
5　用途地域　　○ 線引　（・ 市街化区域　○ 市街化調整区域　）　・ 非線引
　　　　　　　・
6　防火地域　　・ 防火地域　　・ 準防火地域　　○ 指定なし
7　その他の　　・ 騒音規制法に基づく指定区域　（・ １種　・ ２種　・ ３種　・ ４種）
　地域･地区　　・ 風力係数算定のための地表面粗度区分　（・ Ⅱ　・ Ⅲ ）
　　　　　　　・ 風圧力算定のための基準速度　Vo=　　m/s
　　　　　　　・ 積雪荷重　H12建設省告示1455号における区域　別表　（ ※ 24　・　）

8　建物概要

建物名称	構造・階数	工事種別	建築面積㎡	延べ面積㎡	建設年度	備考
A棟	RC造３階	改修	1,337㎡	2,224㎡	S53	

9　工事内容

・玄関ホール(外来)の特定天井改修

第２　仕様

1　図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)による。(以下「改修標準仕様書」という。)
なお、改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)による。(以下「標準仕様書」という。)
2　電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、それぞれの特記を適用する。
3　設計図の内容に明記がない場合、又は相違ある場合は、原則として監督職員の指示によるほか、次の優先順位により判定する。
(1)質問回答書((2)から(5)までに対するもの)　(2)現場説明書　(3)特記仕様書
(4)別冊の図面　(5)標準仕様書・改修標準仕様書
4　特記仕様
(1)項目は、番号に○印のついたものを適用する。
(2)特記事項は、○印のついたものを適用する。
○印のつかない場合は※印のついたものを適用する。
○印と※印の付いた場合は、共に適用とし、適用範囲は図示とする。
(3)特記事項に記載の(　.　.　)及び[　.　.　]内の表示番号は、それぞれ「改修標準仕様書」及び「標準仕様書」の 当該項目、当該図又は当該表を示す。
(4)「大規模地震対策特別措置法」による注意情報が発せられた場合、工事受注者は人身の保護及び安全な避難に必要な補強、落下防止等の保全措置を講ずるものとし、警戒宣言発令時には工事を中止する。また、この事実が発生した場合は、静岡県建設工事請負契約約款第26条(臨機の措置)によって処理されたものとする。
(5)[G] 印は「静岡県環境物品等の推進に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)の公共工事に関わる特定調達品目を示す。
(6)標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令(条例を含む)の改正等により抵触する場合には、関係法令等の遵守(1.1.13)の規定を優先する。

第３　電子納品等

1　納品の仕様等は「静岡県営繕事業に係る情報共有・電子納品運用ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ」による。
2　貸与する設計図CADﾃﾞｰﾀの有無　　※ 有り　・ 無し
3　貸与するCADﾃﾞｰﾀの使用範囲
当該工事のために必要な施工図及び完成図の作成の範囲で使用できる。

１章　各章共通事項

○ 1　適用基準等

○ 建築工事標準詳細図　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修(平成28年版)
○ 営繕工事写真撮影要領(令和３年版)、工事写真撮影ガイドブック建築工事編及び解体工事編(平成30年版)
○ 国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「建築物解体工事共通仕様書」(平成31年版)
・ 土木工事共通仕様書

○ 2　工事実績情報ｻｰﾋﾞｽ（CORINS）への登録　(1.1.4)

受注時又は契約変更時に工事請負代金額500万円以上の工事について、工事実績情報ｻｰﾋﾞｽ（CORINS）に登録すること。また、契約変更により工事請負代金額が500万円未満になった場合は、すみやかに契約変更前の工事登録を削除すること。なお、契約金額の変更登録は、完成時のみとする。

○ 3　工事の一時中止　(1.1.9)

静岡県建設工事請負契約約款第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画書(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。
なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持･管理に関する基本的事項を明らかにする。
また、工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

○ 4　総合施工計画書　(1.2.2)

総合施工計画書(総合仮設計画を含む)を提出すること

○ 5　各工事の施工計画

○ 仮設工事　・ 防水改修工事　・ 外壁改修工事　・ 建具改修工事
○ 内装改修工事　・ 塗装改修工事　・ 耐震改修工事　○ 天井改修工事
・ 吹付けｱｽﾍﾞｽﾄの除去及び封じ込め工事　○ 解体工事

6　ｼｰﾘﾝｸﾞ材の調査及び撤去

・ 第一次判定(ｼｰﾘﾝｸﾞ材種の判定)
日本ｼｰﾘﾝｸﾞ材工業会に次のｼｰﾘﾝｸﾞ材のｻﾝﾌﾟﾘﾝｸﾞを送付し、材種の判定を行う。
判定結果については、監督職員に速やかに報告する。
ｻﾝﾌﾟﾘﾝｸﾞ採取箇所　※ 監督職員との協議による　・ 図示
採取箇所数　※ 監督職員との協議による　・　箇所
採取方法は「PCB含有判定ｼｰﾘﾝｸﾞ材ｻﾝﾌﾟﾙ採取ﾏﾆｭｱﾙ(日本ｼｰﾘﾝｸﾞ材工業会)」を参考にすること。

・ 第二次判定　（・ PCB含有量の判定　・ ｱｽﾍﾞｽﾄ含有量判定　）
専門分析機関に次のｼｰﾘﾝｸﾞ材のｻﾝﾌﾟﾙを送付し、含有量の分析を行う。なお、分析ｻﾝﾌﾟﾙの四周は除去し、採取部の内部(大気にさらされていない部分)を取り出して分析する。判定結果については、監督職員に速やかに報告する。
ｻﾝﾌﾟﾘﾝｸﾞ採取箇所　（　）　採取箇所数　（　）

撤去方法
・ 「標準施工要領書(日本ｼｰﾘﾝｸﾞ工事業協同組合連合会/日本ｼｰﾘﾝｸﾞ材工業会)」による。
・ 石綿含有成形板の除去に準じる
撤去範囲　※ 図示　・

○ 7　石綿含有建材の事前調査

受注者は石綿含有建材の事前調査を行う。なお、建築物の改修工事で請負代金額の合計額が100万円以上であるもの及び建築物の解体工事で解体部分の床面積が80㎡以上であるものについては、原則として「石綿事前調査結果報告ｼｽﾃﾑ」を用いて調査結果の報告を行い、内容を監督職員へ提出すること。
※石綿事前調査結果報告ｼｽﾃﾑには「gBizID(https://gbiz-id.go.jp)」への登録が必要となる。

○ 8　発生材の処理等　(1.3.12)

次の物品は、PCBの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。
・ 昭和47年以前の建築物：ﾎﾟﾘｻﾙﾌｧｲﾄﾞ系ｼｰﾘﾝｸﾞ

・ 引渡しを要するもの　（・ 金属類　・ PCB含有物　・　・　）
・ 特別管理産業廃棄物　（・ 廃石綿　・ 鉛含有物　・　・　）
・ 現場において再利用を図るもの　（・　）
○ せっこうﾎﾞｰﾄﾞ
ⅰ）　廃せっこうﾎﾞｰﾄﾞの裏面の表示を確認し、石綿、ヒ素、ｶﾄﾞﾐｳﾑを含有するか又は、含有していないことが確認できない場合は、各製造工場に問合せの上、適切に処理する。
ⅱ）　石綿含有せっこうﾎﾞｰﾄﾞ　9章による
・ その他の含有物質　（　）　搬出先　（　）
・ 特殊な建設副産物　・ ﾌﾛﾝ　・ ﾊﾛﾝ　・ 六ﾌｯ化硫黄(SF6)ｶﾞｽ　・ PFOS(ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛ)　・ ｲｵﾝ化式感知器
位置　（ ※ 図示　・　）

○ 9　産業廃棄物管理票

(財)日本産業廃棄物処理振興ｾﾝﾀｰ（http://www.jwnet.or.jp）が運営する「情報処理ｾﾝﾀｰの登録（電子ﾏﾆﾌｪｽﾄ）により行うこと。これにより難い場合は監督職員と協議する。

○ 10　建設副産物情報交換システム

本工事の情報を「建設副産物情報交換ｼｽﾃﾑ（COBRIS）」へ登録するものとし、総合施工計画書作成時、工事完了時及び登録情報に変更が生じた場合には、それぞれ速やかにﾃﾞｰﾀ入力を行う。また、同ｼｽﾃﾑにより、工事着手時に再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書及び建設副産物情報交換ｼｽﾃﾑ工事登録証明書を、工事完了時に同計画書の実施報告書（書式は同一）を作成し、監督職員に提出する。

○ 11　特定建設資材の再資源化等

本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第9条による分別解体等実施義務の対象建設工事となることが想定されるため、同法に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施について適切な措置を講ずる。
ただし、工事契約後に明らかになったやむを得ない事情により、工事契約時に予定していた条件により難い場合は、監督職員と協議する。
また、分別解体・再資源化等の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等をした施設の名称及び所在地、再資源化等に要した費用を書面にて監督職員に報告する。

○ 分別解体の方法

工事の種類	工程	作業内容	分別解体等の方法
新営、増築、改修工事	(1)造成等	左記の工事	
	(2)基礎・基礎ぐい		
	(3)上部構造部分・外装		
	(4)屋根		
	(5)建築設備・内装等		手作業とする
	(6)その他(　)		

工事の種類	工程	作業内容	分別解体等の方法
解体工事	(1)建築設備、内装材等	左記の取り外し	手作業
	(2)屋根ふき材		手作業
	(3)外装材、上部構造部分	左記の取り壊し	手作業・機械作業の併用
	(4)基礎、基礎ぐい		手作業・機械作業の併用
	(5)その他(　)		手作業・機械作業の併用

・ 特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
・ｺﾝｸﾘｰﾄ		
・鉄及びｺﾝｸﾘｰﾄから成る建設資材		
・ｱｽﾌｧﾙﾄ、ｺﾝｸﾘｰﾄ		
・建設発生木材		

通知に係る事項の説明時に上記と異なる施設(同種の再資源化等を行う施設に限る)を受注者が提示した場合は、当該施設に搬出することができる。ただし、当該施設への変更については設計変更の対象としない。

○ 12　環境への配慮　(1.4.1)

(1)建築物内部に使用する材料等は、設計図書に所要の品質及び性能を有すると共に、次のアからエを満たすものとする。
ア　合板、木質系ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ、構造用ﾊﾟﾈﾙ、集成材、単板積層材、MDF、ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ、その他の木質建材、ﾕﾘｱ樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗料は、ｱｾﾄｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ及びｽﾁﾚﾝを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
イ　接着剤及び塗料は、ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ及びｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝの含有量が少ない材料を使用する。
ウ　接着剤は、可塑性(ﾌﾀﾙ酸ｼﾞ-n-ﾌﾞﾁﾙ及びﾌﾀﾙ酸ｼﾞ-2-ｴﾁﾙﾍｷｼ等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。
エ　アの材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ｱｾﾄｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ及びｽﾁﾚﾝを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
(2)設計図書に規定する「ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次のア又はイに該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次のウ又はエに該当する材料を指す。
ア　建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ発散建築材料以外の材料
イ　建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
ウ　建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ発散建築材料
エ　建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

○ 13　材料の品質等　(1.4.2)

(1)本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。
(2)備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。
(3)標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。

○ 14　材料の検査等

現場に搬入したすべての材料について、自主検査記録(任意様式)を提出すること。ただし、別表に掲げる材料については監督職員の検査を受ける。
なお、監督職員の検査の結果、合格した材料と同じ種別の材料は以後原則として抽出検査とする。
また、製造工場等における材料検査を行う工事材料は監督職員の指示による。

○ 15　調査のための破壊部分の補修

補修方法　※ 現状復旧　・ 図示

○ 16　地場産品

静岡県中小企業の受注者機会の増大による地域経済の活性化に関する条例に基づき地場産品の使用促進を図ることで地域経済の活性化に寄与することを目的とする。受注者は工事に使用する建設資材等について契約図書に規定する品質が規格値を満足した地場産品の優先使用に努めること。
「地場産品」とは「県産木材」及び「県産品」をいう。
「県産木材」とは「静岡県産材証明制度要綱」第２条に掲げるものをいう。
「県産品」とは建設資材又は製品等で、県内で最終工程が施されたものをいう。

○ 17　技能士　(1.6.2)

一級技能士又は単一等級の資格者を有する者の配置を適用する作業種別

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	⊙とび作業
鉄筋工事	鉄筋施工	・鉄筋組立作業
ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	型枠施工	・型枠工事作業
	ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送施工	・ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送工事作業
鉄骨工事	とび	・とび作業
	鉄工	・構造物鉄工作業
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ、ALCﾊﾟﾈﾙ	ﾌﾞﾛｯｸ建築	・ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工事作業
押出成形ｾﾒﾝﾄ板工事	ｴｰｴﾙｼｰﾊﾟﾈﾙ施工	・ｴｰｴﾙｼｰﾊﾟﾈﾙ工事作業
防水工事	防水施工	・ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業
		・ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業
		・塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水工事作業
		・ｾﾒﾝﾄ系防水工事作業
		・ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業
		・合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水工事作業
		・ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業
		・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄﾄｰﾁ工法防水工事作業
		・FRP防水工事作業
石工事	石材施工	・石張り作業
ﾀｲﾙ工事	ﾀｲﾙ張り	・ﾀｲﾙ張り作業
木工事	建築大工	・大工工事作業
屋根及びとい工事	建築板金	・内外装板金作業
	ｽﾚｰﾄ施工	・ｽﾚｰﾄ工事作業
	かわらぶき	・かわらぶき作業
金属工事	内装仕上施工	⊙鋼製下地工事作業
	建築板金	・内外装板金作業
左官工事	左官	・左官作業
建具工事	ｻｯｼ施工	・ﾋﾞﾙ用ｻｯｼ施工作業
	ｶﾞﾗｽ施工	・ｶﾞﾗｽ工事作業
	自動ﾄﾞｱ施工	・自動ﾄﾞｱ施工作業
	建具製作	・木製建具手加工作業
		・木製建具機械加工作業
ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事	ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ施工	・金属製ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事作業
	ｻｯｼ施工	・ﾋﾞﾙ用ｻｯｼ施工作業
	ｶﾞﾗｽ施工	・ｶﾞﾗｽ工事作業
塗装工事	塗装	・建築塗装作業
内装工事	内装仕上施工	・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上げ工事作業
		・ｶｰﾍﾟｯﾄ系床仕上け工事作業
		・ﾎﾞｰﾄﾞ仕上げ工事作業
		・壁装作業
	表装	・表具作業
	畳製作	・畳製作作業
	熱絶縁施工	・吹付け硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱工事作業
排水工事	配管	・建築配管作業
舗装工事	路面表示施工	・溶解ﾍﾟｲﾝﾄﾏｰｶｰ工事作業
		・加熱ﾍﾟｲﾝﾄﾏｼﾝﾏｰｶｰ工事作業
植栽工事	造園	・造園工事作業

なお、県内に一級技能士が少ない作業職種は、予め監督職員と協議することができる。

○ 18　室内空気中の化学物質の濃度測定　(1.6.9)

測定対象室及び測定箇所数
測定対象室　※ 全ての居室、常時換気しない書庫、倉庫　・ 図示
測定箇所数　（　）箇所

室の床面積A(m2)	A≦50	50＜A≦200	200＜A≦500	500＜A
測定箇所数	1	2	3	4

使用した材料、室の形状、換気設備等の仕様が類似しており、同様の測定結果となることが予想される複数の室については、監督職員と協議の上、そのうちの１室以上を測定する。
測定方法　※ ﾊﾟｯｼﾌﾞ採取による蒸気拡散式分析法
　　　　　・ 厚生労働省の標準法
測定物質　ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ、ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ｽﾁﾚﾝ

対象物質	厚生労働省の指針値（25℃の場合）
ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	0.08ppm(　100μg/m3)
ﾄﾙｴﾝ	0.07ppm(　260μg/m3)
ｷｼﾚﾝ	0.05ppm(　200μg/m3)
ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ	0.88ppm(3、800μg/m3)
ｽﾁﾚﾝ	0.05ppm(　220μg/m3)

社会福祉施設においては、ﾊﾟﾗｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝの測定要否を監督職員と協議すること。
測定者　専門測定機関による測定　※ 現場作業員による測定　・
測定前準備　測定対象室を30分換気し、その後5時間閉鎖する。
測定時　測定前準備・測定時は換気設備又は空気調和設備を稼動させたまま行う。ただし、局所的な換気扇で常時稼動させないものは停止させたままとする。測定時間は、原則として24時間とする。ただし、24時間測定が行えない場合は8時間測定(10時30分～18時30分)とする。測定位置は、室中央付近の床から1.2m～1.5mの高さとする。
測定後　測定年月日、測定時刻、測定時の室温・湿度・天候、及び内装仕上げ工事の完了した年月日等を記載すること。

○ 19　施工図等の取扱い

施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

○ 20　設備工事との取合い　(1.8.1～1.8.3)(表1.8.1)

施工範囲　※ 工事区分表による　・
施工図　設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。

○ 21　検査

中間検査　※ 対象工事　（実施は中間検査実施基準による）　・ 対象外工事

○ 22　完成時の提出図書

※現場説明書による。

23　重機類

※ 低騒音型　（　）　・ 低振動型　（　）　・ 指定無し

24　設計GL

設計GL　※ 図示

○ 25　既存部の汚損等

工事施工に際し、既存部分を汚損又は損傷した場合は、構造、仕上げ共、既存にならい補修する。

○ 26　事故報告

工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。また建設工事事故報告ﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽに登録すること。

○ 27　異常気象時の報告

異常気象時（大雨警報、暴風警報、大雪警報）及び震度4以上の地震発生時には、現場点検を行い速やかに監督職員に報告する。

○ 28　公共事業労務費調査に対する協力

受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
(1)調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
(2)調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
(3)正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
(4)対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

29　建設発生土の処理　[3.2.5]

・ 場外指定場所に搬出し、搬出後、監督職員へ搬出先の受入を証明する資料を提出する。
搬出場所　（　）　受入条件　（　）
処分費　（　）　仮置き場　（　）
・ 近隣の受入先を調査の上、搬出距離、受入条件等が確認できる資料を監督職員に提出し、協議により搬出先を決定する。搬出後、監督職員へ搬出先の受入を証明する資料を提出する。なお、次の運搬に相当する経費を見込んでいる。
搬出距離　（　）　DID区間　（　）
仮置場　（　）
・ 場内指定場所に敷き均し　（・ 図示　・　）
・ 場内指定場所に堆積　（・ 図示　・　）
なお受注者の提示する運搬距離、処分費及び整地費と異なる場合においても設計変更の対象としない。

○ ２章　仮設工事

1　足場その他　(2.2.1)(表2.2.1)

内部足場の種別　※ 脚立、足場板等　○ 棚足場
外部足場の種別　・ 枠組足場　・ くさび緊結式足場　・ 単管本足場
　　　　　　　　・ 仮設ｺﾞﾝﾄﾞﾗ　・ 移動式足場　・
手すり先行足場の設置　※ 行う　・ 行わない
工事で設置する足場については、標準仕様書2.2.4(b)によるほか、「手すり先行工法等に関するｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ」（厚生労働省平成21年４月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立てや解体等の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式、又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。
屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971（屋根工事用足場及び施工方法）に基づき、建方作業台や墜落防護さく等を設置する。

・ 外部足場の防護ｼｰﾄによる養生
・ 養生ﾈｯﾄ　・ 養生ｼｰﾄ　（・ Ⅰ類　・ Ⅱ類 ）　・ ﾈｯﾄ状養生ｼｰﾄ　（・ Ⅰ類　・ Ⅱ類 ）
・ 防音ｼｰﾄ　・ 防音ﾊﾟﾈﾙ　・
設置範囲　・ 図示　・

○ 2　材料、撤去材等の運搬　(2.2.1)(表2.2.1)

種別　・ A種　○ B種　・ C種　・ D種　・ E種

○ 3　既存部分の養生　(2.3.1)

○ 既存部分の養生方法　※ ﾋﾞﾆﾙｼｰﾄ、合板等　・
○ 既存家具、既存設備等の養生方法　※ ﾋﾞﾆﾙｼｰﾄ等　・
○ 外部開口部の養生方法　※ ﾋﾞﾆﾙｼｰﾄ等　・
○ 工事用通路の養生方法　※ ﾋﾞﾆﾙｼｰﾄ等　・
○ 固定された備品、机、ﾛｯｶｰ等の移動　・ 行う　（ ※ 図示 ）　・ 行わない
○ 既存ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞ、ｶｰﾃﾝ等の養生　・ 行う　（ ※ 図示 ）　・ 行わない
既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。

○ 4　仮設間仕切り　(2.3.2)

仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所　・ 図示　・
仮設間仕切りの種別と材質等

種別	下地	仕上げ(厚さmm)	塗装	充填
・ A種	・ 木	・ せっこうﾎﾞｰﾄﾞ 種類　・ 厚さ　・　※ 9.5mm	・ 無し ・ 片面	ｸﾞﾗｽｳｰﾙ32K厚さ50mm以上
・ B種	・ 軽量鉄骨	・ 合板 種類　・ 厚さ　・　※ 9.5mm		
○ C種	・ 単管	防炎ｼｰﾄ		

仮設間仕切りに設ける扉の材質等

材質	仕上げ	塗装	設置箇所	備考
※ 木製	※ 合板張り程度　・	・ 無し	・　箇所	
・	・	・ 片面	・ 図示	

○ 5　監督職員事務所　(2.4.1)

・ 設ける　（・ 10㎡程度　・　）　・既存建物利用
○ 設けない
監督職員事務所の備品等　標準仕様書によるほか下記による
・ 机　・ 椅子　・ ｺﾞﾑ長靴　・ 雨がっぱ　・ 保安帽　・ 墜落制止用器具　・ 更衣ﾛｯｶｰ
以上は監督職員　人分
・ 書籍　・ 白板　・ 掛時計　・ 寒暖計　・ 懐中電灯　・ 受注者加入電話の子機　・ 消火器
・ 冷暖房機器　・ ﾊﾟｿｺﾝ　（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続：　）
以上は各１ヶ

○ 6　監理事務所

・ 設ける　（・ 10㎡程度　・　）　・既存建物利用
○ 設けない
監理事務所の備品等　標準仕様書によるほか下記による
・ 机　・ 椅子　・ ｺﾞﾑ長靴　・ 雨がっぱ　・ 保安帽　・ 墜落制止用器具　・ 更衣ﾛｯｶｰ
以上は　人分
・ 書籍　・ 白板　・ 掛時計　・ 寒暖計　・ 懐中電灯　・ 受注者加入電話の子機　・ 消火器
・ 冷暖房機器　・ ﾊﾟｿｺﾝ　（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続：　）
以上は各１ヶ

○ 7　工事用水

構内既存の施設　・ 利用できない
　　　　　　　　○ 利用できる（ ※ 有償　・ 無償　※利用可能口径　φ　本）

○ 8　工事用電力

構内既存の施設　・ 利用できない
　　　　　　　　○ 利用できる（ ※ 有償　・ 無償　※利用可能電力　W　回路）

17 ガラス (3.7)(5.13.2～4)

ﾌﾛｰﾄ板ｶﾞﾗｽの品種及び厚さの呼びによる種類
※ 建具表による

型板ｶﾞﾗｽの厚さによる種類
※ 建具表による

網入板ｶﾞﾗｽ及び線入板ｶﾞﾗｽの網又は線の形状、板の表面の状態及び厚さの呼びによる種類
※ 建具表による

合わせｶﾞﾗｽ
材料板ｶﾞﾗｽの種類及び厚さの組合せ並びにｶﾞﾗｽの合計厚さによる種類
※ 建具表による ・
形状による種類
・ 平面合わせｶﾞﾗｽ ・ 曲面合わせｶﾞﾗｽ
落球衝撃はく離特性並びにｼｮｯﾄﾊﾞｯｸ衝撃特性による種類
・ Ⅰ類 ・ Ⅱ-1類 ・ Ⅱ-2類 ・ Ⅲ類

強化ｶﾞﾗｽ
形状による種類、材料板ｶﾞﾗｽの種類による名称
※ 建具表による ・
破片の状態及びｼｮｯﾄﾊﾞｯｸ衝撃特性による種類
・ Ⅰ類 ・ Ⅲ類

熱線吸収板ｶﾞﾗｽ
板ｶﾞﾗｽによる種類、厚さによる種類
※ 建具表による
性能による種類
・ Ⅰ類 ・ Ⅱ類

複層ｶﾞﾗｽ
材料板ｶﾞﾗｽの種類及び厚さの組合せ並びに複層ｶﾞﾗｽの厚さ
※ 建具表による ・
断熱性による区分
・ T1 ・ T2 ・ T3 ・ T4 ・ T5 ・ T6
日射取得性、日射遮蔽性による区分
・ G ・ S
乾燥気体の種類
・ 空気 ・ ｱﾙｺﾞﾝ

熱線反射ｶﾞﾗｽ
材料板ｶﾞﾗｽの種類及び厚さによる種類
※ 建具表による ・
日射遮蔽性による区分
・ 1種 ・ 2種 ・ 3種
耐久性による区分（日射遮蔽性による区分が2種の場合）
・ A類 ・ B類
映像調整
・ 行う ・ 行わない

倍強化ｶﾞﾗｽ
材料板ｶﾞﾗｽの種類及び厚さによる種類
※ 建具表による ・
倍強化ｶﾞﾗｽ
材料板ｶﾞﾗｽの種類及び厚さによる種類
※ 建具表による ・

ｶﾞﾗｽの留め材及び溝の大きさ

建具の種類	ｶﾞﾗｽ留め材	ｶﾞﾗｽ溝の大きさ(mm)
ｱﾙﾐﾆｳﾑ製	・ ｼｰﾘﾝｸﾞ材 ・ ｶﾞｽｹｯﾄ ・ ｸﾞﾚｰｼﾞﾝｸﾞﾁｬﾝﾈﾙ型 ・	・ 図示 ・ 建具の製造所の仕様による ・
鋼製及び鋼製軽量	・ ｼｰﾘﾝｸﾞ材 ・	・ 図示 ・ 建具の製造所の仕様による ・
ｽﾃﾝﾚｽ製	・ ｼｰﾘﾝｸﾞ材 ・	・ 図示 ・ 建具の製造所の仕様による ・

18 ガラスブロック積み (16.14.5)

表面形状	呼び寸法	厚さ	目地幅(mm) 平積み	目地幅(mm) 曲面積み	伸縮調整目地(mm)
正方形	・ 125×125	80	※ 8～15	外側	※ 6m以下ごとに巾10～25
	・ 160×160 ・ 95 ・ 125	・ 15～25	・	※ 15以下	・ 図示
	・ 200×200 ・ 95 ・ 125			・	
	・ 320×320	95		内側	
長方形	・ 250×125	80		※ 6以上	
	・ 320×160	95		・	

壁用金属枠及び補強材 ※ 図示
化粧目地ﾓﾙﾀﾙの色 （ ）
金属製化粧ｶﾊﾞｰ 材質 ・ ｽﾃﾝﾚｽ製 ・ ｱﾙﾐﾆｳﾑ製
寸法 ※ 図示 ・
形状 ※ 図示 ・
工法 建築基準法に基づき定まる （ ※ 1 ・ 1.15 ・ 1.3 ） 倍の風圧力に対応した工法
目地部の横力骨の納まり
※ ｶﾞﾗｽﾌﾞﾛｯｸ製造所の仕様による ・ 図示 ・

19 ガラス用フィルム

種類	記号 内貼り用	記号 外貼り用	性能等
・ 日射調整ﾌｨﾙﾑ	・ SC-1	・ SC-2	日射遮蔽性能による区分 ・ A ・ B ・ C ・ D ・ E
・ 低放射ﾌｨﾙﾑ	・ LE		熱貫流率による区分 ・ A ・ B ・ C ・ D
・ 衝撃破壊対応ｶﾞﾗｽ飛散防止ﾌｨﾙﾑ	・ GI-1	・ GI-2	

品質 JIS A 5759による。

6章 内装改修工事

1 改修範囲 (6.1.3)

既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲
※ 壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・ 図示
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲
※ 壁面より両側 600mm 程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・ 図示
既存天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修
※ 既存のまま ・ 図示

2 既存床の撤去及び下地補修 (6.2.2)

ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ等の除去
浮き、欠損部などによる下地ﾓﾙﾀﾙの撤去 ※ 行う ・ 行わない
合成樹脂塗床材の除去 ・ 機械的除去工法 ・ 目荒し工法
既存のｺﾝｸﾘｰﾄ又はﾓﾙﾀﾙ面の下地処理に用いるｴﾎﾟｷｼｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ及びｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾓﾙﾀﾙは、４章外壁改修工事による
改修後の床の清掃 ※ 行う （ ※ 改修端部より1m程度 ・ 図示 ） ・ 行わない

3 既存壁の撤去及び下地補修 (6.3.2)

間仕切り壁撤去に伴う他の構造体の補修
・
※ 改修標準仕様書4.4.9によるﾓﾙﾀﾙ塗り （塗り厚25mmを超える場合の処置 ※ 図示 ）

4 木材の含水率 (6.5.2)

現場搬入時の木材の含水率 ※ A種 ・ B種
改修標準仕様書6.5.2(2)～(6)までで含水率が規定されているものはその規定による

5 木下地等の表面仕上げ (6.5.1)

表面仕上げの種別		適用箇所
機械加工	・ A種	
	・ B種	
	・ C種	
手加工	・ H-A種	
	・ H-B種	
	・ H-C種	

6 製材[G] (6.5.2)

※ 県内産木材 ・ 改修標準仕様書6.5.2による木材 ・ 市販品
適用樹種 （ ・ 杉 ・ 桧 ）
県内産木材の適用がない場合でも可能な範囲で県内産木材の使用に勤めること
報告：静岡県産材証明制度の「県産材販売管理票」により報告すること
・ 合法的に生産された木材を使用すること。
報告：木材・木製品の合法性、持続可能性の証明のためのｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ
（平成18年2月15日 林野庁作成）に準拠した証明書により報告すること
造作材の材面の品質の基準 ・ A種 ・ B種

・「製材の日本農林規格」による下地用針葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	形状	含水率	保存処理	間伐材等の適用
			※ 2級 ・		※ A種 ・ B種 ・		・ 有 ・ 無
			※ 2級 ・		※ A種 ・ B種 ・		・ 有 ・ 無
			※ 2級 ・		※ A種 ・ B種 ・		・ 有 ・ 無

県産木材の適用 ・ 適用する ・ 適用しない

・「製材の日本農林規格」による造作用針葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	形状	含水率	保存処理	間伐材等の適用
見掛面			※ 上小節 ・		※ A種 ・ B種 ・		・ 有 ・ 無
見掛面以外			※ 小節以上 ・		※ A種 ・ B種 ・		・ 有 ・ 無
			※ 2級		※ A種 ・ B種 ・		・ 有 ・ 無

県産木材の適用 ・ 適用する ・ 適用しない

・「製材の日本農林規格」による広葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	形状	含水率	保存処理	間伐材等の適用
			※ 1等 ・		※ 10%以下 ・ A種 ・ B種 ・		・ 有 ・ 無
			※ 1等 ・		※ 10%以下 ・ A種 ・ B種 ・		・ 有 ・ 無

県産木材の適用 ・ 適用する ・ 適用しない

・「製材の日本農林規格」以外の製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	造作材の材面の品質	防虫処理	含水率	間伐材等の適用
			（ ） 造作材の場合 （ ※ A種 ・ B種 ・ ）	・ 有 ・ 無	※ A種 ・ B種 ・	・ 有 ・ 無
			（ ） 造作材の場合 （ ※ A種 ・ B種 ・ ）	・ 有 ・ 無	※ A種 ・ B種 ・	・ 有 ・ 無
			（ ） 造作材の場合 （ ※ A種 ・ B種 ・ ）	・ 有 ・ 無	※ A種 ・ B種 ・	・ 有 ・ 無

県産木材の適用 ・ 適用する ・ 適用しない

7 造作用集成材[G] (6.5.2)

ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量 ※ 規制対象外 ・
・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面数	見付け材面の等級	間伐材等の適用
				※ 1等 ・ 2等	・ 有 ・ 無
				※ 1等 ・ 2等	・ 有 ・ 無
				※ 1等 ・ 2等	・ 有 ・ 無

県産木材の適用 ・ 適用する ・ 適用しない

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面数	見付け材面の品質	間伐材等の適用
	化粧薄板： 芯材：				※ 1等 ・ 2等	・ 有 ・ 無
	化粧薄板： 芯材：				※ 1等 ・ 2等	・ 有 ・ 無
	化粧薄板： 芯材：				※ 1等 ・ 2等	・ 有 ・ 無

県産木材の適用 ・ 適用する ・ 適用しない

・「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
				※ 15%以下 ・	・
				※ 15%以下 ・	・
				※ 15%以下 ・	・

県産木材の適用 ・ 適用する ・ 適用しない

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
	化粧薄板： 芯材：				※ 15%以下 ・	・

県産木材の適用 ・ 適用する ・ 適用しない

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集成柱

施工箇所	樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
	化粧薄板： 芯材：				※ 15%以下 ・	・

県産木材の適用 ・ 適用する ・ 適用しない

8 造作用単板積層材[G]

ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量 ※ 規制対象外 ・ (6.5.2)

・ 単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材

施工箇所	厚さ(mm)	表面の品質	防虫処理	間伐材等の適用
		・ 有 (加工 ・ 天然木加工 ・ 塗装加工) ・ 無 （ ）	・ 有 ・ 無	・

県産木材の適用 ・ 適用する ・ 適用しない

・ 単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材

施工箇所	厚さ(mm)	表面の品質	含水率	防虫処理	間伐材等の適用
		・ 有 (加工 ・ 天然木加工 ・ 塗装加工) ・ 無 （ ）	※ 14%以下	・ 有 ・ 無	・

県産木材の適用 ・ 適用する ・ 適用しない

・ CLT（直交集成板）[G]

施工箇所	品名	曲げ性能	種別	接着性能	樹種	寸法(mm)	間伐材等の適用

9 床張り用合板等

ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量 ※ 規制対象外 ・ (6.5.2)

・ 普通合板[G]

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	難燃処理	防煙処理	間伐材等の適用
	※ 5.5 ・		※ 1類 ・ 2類	広葉樹 ※ 2等以上 ・ 1等 ・ 針葉樹 ※ C-D以上 ・	・ 有 ・ 無	・ 有 ・ 無	・ 有 ・ 無	・

県産木材の適用 ・ 適用する ・ 適用しない

・ 構造用合板[G]

施工箇所	厚さ(mm)	等級	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	強度等級	間伐材等の適用
	※ 12 ・	※ 2級以上 ・ 1級		※ 1類 ・ 特類	※ C-D以上 ・	・ 有 ・ 無	・ 適用する （ ） ・ 適用しない	・

県産木材の適用 ・ 適用する ・ 適用しない

・「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板[G]

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理	間伐材等の適用
			・ 1類 ・ 特類	・ 有 ・ 無	・ 有 ・ 無
			・ 1類 ・ 特類	・ 有 ・ 無	・ 有 ・ 無
			・ 1類 ・ 特類	・ 有 ・ 無	・ 有 ・ 無

県産木材の適用 ・ 適用する ・ 適用しない

・「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板[G]

施工箇所	厚さ(mm)	化粧板に使用する単板の樹種名	接着の程度	防虫処理	間伐材等の適用
			・ 1類 ・ 2類	・ 有 ・ 無	・ 有 ・ 無
			・ 1類 ・ 2類	・ 有 ・ 無	・ 有 ・ 無
			・ 1類 ・ 2類	・ 有 ・ 無	・ 有 ・ 無

・「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板[G]

施工箇所	厚さ(mm)	接着の程度	表面性能	化粧加工の方法	防虫処理	間伐材等の適用
		・ 1類 ・ 2類			・ 有 ・ 無	・ 有 ・ 無
		・ 1類 ・ 2類			・ 有 ・ 無	・ 有 ・ 無
		・ 1類 ・ 2類			・ 有 ・ 無	・ 有 ・ 無

・ ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ[G]

施工箇所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分	厚さ(mm)
		※ 13ﾀｲﾌﾟ ・	※ PえはM ・		※ 15 ・
		※ 13ﾀｲﾌﾟ ・	※ PえはM ・		※ 15 ・

・ 構造用ﾊﾟﾈﾙ

施工箇所	等級	厚さ(mm)
	・ 1級 ・ 2級 ・ 3級 ・ 4級	
	・ 1級 ・ 2級 ・ 3級 ・ 4級	

・ MDF[G]

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	間伐材等の適用

10 接着剤 (6.5.3、4)(6.8.2)(6.9.3)(6.11.4、5)

接着材は可塑剤(難揮発性の可塑剤を除く)が添付されていないものとする。
ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞの放散量 ※ 既製対象外 ・
施工箇所の下地がｾﾒﾝﾄ系下地及び木質系下地以外の場合の接着材の種別 ・ 図示 ・

11 防腐・防蟻処理

・ 防腐、防蟻処理を省略できる樹種による製材 (6.5.5)
適用部位： （ ）
・ 薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理

適用部材	保存処理性能区分	
	・ K2 ・ K3 ・ K4	
	・ K2 ・ K3 ・ K4	
	・ K2 ・ K3 ・ K4	

・ 薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

適用部材	処理の方法	薬剤の種類
	※ 改修標準仕様書6.5.5(1)(b)②ｱ～ｴによる ・	※ JIS K 1571に適合又は同等品
	・	

・ 薬剤の接着材への混入による防腐、防蟻処理
適用部位： （ ）

○ 12 軽量鉄骨天井下地 (6.6.2～4)

特定天井 ○ 有 （ 仕様、位置は図示による ） ・ 適用しない
野縁等の種類
屋外 （ ※ 25形 ・ 19形 ） 屋内 （ ※ 19形 ・ 25形 ）
・ 屋外の軒天井、ﾋﾟﾛﾃｨ天井等
工法 建築基準法に基づき定まる （ ※ 1 ・ 1.15 ・ 1.3 ） 倍の風圧力に対応した工法
野縁受、吊りﾎﾞﾙﾄ及びｲﾝｻｰﾄの間隔 ・ 図示 ・
周辺部の端からの間隔 ・ 図示 ・
野縁の間隔 ・ 図示 ・
既存の埋込みｲﾝｻｰﾄ ・ 使用する ○ 使用しない
あと施工ｱﾝｶｰの引抜き試験 ○ 行う （ 試験箇所数 ：メーカーの規定による ）
・ 行わない
・ 吊りﾎﾞﾙﾄの間隔が900mmを超える場合の補強方法 ※ 図示 ・
・ 天井のふところが1.5m以上3.0m以下の場合の場合の補強方法
・
・ 天井のふところが3.0mを超える場合の補強方法 ※ 図示 ・
・ 天井下地材における耐震性を考慮した補強 補強箇所 ※ 図示 ・
補強方法 ※ 図示 ・
○ 天井落下防止システム
○ N-Safe（日栄インテック株式会社）同等品
※ 取付方法等はメーカー仕様による
○ 金属拡張アンカー QC-30S（エヌバット株式会社）同等品
※ 取付方法等はメーカー仕様による

13 軽量鉄骨壁下地 ※ 8章(A-06)による (6.7.3)(表6.7.1)

ｽﾀｯﾄﾞ、ランナーの種類
・
ｽﾀｯﾄﾞの高さが5mを超える場合 ※ 図示 ・
出入口及びこれに準ずる開口部の補強
※ 改修標準仕様書6.7.4(5)による ・ 図示

14 ビニル床シート[G] (6.8.2、3)

種類の記号		色柄	厚さ(mm)	備考
※ FS ・ ・		・ 無地 ・ ﾏｰﾌﾞﾙ柄 ・ 柄物	※ 2.0 ・	

目地処理する場合の工法 ※ 熱溶接工法 ・

15 ビニル床タイル張り[G] (6.8.2)

種類の記号		色柄	寸法(mm)	厚さ(mm)	備考
・ TT ・ FT ※ KT ・ F0A ・ F0B		・ 無地 ・ 柄物	・ 300×300 ・ 450×450	・ 2.0 ・ 2.5 ・ 3.0 ・	

16 特殊機能床 (19.2.2)

・帯電防止ｼｰﾄ
種類 (　　) 性能 (　　)
厚さ (　　mm)
・帯電防止床ﾀｲﾙ
種類 (　　) 性能 (　　)
寸法 (　　x　　) 厚さ (　　mm)
・視覚障害者用床ﾀｲﾙ
視覚障害者誘導用ﾌﾞﾛｯｸ等の突起の形状・寸法及びその配列はJIS T 9251による
種類 (　　) 形状 (　　)
・耐動荷重性床ｼｰﾄ
種類 (　　) 厚さ (　　mm)
・防滑性床ｼｰﾄ
種類 (　　) 厚さ (　　mm)
・防滑性床ﾀｲﾙ
種類 (　　) 寸法 (　　x　　)
厚さ (　　mm)

17 ビニル幅木 (6.8.2)

材質 ・硬質 ・軟質
厚さ ※1.5mm以上 ・ 高さ(mm) ※60 ・75 ・100

18 ゴム床タイル (6.8.2)

種類 ・単層品 ・積層品
色柄 (　　)
厚さ(mm) ・3.0 ・4.5 ・6.0 ・9.0
寸法(mm) (　　)

19 カーペット敷き (6.9.3、4)(表6.9.1)

・織じゅうたん

織り方	ﾊﾟｲﾙ形状
・ｳｪﾙﾄﾝｶｰﾍﾟｯﾄ	・ｶｯﾄﾊﾟｲﾙ
・ﾀﾌﾃﾌﾞﾙﾌｪｰｽｶｰﾍﾟｯﾄ	・ﾙｰﾌﾟﾊﾟｲﾙ
・ﾌﾗｯｼﾝｸﾞｶｰﾍﾟｯﾄ	・ｶｯﾄ、ﾙｰﾌﾟ併用

色柄 ※模様の無い無地 ・
ﾊﾟｲﾙ糸の種類等
※無地の織りじゅうたんの種別 (・A種 ・B種 ・C種)
帯電性 ・適用する ・適用しない
織りじゅうたんの接合方法 ※ﾋｰﾄﾎﾞﾝﾄﾞ工法 ・
下敷き材 ※反毛ﾌｪﾙﾄ(JIS L 3204)の第2種2号 呼び厚さ 8mm ・

・ﾀﾌﾃｯﾄﾞｶｰﾍﾟｯﾄ

ﾊﾟｲﾙ形状	ﾊﾟｲﾙ長さ(mm)	工法	帯電性	備考
・ｶｯﾄﾊﾟｲﾙ	・5～7 ・	※ 全面接着工法	・適用する	
・ﾙｰﾌﾟﾊﾟｲﾙ	・4～6 ・	・ｸﾞﾘｯﾊﾟｰ工法		
・ｶｯﾄ、ﾙｰﾌﾟ併用	・		・適用しない	

下敷き材(ｸﾞﾘｯﾊﾟｰ工法の場合)
※ 反毛ﾌｪﾙﾄ(JIS L 3204)の第2種2号 呼び厚さ8mm ・
・ﾆｰﾄﾞﾙﾊﾟﾝﾁｶｰﾍﾟｯﾄ 厚さ(mm) ・
帯電性 ・適用する ・適用しない ・適用しない

・ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ

ﾊﾟｲﾙの形状	種類	施工箇所	寸法(mm)	総厚さ(mm)	備考
※ ﾙｰﾌﾟﾊﾟｲﾙ	※ 第一種 ・第二種		※ 500×500 ・	※ 6.5 ・	
・ｶｯﾄﾊﾟｲﾙ	・第一種 ・第二種		※ 500×500 ・	※ 6.5 ・	
・ｶｯﾄ、ﾙｰﾌﾟ併用	・第一種 ・第二種		※ 500×500 ・	※ 6.5 ・	

ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄの敷き方 平場 ※市松敷き ・模様流し ・
階段部分 ※模様流し ・市松敷き ・
見切り、押え金物
材質 (　　) 種類 (　　) 形状等 ※図示

20 合成樹脂塗床 (6.10.2～3)

種別	施工箇所	工法	仕上げの種類
・厚膜型塗床材 弾性ｳﾚﾀﾝ樹脂系塗床			※ 平滑仕上げ ・防滑仕上げ ・つや消し仕上げ
・厚膜型塗床材 ｴﾎﾟｷｼ樹脂系塗床		・薄膜流しのべ 工法 ・厚膜流しのべ工法 ・樹脂ﾓﾙﾀﾙ工法	・平滑仕上げ ・防滑仕上げ
・薄膜型塗床材			

塗料のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量 ※ 規制対象外 ・第三種

21 フローリング張り (6.11.2～6)

・単層ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ (ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾎﾞｰﾄﾞ1等)
工法 ・釘留め工法 (・根太張り ・直張り) ・接着工法
樹種 ※ なら ・
間伐材の適用 ・適用する ・適用しない
・単層ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ (ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ1等)
工法 ・釘留め工法 (・根太張り ・直張り) ・接着工法
樹種 ※ なら ・
厚さ ・ 大きさ ・
間伐材の適用 ・適用する ・適用しない
・複合ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ
工法 ・釘留め工法 (・根太張り ・直張り) ・接着工法
樹種 ※ なら ・
種別 ・A種 ・B種 ・C種
間伐材の適用 ・適用する ・適用しない
ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ及び接着剤のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量 ※ 規制対象外
接着工法の場合の裏面緩衝材 ※ 合成樹脂発泡ｼｰﾄ ・
現場塗装仕上げ ※ ｳﾚﾀﾝ樹脂ﾜﾆｽ塗り ・ｵｲﾙｽﾃｲﾝの上、ﾜｯｸｽ塗り ・生地のままﾜｯｸｽ塗り

22 畳敷き (6.12.2)

種別
・A種 ・B種 ・C種 ・D種(畳床KT- ・Ⅰ ・Ⅱ ・Ⅲ ・K ・N)
下地の種類 ・標準仕様書様12.6.1による床組み
・ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ床下地(ﾉﾝﾌﾛﾝ[G])
・
畳表及び畳床はﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ｱｾﾄｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ及びｽﾁﾚﾝを発散しないか、発散がきわめて少ない材料を使用したものとする。

23 せっこうボード、その他ボード及び合板張り (6.13.2、3)

合板類、MDF及びﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ、接着剤のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量
※ 規制対象外 ・

・木質系ｾﾒﾝﾄ板[G] 種類・厚さ (※ 図示 ・)
・繊維板[G] 種類・厚さ (※ 図示 ・)
・ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ[G] 種類・厚さ (※ 図示 ・)
・吸音材料 種類・厚さ (※ 図示 ・)
・せっこうﾎﾞｰﾄﾞ 種類・厚さ (※ 図示 ・)
・普通合板[G]
表板の樹種名 ・ 板面の品質 ・
厚さ ※ 図示 ・ 接着の程度 ・1類 ・2類
防虫処理 ・行う ・行わない
・天然木化粧合板[G]
化粧板の樹種名 ・ 接着の程度 ・1類 ・2類
厚さ ※ 図示 ・ 防虫処理 ・行う ・行わない
・特殊加工化粧合板[G]
化粧加工の方法 ・ｵｰﾊﾞｰﾚｲ ・プリント ・塗装 ・
表面性能 ・ 厚さ ※ 図示 ・
接着の程度 ・1類 ・2類 防虫処理 ・行う ・行わない

せっこうﾎﾞｰﾄﾞ等の下地 ※ 図示
遮音ｼｰﾙ材 ・適用する (・ｼｰﾘﾝｸﾞ材 ・ｼﾞｮｲﾝﾄｺﾝﾊﾟｳﾝﾄﾞ) ・適用しない
合板類、繊維板及びﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞのﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量
※ 規制対象外 ・第三種
合板類の張付け ・A種 ※ B種
せっこうﾎﾞｰﾄﾞの目地工法 ・仕上表による
天井又は壁に使用する合板は、関係法令により求められる場合のみ、建築基準法に基づく防火材料の指定又は認定を受けたものとする。

24 壁紙張り (6.14.2、3)

ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量 ※規制対象外 ・第三種

施工箇所	壁紙の種類					防火種別	備考
	紙	繊維	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	無機質	その他		
	・	・	・	・	・	・不燃 ・準不燃 ・難燃	
	・	・	・	・	・	・不燃 ・準不燃 ・難燃	
	・	・	・	・	・	・不燃 ・準不燃 ・難燃	
	・	・	・	・	・	・不燃 ・準不燃 ・難燃	

ﾓﾙﾀﾙ、ﾌﾟﾗｽﾀｰ面の素地ごしらえ ※ RB種 ・
ｺﾝｸﾘｰﾄ、ALC面の素地ごしらえ ※ RB種 ・
せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面の素地ごしらえ ※ RB種 ・

25 モルタル塗り (6.15.3、6)

既製目地材 ※ 適用する ・適用しない
既製目地材形状 ※ 図示
・既調合材
床目地 ・設ける (工法 : ※ 押し目地 ・)
(目地割り : ※ 2m程度 ・)
(最大目地間隔 : ※ 3m程度 ・)
・設けない
・防水剤
(品質・性能・試験方法)建築材料等品質性能表による
壁面の仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の下地処理

26 タイル (6.16.2～4)

伸縮調整目地の位置
床ﾀｲﾙ (※ 縦、横とも4m以内ごと ・図示 ・)
床ﾀｲﾙ以外 (・図示 ・)

・ｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙによるﾀｲﾙ(ｾﾗﾐｯｸﾀｲﾙ)張り
ﾀｲﾙの形状、寸法等

施工箇所	形状寸法(mm)	再生材の適用[G]	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色		耐凍害性		耐滑り性	備考
			Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施釉	無釉	有	無	標準	特注	有	無		
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
試験張り ・行う ・行わない
見本焼き ・行う ・行わない
ﾓﾙﾀﾙ塗りのｺﾝｸﾘｰﾄ素地面の処理 ・MCR工法 ・目荒し工法(高圧洗浄) ・
既製調合ﾓﾙﾀﾙ
ﾓﾙﾀﾙ下地としたﾀｲﾙ工事に使用する張付け用ﾓﾙﾀﾙとして、ｾﾒﾝﾄ、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。
(品質、性能、試験方法)建築材料等品質性能表による
既製調合目地材
(品質、性能、試験方法)建築材料等品質性能表による

・有機系接着剤によるﾀｲﾙ(ｾﾗﾐｯｸﾀｲﾙ)張り
ﾀｲﾙの形状、寸法等

施工箇所	形状寸法(mm)	再生材の適用[G]	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色		耐凍害性		備考
			Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施釉	無釉	有	無	標準	特注	有	無	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
試験張り ・行う ・行わない
見本焼き ・行う ・行わない
接着剤のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量 ※ 規制対象外 ・

27 セルフレベリング材塗り (6.17.2、3)

・せっこう系 塗厚 ( ) mm
・ｾﾒﾝﾄ系 塗厚 ( ) mm

28 天井見切り縁

材種 ・塩化ﾋﾞﾆﾙ製 ・ｱﾙﾐﾆｳﾑ製

7章 塗装改修工事

1 材料 (7.1.3)

屋内で使用する塗料のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量
※ 規制対象外 ・
・ 防火材料 ※ 屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする
・次の箇所を除き防火材料とする (箇所 :)

2 下地調整 (7.2.1～7)

RB種の場合の既存塗膜の除去範囲 ※ 塗替え面積の30% ・図示 ・
既存鉛止め塗料の除去 鉛含有分析 ・行う (分析方法:) (箇所) ・行わない
除去方法：鉛作業主任者を選任し、湿式により除去すること。

下地調整

下地面の種類	下地調整の種別		ひび割れ部の補修
	塗替え	新規	
木部	・RA種 ※RB種 ・RC種	・RA種 ・RB種	
鉄鋼面	・RA種 ※RB種 ・RC種	RA種	
亜鉛めっき鋼面	・RA種 ※RB種 ・RC種	RA種	
亜鉛めっき鋼面(鋼製建具等)	・RA種 ※RB種 ・RC種	RA種	
ﾓﾙﾀﾙ面、ﾌﾟﾗｽﾀｰ面	・RA種 ※RB種 ・RC種	・RA種 ・RB種	・行う ・行わない
ｺﾝｸﾘｰﾄ面(DP以外) ALCﾊﾟﾈﾙ面	・RA種 ※RB種 ・RC種	RA種	・行う ・行わない
ｺﾝｸﾘｰﾄ面(DP) 押出成形ｾﾒﾝﾄ板面	・RA種 ※RB種 ・RC種	RA種	・行う ・行わない
石こうﾎﾞｰﾄﾞ面、その他ﾎﾞｰﾄﾞ面	・RA種 ※RB種 ・RC種	・RA種 ・RB種	

3 錆止め塗料塗り (7.3.2～3)

錆止め塗料塗りの種別

塗装面			塗料の種類	工程の種別
鉄鋼面	屋外又は屋内(EP-G以外)	塗替え	※ A種	※ C種 ・
		新規：見え掛り部分	※ A種	※ A種 ・
		新規：見え隠れ部分	※ A種	※ B種 ・
	屋内(EP-G)	塗替え	※ B種 ・A種	※ C種 ・
		新規：見え掛り部分	※ B種 ・A種	※ A種 ・
		新規：見え隠れ部分	※ B種 ・A種	※ B種 ・
亜鉛めっき鋼面	屋外又は屋内(EP-G以外)	塗替え	※ A種 ・B種	※ C種 ・
		新規鋼製建具等	※ A種 ・B種	※ A種 ・
	屋内(EP-G)	塗替え	※ C種	※ C種 ・
		新規鋼製建具等	※ C種	※ A種 ・

4 塗装 (7.4.2～7.14.2)

塗装の種類	塗装面	工程	
		塗替え	新規
・合成樹脂調合ﾍﾟｲﾝﾄ塗り(SOP) 塗料の種類 ※ 1種 ・2種	木部(外部)	※ B種 ・	※ A種 ・
	木部(内部)	※ B種 ・	※ B種 ・
	鉄鋼面	※ B種 ・	※ B種 ・
	亜鉛めっき鋼面	※ B種 ・	※ B種 ・
	鋼製建具	※ B種 ・	※ B種 ・
・ｸﾘｱﾌﾞﾗｯｶｰ塗り(CL)		・A種 ※ B種	・A種 ※ B種
・ﾌﾀﾙ酸樹脂ｴﾅﾒﾙ塗り(FE)		—	—
・ｱｸﾘﾙ樹脂系非水分散形塗料塗り(NAD)		※ B種 ・A種	※ B種 ・A種
・耐候性塗料塗り(DP)	鉄鋼面 上塗り等級 ・1級 ・2級 ・3級	・A種 ・B種 ・C種	※ A種
	亜鉛めっき鋼面 上塗り等級 ・1級 ・2級 ・3級	・A種 ・B種 ・C種	※ A種
	ｺﾝｸﾘｰﾄ面 押出成形ｾﾒﾝﾄ板面	・A-1種 ・A-2種 ・B-1種 ・B-2種 ・C-1種 ・C-2種	・A-1種 ・A-2種 ・B-1種 ・B-2種 ・C-1種 ・C-2種
・つや有り合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り(EP-G)	屋内木部	※ B種 ・	※ A種 ・
	屋内鉄鋼面	※ B種 ・	・A種 ※ B種
	屋内亜鉛めっき鋼面	※ B種 ・	・A種 ※ B種
	ｺﾝｸﾘｰﾄ面等	※ B種 ・	・A種 ※ B種
・合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り(EP)		※ B種 ・	・A種 ※ B種
・合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝ模様塗料塗り(EP-T)		※ B種 ・	・A種 ※ B種
・ｳﾚﾀﾝ樹脂ﾜﾆｽ塗り(UC)		※ B種 ・A種	・A種 ※ B種
・ｵｲﾙｽﾃｲﾝ塗り(OS) 塗料 (・油性 ・水性)		—	—
・木材保護塗料塗り(WP)		※ B種 ・A種	・A種 ※ B種

つや有合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り(ｺﾝｸﾘｰﾄ面、ﾓﾙﾀﾙ面、ﾌﾟﾗｽﾀｰ面、せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面、せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面、その他ﾎﾞｰﾄﾞ面)の塗替えの場合のしみ止め
※ 改修標準仕様書表7.9.1の工程1の下塗りをしみ止めｼｰﾗｰとする
・
合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗りの塗替えの場合のしみ止め
※ 改修標準仕様書表7.10.1の工程1の下塗りをしみ止めｼｰﾗｰとする
・ 金属製屋根面に塗装する場合の塗料はJIS K 5675に適合する資材とする。種別、工程及び塗付量は図示による。

・高日射反射率塗料塗り[G]
下地調整(改修標準仕様書表7.2.2) ・RA種 ※RB種 ・RC種

工程	塗料その他				塗付け量(kg/㎡)
	規格番号	規格名称	種類	等級	
塗料塗り	JISK5677	屋根用高日射反射率塗料	2種	・1級 ・2級 ・3級	塗料製造所の仕様による

9章 環境配慮改修工事

○1 石綿含有建材の除去工事 (9.1.1、3～5)

施工調査
工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により石綿を含有している吹付材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査する
調査範囲 ・図示 ○ 撤去する天井ボード全て
貸与資料 ・
分析による石綿含有建材の調査
分析対象：ｱﾓｻｲﾄ/ﾄﾗｲﾄ、ｱﾓｻｲﾄ、ﾄﾝｻﾌｧｲﾗｲﾄ、ｸﾘｿﾀｲﾙ、ｸﾛｼﾄﾞﾗｲﾄ、ﾄﾚﾓﾗｲﾄ
分析方法(ｻﾝﾌﾟﾙ数：3ｻﾝﾌﾟﾙ/箇所)

材料名	定性分析方法(JISA1481-1又はJISA1481-2)	定量分析方法(JISA1481-3又はJISA1481-4)
	・(箇所数 :)	・(箇所数 :)
	・(箇所数 :)	・(箇所数 :)
	・(箇所数 :)	・(箇所数 :)
	・(箇所数 :)	・(箇所数 :)

採取箇所 ・図示 ・

石綿粉じん濃度測定 ・行う ○ 行わない
測定室 (　　)
成形板の除去の際は、原則として粉じん濃度測定を実施しない。

ｱｽﾍﾞｽﾄ粉塵濃度測定の測定時期、場所、及び測定点

適用	測定時期	測定名称	測定場所	測定点(各施工箇所ごと)	備考
・	処理作業前	測定1	処理作業室内	計( )点	(注)1
		測定2	調査対象室外部の付近	計( )点	大気
・	処理作業中	測定3	処理作業室内	計( )点	(注)1
		測定4	ｾｷｭﾘﾃｨｰｿﾞｰﾝ入口	計( )点	—
・		測定5	集じん・排気装置の排出口	出口吹出し風速1m/sec以下の位置 計( )点	—
・		測定6	処理作業室外 ・施工区画周辺 ・敷地境界	計( )点	—
・	処理作業後(ｼｰﾄ養生中)	測定7	処理作業室内	計( )点	—
・	処理作業後、	測定8	処理作業室内	計( )点	(注)1
・	ｼｰﾄ撤去後1週間以降	測定9	調査対象室外部の付近	計( )点	大気

注1 各施工箇所ごとの室面積が50m2以下までは2点、300m2以下までは3点とする。
300m2を超えるものは、監督職員と協議する。

石綿粉塵濃度測定方法
・自動測定器による測定

測定名称	測定方法
・測定4 ・	粉じん相対濃度計(ﾃﾞｼﾞﾀﾙ粉じん計)、ﾊﾟｰﾃｨｸﾙｶｳﾝﾀｰ、繊維状粒子自動測定器(ﾗﾃﾞｨｴｰﾀｲﾑﾌｧｲﾌﾞﾊﾟｰﾓｰﾀｰ) 等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

・JIS K 3850-1に基づいた測定

測定名称	ﾒﾝﾌﾞﾚﾝﾌｨﾙﾀ直径(mm)	試料の吸引流量(L/min)	試料の吸引時間(min)
・測定4 ・測定5	25	5	30
・測定 ・	47	10	120
・測定 ・	47	10	240
・測定 ・			

○ 石綿作業主任者
石綿作業主任者技能講習修了者又は平成18年3月以前の特定化学物質作業主任者の有資格者の内から選任し、法令に基づき、作業の方法、労働者の指導等必要な措置を行うこと。

○ 石綿含有建材の処理
・ 石綿含有吹付け材の除去
除去対象範囲 ※ 図示
除去工法 ※ 改修標準仕様書9.1.3(2)(ｱ)による。
・
除去した石綿含有吹付け材等飛散防止措置 ※ 湿潤化 ・ 固形化

処分方法 ・埋立処分(管理型最終処分場) ・中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)

・ 石綿含有仕上塗材の除去
石綿含有仕上塗材の除去(除去工法、養生、粉じん飛散防止措置、呼吸用保護具・保護衣等)について、「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針(国立研究開発法人建築研究所、日本建築仕上材工業会) (以下「技術指針」)」による。

除去仕上塗材 (　　)

石綿含有箇所 ・吹付主材 ・下地調整材(吹付仕上) ・下地調整材(ﾛｰﾗｰ仕上)
※吹付主材、下地調整材(吹付仕上)は石綿含有吹付材、下地調整材(ﾛｰﾗｰ仕上)は石綿含有成形板として扱う。

撤去の範囲 ・全面撤去 ・外壁補修箇所等作業箇所のみ撤去 ・図示による
外壁補修等作業は、足場ﾌﾝｶｰ設置、ｺﾌ抜き、機器及び配管、配線器具類の固定等軽微な作業を示す。

除去工法(吹付主材、下地調整材(吹付仕上))の除去の場合)
・ 集じん装置併用手工具ﾚﾝｼﾞ工法
・ 集じん装置付高圧水洗工法(15MPa以下、30～50MPa程度)
・ 集じん措置付超高圧水洗工法(100MPa以上)
・ 超音波ﾚﾝｼﾞ工法(HEPAﾌｨﾙﾀｰ付き掃除機併用含む)
・ 剥離剤併用手工具ﾚﾝｼﾞ工法
・ 剥離剤併用高圧水洗工法(30～50MPa 程度)
・ 剥離剤併用超高圧水洗工法(100MPa 以上)
・ 剥離剤併用超音波ﾚﾝｼﾞ工法
・ 集じん装置付ﾃﾞｨｽｸｸﾞﾗｲﾝﾀﾞｰﾚﾝｼﾞ工法
上記工法によらない場合は、監督職員と協議の上、承諾を得ること
下地調整材(ﾛｰﾗｰ仕上)の除去工法については、ﾚﾍﾞﾙ3の除去工法同等とする。

除去工法の試験施工 ・行う ・行わない

作業場の隔離及び養生
※ 「技術指針」による ・隔離養生不要 ・その他 (　　)

官公庁等への届出
労働安全衛生法に基づく届出　・行う　・行わない
石綿障害予防規則に基づく届出　○行う　・行わない
大気汚染防止法に基づく届出　○行う　・行わない

除去した石綿含有仕上塗材等飛散防止措置　※湿潤化　・固形化

処分方法　・埋立処分(管理型最終処分場)　・中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)

・石綿含有保温材等の除去
除去対象範囲　※図示　・
除去工法　・破砕して除去　・手ばらし　・手ばらし以外
除去した石綿含有保温材等の飛散防止　※湿潤化　・固形化
処分方法　・埋立処分(管理型最終処分場)　・中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)

○石綿含有成形板の除去
除去対象範囲　※図示
処分方法　せっこうﾎﾞｰﾄﾞ　※埋立処分(管理型最終処分場)
せっこうﾎﾞｰﾄﾞ以外　・埋立処分(安定型最終処分場)
・中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)

2 断熱アスファルト防水改修工事
改修特記仕様書3章による　(9.2.2～3)

3 外断熱改修工事[G]　(9.3.2～4)
断熱材

種類		厚さ(mm)
・ﾋﾞｰｽﾞ法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温材		
・押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温材(ｽｷﾝなし)	・保温板(2種b)	
	・保温板(3種b)	
	・	
・A種硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ保温材		
・ﾌｪﾉｰﾙﾌｫｰﾑ保温材(3種2号を除く)		
・ﾛｯｸｳｰﾙ		
・ｸﾞﾗｽｳｰﾙ		

施工箇所　・図示　・
ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量　※規制対象外　・

外装材

種類	防火性能	備考
・		

鋼材　改修特記仕様書第8章8-3鉄骨工事　・鋼材による
笠木　改修特記仕様書第3章　・ｱﾙﾐﾆｳﾑ製笠木による

既存外壁の処置
既存外壁仕上げ材の撤去　・あり　・なし
下地面の清掃　・行う　・行わない
欠損部の改修工法　・改修特記仕様書第4章外壁改修工事による
工法
建築基準法に基づき定まる　(※1　・1.15　・1.3　)倍の風圧力に対応した工法
不陸等の下地調整　・
断熱材の施工　※断熱材製造所の仕様による　・
外装材の施工　・外装材製造所の仕様による　・
通気層の有無　・あり　(　mm)　・なし
外装材の外壁への取付け　・図示　・
笠木の施工　・改修特記仕様書第3章ｱﾙﾐﾆｳﾑ製笠木による

4 ガラス改修工事　(9.4.2、3)
※改修特記仕様書5章　建具改修工事による

5 断熱・防露改修工事[G]　(9.5.2～4)
ﾌｪﾉｰﾙﾌｫｰﾑ断熱材又は保温材、接着剤のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量　※規制対象外　・
・断熱材打込み工法
断熱材　JIS A 9521に基づく発砲ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ断熱材
種類　・
厚さ(mm)　・
施工箇所　・

・断熱材現場発泡工法
断熱材の種類　・A種1　・A種1H
吹付け厚さ(mm)　・25　・30
施工箇所　・図示　・

・現場発泡断熱材
(品質・性能・試験方法)建築材料等品質性能表による

・断熱材後張り工法
断熱材　JIS A 9521に基づく発砲ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ断熱材
種類　・
厚さ(mm)　・
・断熱材にせっこうﾎﾞｰﾄﾞ等を張り付けたﾊﾟﾈﾙ
材質　・　厚さ　・

6 屋上緑化改修工事[G]　(9.6.2、3)
植栽基盤及び材料
・屋上緑化軽量ｼｽﾃﾑ
芝及び地被類の種類等　※図示　・
見切り材、舗装材、排水管、ﾏﾙﾁﾝｸﾞ材等　※図示　・
(品質・性能・試験方法)建築材料等品質性能表による

工法　建築基準法に基づき定まる　(※1　・1.15　・1.3　)倍の風圧力に対応した工法
かん水装置　・設置する　(種類　:　・　・　)　・設置しない
既存保護層の撤去　・行う　・行わない
新植した芝及び地被類の枯保障の期間
※引渡しの日から1年　・

7 透水性アスファルト舗装改修工事　(9.7.2～5、9)
適用範囲：歩行者用通路
既存舗装の撤去及び再利用　※図示　・
路床
路床の材料

種別	材料	厚さ(mm)
・盛土	・A種　・B種　・C種　・D種 ・建設汚泥から再生した処理土[G]	・図示 ・
・凍上抑制層	・再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ[G]　・ｸﾗｯｼｬﾗﾝ ・切込み砂利 ・川砂、海砂又は良質な山砂(75μmふるい通過量10%以下) ・	・図示 ・
・ﾌｨﾙﾀｰ層	・砂 ・	・図示 ・

路床安定処理　・適用する　・適用しない
路床安定処理の方法　・添加材料による安定処理
・路床安定処理用添加材料
種類　・普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ　・ﾌﾗｲｱｯｼｭｾﾒﾝﾄB種[G]　・高炉ｾﾒﾝﾄB種[G]
・生石灰　(・特号　・1号　)　・消石灰　(・特号　・1号　)
添加量　kg/m3　(目標CBR　・5以上　・　)
目標CBRを満足する添加量の確認方法
・安定処理土のCBR試験　・
・ｼﾞｵｼﾝｽﾀｲﾙ
単位面積質量　・60g/m2以上　・
厚さ(mm)　・0.5～1.0　・
引張強さ　・98N/5cm(10kgf/5cm)以上　・
透水係数　・1.5×10cm/sec^-1以上　・

試験
砂の粒度試験　・行う　・行わない
路床土の支持力比(CBR)試験　・行う　・行わない
現場CBR試験　・行う　・行わない
路床締固め度の試験　・行う　・行わない

路盤
構成及び厚さ　・図示　・
材料　・砕石ｸﾗｯｼｬﾗﾝ　・砕石粒度調整砕石　・再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ[G]
・再生粒度調整砕石[G]　・ｸﾗｯｼｬﾗﾝ鉄鋼ｽﾗｸﾞ[G]
・粒度調整鉄鋼ｽﾗｸﾞ[G]　・水硬性粒度調整鉄鋼ｽﾗｸﾞ[G]

舗装の構成
構成　・図示　・
試験
開粒度ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物等の抽出試験　・行う　・行わない
舗装の平たん性　※著しい不陸がないもの　・

8 路面表示用塗料
(JIS K 5665(路面表示用塗料)による)

種類	施工	適用	色	幅(mm)	塗布厚さ(mm)	揮発性有機溶剤の含有率
・1種	常温	液状	※白	・150	※1.0	塗料総質量に対して
・2種	加熱		・	・100	・	5%以下
※3種1号	溶融	粉体状				

10章 ユニット及びその他工事
1 フリーアクセスフロア　(20.2.2)

施工箇所	工法	寸法(mm)	高さ(mm)	耐震性能	所定荷重(N)	表面仕上材	備考
	・置敷式 ・支柱調整式	・500×500		・1.0G ・0.6G	・3000 ・5000	・帯電防止床ﾀｲﾙ ・ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	

寸法精度
※標準仕様書20.2.2(2)(ｲ)(a)～(c)による　・
ﾊﾟﾈﾙの長さ
※各辺の長さが500mmを超える場合　±0.1%以内
500mm以下の場合　±0.5mm以内
・
ﾊﾟﾈﾙの平面形状(角度)
※各辺の長さが500mmを超える場合　±0.1%以内
500mm以下の場合　±0.5mm以内
・
ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱの長さ
※±0.5mm以内
・
(性能、試験方法)建築材料等品質性能表による

2 可動間仕切　(20.2.3)

構造形式による種類	構成基材の種類 ｽﾀｯﾄﾞ	構成基材の種類 ﾊﾟﾈﾙ	ﾊﾟﾈﾙ表面仕上げ	遮音性(db/500Hz)	防火性能
・ｽﾀｯﾄﾞ式(内臓) ・ｽﾀｯﾄﾞ式(露出) ・ｽﾀｯﾄﾞﾊﾟﾈﾙ式 ・ﾊﾟﾈﾙ式			・ﾒﾗﾐﾝ樹脂焼付又はｱｸﾘﾙ樹脂焼付 ・焼付塗装	・0　・12 ・20　・28 ・36	・不燃

ﾊﾟﾈﾙ内に取付ける建具　・あり　(※図示　・　)　・なし
表面仕上材を壁紙張りとする場合の品質、性能は標準仕様書19章による
ﾊﾟﾈﾙ材料のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量　※規制対象外　・第三種

3 移動間仕切　(20.2.4)

走行方向	操作方法による種類	ﾊﾟﾈﾙ圧接装置の操作方法	総厚さ(mm)	ﾊﾟﾈﾙ表面材 材質	ﾊﾟﾈﾙ表面材 仕上げ	遮音性(db/500Hz)
・平行方向移動式 ・二方向移動式	・手動式 ・電動式 ・部分電動式	・ﾌﾟｯｼｭ式 ・ﾊﾝﾄﾞﾙ回転式 ・		・鋼板 ・	・焼付塗装 ・壁紙張り ・	・36未満 ・36以上

ﾊﾟﾈﾙ表面仕上げの壁紙張りの品質、性能　標準仕様書19章による
遮音性能は、JIS A 6512に準拠し、中心周波数500Hzの音についての透過損失とする
ﾊﾝｶﾞｰﾚｰﾙの取付け下地の補強
※取付け全重量の5倍以上の荷重に対して、使用上支障のない耐力及び変形量となるように補強
・図示
ﾃﾝﾅｰ
※ﾊﾟﾈﾙ重量の5倍の荷重を、ﾊﾟﾈﾙ1枚に使用するﾃﾝﾅｰ数で除した値に対して、耐力及び変形量が使用上支障のないものとする。
(品質、性能、試験方法)建築材料等品質性能表による

4 トイレブース　(20.2.5)

表面材の材料	脚部 形状	脚部 材質	ﾄﾞｱｴｯｼﾞ 形状	ﾄﾞｱｴｯｼﾞ 材質
・ﾒﾗﾐﾝ樹脂系化粧板 ・ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ樹脂系化粧板 ・	・幅木 ・支柱 ・なし	・ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 ※ｽﾃﾝﾚｽ製 ・	・標準 ・R	・ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 ・ｽﾃﾝﾚｽ製 ・表面材と同材

ﾊﾆｶﾑ材料のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量　※規制対象外　・第三種
(品質、性能、試験方法)建築材料等品質性能表による

5 階段滑り止め　(20.2.6)
材種　・ｽﾃﾝﾚｽ製　・黄銅製押出型材　・ｱﾙﾐﾆｳﾑ製押出型材　・
滑り止め材　形状　・ひも型　・ﾀｲﾔ型
材質　ｺﾞﾑ又は合成樹脂
取付け工法　※接着工法　・埋め込み工法
幅(mm)　・　端部ﾌﾗｯﾄｴﾝﾄﾞ　・あり　・なし

6 手摺り

材種	表面仕上げ	直径(mm)	取付箇所	備考
・集成材	・ｸﾘｱﾗｯｶｰ　・	・35　・45		
・ｽﾃﾝﾚｽﾊﾟｲﾌﾟ	・HL　・			
・鋼製ﾊﾟｲﾌﾟ	・EP-G　・SOP　・			
・ﾋﾞﾆﾙ製ﾊﾝﾄﾞﾚｰﾙ	・			

7 黒板、ホワイトボード　(20.2.8)
・黒板
区分　・　※焼き付け
種類　・　・鋼製黒板　・ほうろう黒板　・
色　・　※緑　・
・ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ

8 鏡　(20.2.9)
取付箇所　(　)
寸法(mm)　・図示　・
厚さ(mm)　※5　・

9 表示　(20.2.10)
・衝突防止表示
形状・寸法　・30φ　・
材質　・ｽﾃﾝﾚｽ製　・
案内用図記号はJIS Z 8210による
誘導標識、非常用進入口等の表示
・適用する　(※消防法に適合する市販品　・　)
色、書体、印刷等の種別、取付け形式等は図示による
その他の表示　※図示

10 ブラインド　(20.2.12)

形式	操作方法	種類	ｽﾗｯﾄの材質	ｽﾗｯﾄ幅(mm)	ﾎﾞｯｸｽ・ﾚｰﾙの材種	幅・高さ・取付箇所
・横形	・電動	―				
	・手動	※ｷﾞﾔ式 ・ｺｰﾄﾞ式 ・操作棒式	※ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金製[G] ・	※25 ・	※鋼製 ・	※図示 ・
・縦形	・電動	―				
	・手動	※1本操作ｺｰﾄﾞ式 ・2本操作ｺｰﾄﾞ式	・ｱﾙﾐｽﾗｯﾄ ・ｸﾛｽｽﾗｯﾄ	・80 ・100	・ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金製 ・	※図示 ・

ｽﾗｯﾄの材質
・ｱﾙﾐｽﾗｯﾄ　焼付け塗装仕上げ
・ｸﾛｽｽﾗｯﾄ　消防法で定める防炎性能の表示がある特殊樹脂加工
ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合[G]

11 ロールスクリーン　(20.2.13)
操作方式　・ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ式　・ｺｰﾄﾞ式　・電動式
幅・高さ　・図示
材種　・ｶﾞﾗｽ繊維製　・合成・天然繊維製　・木製
品質等　・
その他の材料　・　※ﾛｰﾙｽｸﾘｰﾝの製造所の仕様による

12 カーテン　(20.2.14)

形式		開閉操作	ひだの種類	きれ地の種類、品質、特殊加工等	取付箇所	備考
・ｼﾝｸﾞﾙ ・ﾀﾞﾌﾞﾙ	・片引き ・引分け	・手引き ・ひも引き ・電動	・ﾌﾗﾝｽひだ ・箱ひだ、つまひだ ・ﾌﾟﾚｰｽﾞひだ、片ひだ			

ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合[G]
暗幕ｶｰﾃﾝの両端、上部及び召合せの重なり　※300mm以上　・

13 カーテンレール　(20.2.14)
材料による区分　※ｱﾙﾐﾆｳﾑ又はｱﾙﾐﾆｳﾑ合金の押出成型材
・ｽﾃﾝﾚｽ製
強さによる区分　※10-90　・
仕上げ　※ｱﾙﾏｲﾄ　・
形状　※角形　・

14 ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞﾎﾞｯｸｽ及びｶｰﾃﾝﾎﾞｯｸｽ
溝型x深さ(mm)　・80x150　・120x80　・120x150　・150x180　・図示
材質　・集成材　(仕上　:　)
・ｱﾙﾐﾆｳﾑ製　押出し型材(市販品)
種別(標準仕様書14.2.1)　・BC-1　・BC-2
色合い　・標準色　(　)　・特注色　(　)
・鋼製　(仕上げ　:　)

○15 天井点検口

材種	寸法	形状		外枠	内枠
※ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 ・	・450×450 ○600×600	○一般形	・屋内外用 ○屋内用	○額縁ﾀｲﾌﾟ ・目地ﾀｲﾌﾟ	○額縁ﾀｲﾌﾟ ・目地ﾀｲﾌﾟ
		・気密形			

(品質、性能、試験方法)建築材料等品質性能表による

16 床点検口

材種	寸法	形式		備考
・ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 ・ｽﾃﾝﾚｽ製 ・鋼製	・450×450 ・600×600 ・	・一般形 ・密閉形	・屋内外用 ・屋内用	・鍵付き

一般形：ﾊﾟｯｷﾝを装着しないもの、又はがたつき防止用ﾊﾟｯｷﾝを装着したもの
密閉形：ﾎﾞﾙﾄ、ﾅｯﾄ等のﾒｶﾆｶﾙ構造にﾊﾟｯｷﾝを装着したもの
(品質、性能、試験方法)建築材料等品質性能表による

17 天井見切り縁
材種　・塩化ﾋﾞﾆﾙ製　・ｱﾙﾐﾆｳﾑ製

18 流し台、コンロ台、吊戸棚
製品　・優良住宅部品(BL製品)　・非BL製品
ﾄｯﾌﾟ材質　・ｽﾃﾝﾚｽ　・

19 水切り棚
材質　・ｽﾃﾝﾚｽ製(SUS304)　市販品　・

20 洗面カウンター
材質　・人工大理石　・ﾒﾗﾐﾝ樹脂化粧板(心材：集成材)
形状　※図示
奥行き　・約450mm　・約600mm　・図示
ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞの放散量　※規制対象外　・第三種

21 木製造付け家具
ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞの放散量　※規制対象外　・第三種
材料に合板、集成材を使用する場合は、内装工事のせっこうﾎﾞｰﾄﾞ、その他ﾎﾞｰﾄﾞ及び合板張りによる

22 旗竿
材種及び形式　ｱﾙﾐﾆｳﾑ製ﾃｰﾊﾟｰ付き　(※ﾊﾝﾄﾞﾙ式　・ﾛｰﾌﾟ式　)
脚部　※埋込式　・ﾍﾞｰｽ式
設定風速　※60m/sec(地上用)

23 車止めさく

形式	材種	柱径、肉厚(mm)	高さ(m)	備考
・上下式鎖内蔵式 (　・標準品　・ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ式　) ・	・ｽﾃﾝﾚｽ製 ・	・φ76.3　t=2.0 ・	・GL+700 ・	

24 フェンス
ﾌｪﾝｽの種類　・ﾋﾞﾆﾙ被覆ｴｷｽﾊﾟﾝﾄﾞﾌｪﾝｽ　・樹脂塗装ﾒｯｼｭﾌｪﾝｽ　・鋼管ﾌｪﾝｽ
・ｱﾙﾐﾌｪﾝｽ　・
高さ　・図示　・

25 敷地境界石標
種類　※ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ製(市販品)　・花こう石類(文字記号等入り)
設置方法
根切り底を突き締めたうえ、厚さ60mmの砂利地業を行い、ｺﾝｸﾘｰﾄで根巻きして建て込む。
建て込みは監督職員の立ち会いのもとに行う。
ｺﾝｸﾘｰﾄの調合　容積比　ｾﾒﾝﾄ1：砂2：砂利4程度

別表

材料名称	
仮設工事 ○足場材 ・	**塗装改修工事** ・塗料 ・ ・
防水改修工事 ・防水材 ・断熱材、接着剤 ・シーリング材 ・長尺金属板 ・折板 ・粘土瓦 ・とい ・ ・	**環境配慮改修工事** ・ ・
外壁改修工事 ・外壁改修材 ・外壁仕上塗材 ・ ・	**ユニット、その他工事** ・フリーアクセスフロア ・可動間仕切 ・トイレブース ・ ・
建具改修工事 ・アルミ製、鋼製建具 ・木製建具 ・建具用金物 ・ガラス ・シャッター ・ ・	**耐震改修工事** ※鉄筋 ・溶接金網 ・スリーブ補強筋(既製品) ・型枠 ・特殊型枠(フラットデッキ他) ※コンクリート ・セメント ・骨材 ・水 ・混和材 ※鋼材 ・高力ボルト、普通ボルト ・アンカーボルト ・スタッド ・デッキプレート ・溶接材料 ・耐火被覆材 ・溶融亜鉛めっき ・ ・
内装工事 ・木材 集成材 ・軽量鉄骨天井下地 ・軽量鉄骨壁下地 ○あと施工アンカー ・ビニル床シート ・カーペット ・合成樹脂塗床材 ・フローリング ・畳 ・せっこうボード ・壁紙 ・断熱、防露材 ・モルタル ・セルフレベリング材 ・タイル ・タイル張付け用材料 ○天井落下防止材 ・	

監督職員の検査を受けて使用すべきとされた材料であっても、設計図書に定めるJIS又はJASのﾏｰｸ表示のある材料並びに規格、基準等の規格証明書が添付された材料で、監督職員の承諾を受けた場合は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして、取り扱うことができる。

施 工 条 件 特 記 仕 様 書

下記項目のうち適用項目○印該当欄は、当該工事に関する施工条件として明示するものである。
なお、明示事項に変更が生じた場合は、監督職員に報告し、協議するものとする。

		明示項目	適用項目	明示が必要な場合	明示事項	内容
1工程関係	1	関連工事との調整		他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合	影響を受ける部分	
					影響を受ける工事内容	
					関連する工事内容	
					関連する工事の開始又は完了の時期	
	2	施工時期、時間の制限	○	施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合	制限される施工内容	工事全般
					制限される施工時期・施工時間	現場着手は９月以降とし、病院と調整すること 現場着手後は、平日　7：00～18：00及びその他施設が利用されている時間は作業不可とする。
	3	関係機関等との協議	○	当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合	制約を受ける内容	石綿含有建材の除去・穿孔作業
					協議内容	同上
					協議成立見込時期	協議による（労働基準監督署・静岡市）
				関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合	影響を受ける部分	
					影響を受ける内容	
	4	地下埋設物及び埋蔵文化財の事前調査		工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合	調査項目	
					調査期間	
				地下埋設物等の移設が予定されている場合	移設期間	
	5	作業不能日数			休日日数以外の作業不能日数	
	6	指定部分	○	工事の規模（範囲）及び工期について指定した部分がある場合	当該工事の規模（範囲）	図示による。
					当該工事の工期	現場説明書による。
	7	設備工事との調整	○	完成時の各種検査までに、別途設備工事の試運転調整等を完了しなければならない場合	試運転調整等の適正期間の確保	設備の試運転調整等を行ううえで、支障のない状態まで完了していること
2用地関係	1	仮用地等として官有地の提供		施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合	場所・範囲	
					時間・時期	
					使用条件	
					復旧方法	
3公害関係	1	公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止）	○	工事に伴う公害防止のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合	施工方法、建設機械・設備、作業時間	※適用については工事特記仕様書による。
	2	騒音、振動、地盤沈下、地下水枯渇等の防止調査	○	工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合	事前・事後調査の区分	
					調査時期	
					未然に防止するための必要な調査方法	図示による。
					未然に防止するための必要な調査範囲	
	3	電波障害等に起因する事業損失防止調査		電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合	事前・事後調査の区分	
					調査時期	
					未然に防止するための必要な調査方法	
					未然に防止するための必要な調査範囲	
4安全対策関係	1	交通安全施設		交通安全施設等を指定する場合	指定の内容	
					指定の期間	
	2	近接施工		鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法等に制限がある場合	制限される施工方法	
					制限される作業時間帯	
	3	落石、雪崩、土砂崩落の防護施設		落石、雪崩、土砂崩落に対する防護施設が必要な場合	防護施設の内容	
	4	交通誘導員の配置	○	交通誘導員の配置を指定する場合	延べ人数	交通誘導警備員Ａ　　交通誘導警備員Ｂ　120人（4か月）
					配置時間	交通誘導警備員Ａ　　交通誘導警備員Ｂ　18時～7時（内8時間）
	5	有毒ガス及び酸素欠乏等の対策		有毒ガス及び酸素欠乏対策として、換気設備が必要な場合	換気設備等の内容	
5工事用	1	一般道の使用		搬入経路、使用時間、使用時間帯等に制限がある場合	制限される工事用資機材の搬入経路	
					制限される使用期間	
					制限される使用時間帯	
				搬入、搬出路の使用中及び使用後の処置が必要である場合	使用中・使用後の処置内容	

		明示項目	適用項目	明示が必要な場合	明示事項	内容
道路関係	2	仮道路		仮道路を設置する場合	仮設道路の仕様	
					安全施設等の設置期間	
					工事終了後の措置	
6仮設備関係	1	仮設備（仮土留、仮橋、足場等）		仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合	仮設備の内容	
					仮設備の期間	
					仮設備の条件	
			○	仮設備の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合	仮設備の種類	工事特記仕様書、図示による。
					仮設備の構造、施工方法、施工範囲	図示による。
			○	仮設備の設計条件を指定する場合	設計条件の内容	図示による。
7建設副産物関係	1	建設発生土の搬出		建設発生土が発生する場合	受入場所及び仮置き場所までの距離	工事特記仕様書による。
					処分又は保管条件	工事特記仕様書による。
	2	建設副産物の利用		現場内での再利用又は減量化が必要な場合	現場内利用の内容	
					減量化の内容	
	3	建設副産物及び建設廃棄物の処理	○	建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合	処理方法、処理場所等の処理条件	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適切に処理する。
				再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合	受入場所、距離等の処理条件	建設廃棄物の種類 / 数量 / 処理等施設の名称 / 片道運搬距離 / 受入条件等
8工事支障物件等	1	工事支障物件協議		地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合	支障物件名、管理者名等	支障物件名 / 管理者名 / 支障物件の位置 支障物件の移設時期 / 工事方法 / 防護
				地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合	工事内容	
					工事期間	
9排水関係	1	排水処理		排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合	排水工法、排水処理の方法等	排水工法 / 排水処理の方法 / 放流先 予定される排水量 / 排水の水質基準 / 放流費用
	2	水替・流入防止施設		水替・流入防止施設が必要な場合	施設の内容	
					設置期間	
10薬液注入関係	1	薬液注入		薬液注入を行う場合	設計条件、施工工法等	設計条件 / 施工工法 / 材料種類 施工範囲 / 削孔数量及び延長 / 注入量及び注入圧
				周辺環境に与える影響の調査が必要な場合	周辺環境調査の内容	
11その他	1	工事現場発生品		工事現場発生品がある場合	品名・数量、現場内での再使用の有無引渡場所	
	2	支給品及び貸与品		支給材料及び貸与品がある場合	品名・数量・品質	
					規格又は性能	
					引渡場所・引渡期間	
	3	関連機関との近接協議			近接協議に係る条件及び内容	
	4	架設工法		架設工法を指定する場合	施工方法	
					施工条件	
	5	工事用水、電力	○	工事用水を指定する場合	工事用水の内容	工事特記仕様書による。
			○	工事電力を指定する場合	工事電力の内容	工事特記仕様書による。
	6	新技術・新工法・特許工法		新技術・新工法・特許工法を指定する場合	工法の内容	
	7	部分使用		部分使用を行う必要がある場合	部分使用箇所	
					部分使用時期	

	株式会社望月建築設計事務所	管理建築士　齋藤　宏之 一級建築士登録　第327105号	検図	作図	日付	工事名 令和４年度 静岡県立こども病院外来天井改修工事

施工条件特記仕様書	図番　A－０７

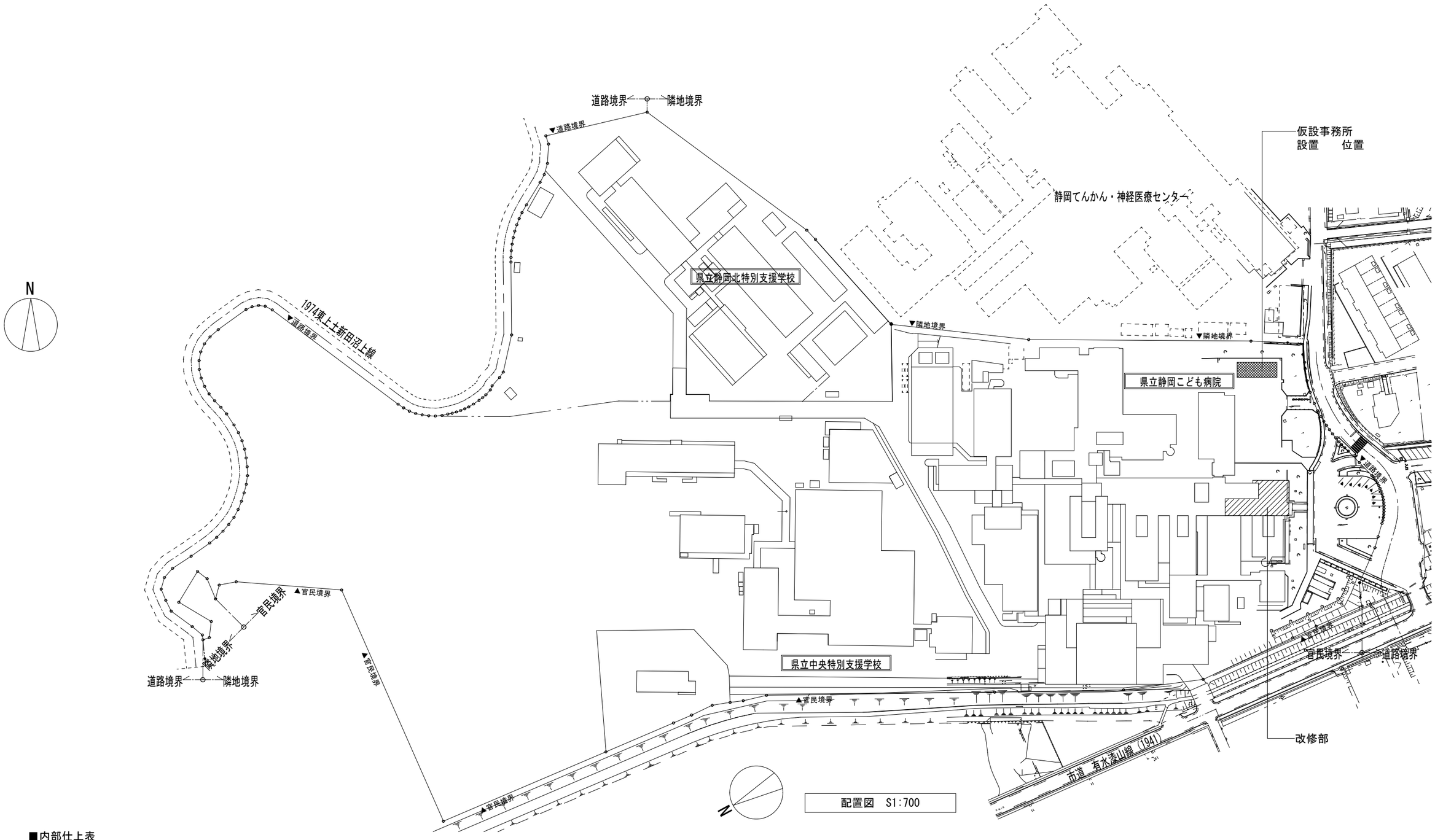

■内部仕上表

階	室 名	床	巾 木	壁	廻 縁	天 井	天井高さ	備 考
1階	玄関ﾎｰﾙ	長尺塩ﾋﾞｼｰﾄ t=2.5(既存のまま) 下地RC	木製巾木 SOP塗装 H=85 (既存のまま)	腰壁:丸ﾀｲﾙ貼 H=1000(既存のまま) 下地RC ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾃ EP塗装(既存のまま) 下地RC	塩ﾋﾞ(既存のまま)	PB t=9.0+岩綿吸音板 t=12.0 一部撤去 (ｱｽﾍﾞｽﾄ含有)	7020	新設:天井落下防止ｼｽﾃﾑ 既存:ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞﾎﾞｯｸｽ･ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞ(既存のまま) 新設:ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ改修用天井点検口
2階	廊下	長尺塩ﾋﾞｼｰﾄ t=2.5(既存のまま) 下地RC	木製巾木 SOP塗装 H=85 (既存のまま)	腰壁:丸ﾀｲﾙ貼 H=1000(既存のまま) 下地RC ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾃ EP塗装(既存のまま) 下地RC	塩ﾋﾞ(既存のまま)		2520	

—	工事名 令和４年度 静岡県立こども病院外来天井改修工事	図面名 案内図・配置図・仕上表	縮尺 A3 1/700 1/20000	意匠	構造	設備	電気	担当印	統括印	承認印
				担当名	齋藤					

株式会社　望月建築設計事務所
〒４２０－０８６６　静岡市葵区西草深町１２－１２　TEL-054(652)3311・FAX-054(652)3312
1級建築士登録第３２７１０５号
齋藤　宏之

NO. A-０８

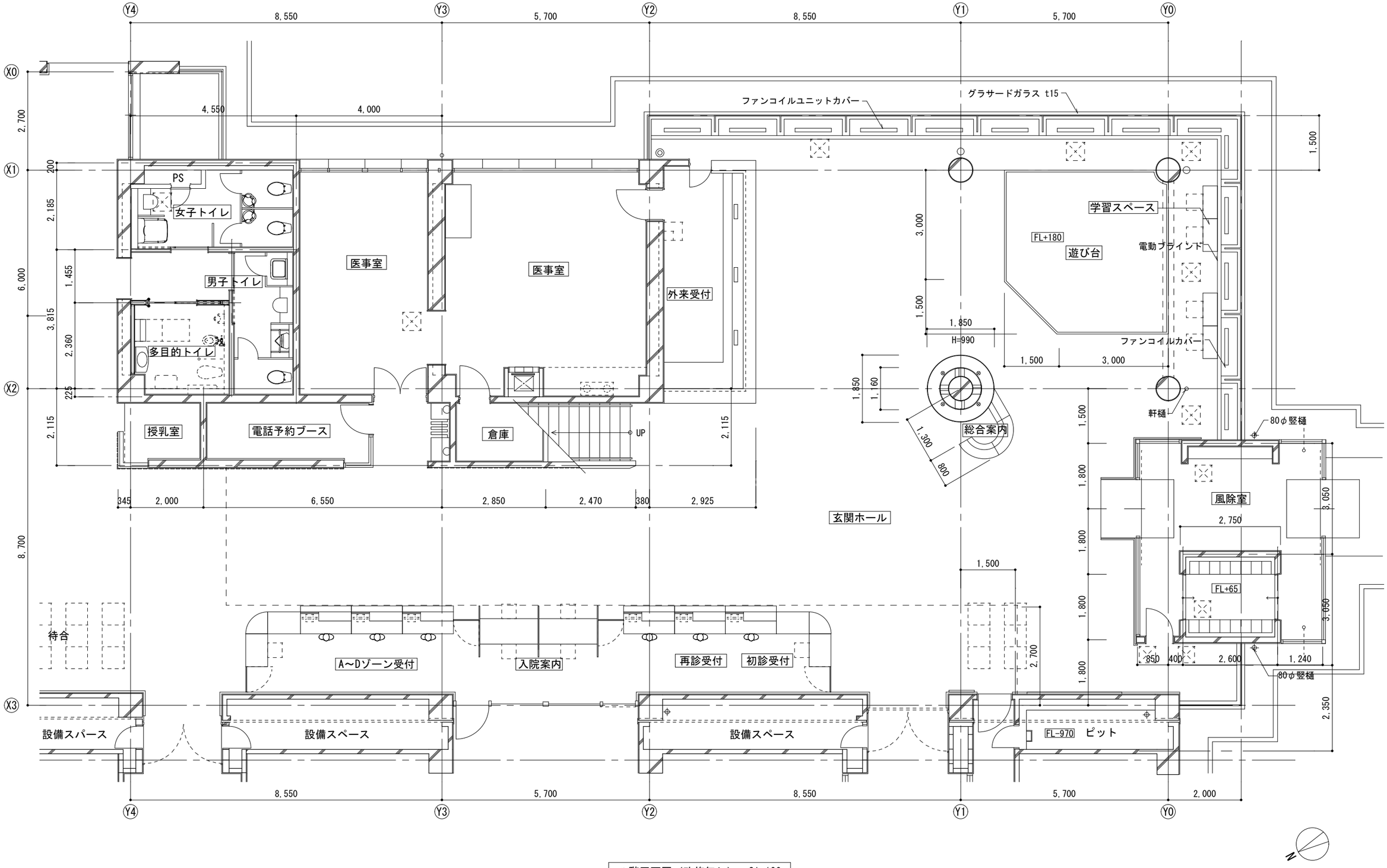

1階平面図（改修無し）　S1:100

—	工事名 令和４年度 静岡県立こども病院外来天井改修工事	図面名 １階平面図（改修無し）	縮尺 A3 1/100	意匠 担当名 齋藤	構造	設備	電気	担当印 / 統括印 / 承認印	株式会社 望月建築設計事務所 〒４２０－０８６６ 静岡市葵区西草深町１２－１２ TEL-054(652)3311・FAX-054(652)3312	1級建築士登録第３２７１０５号 齋藤 宏之	NO. A-09

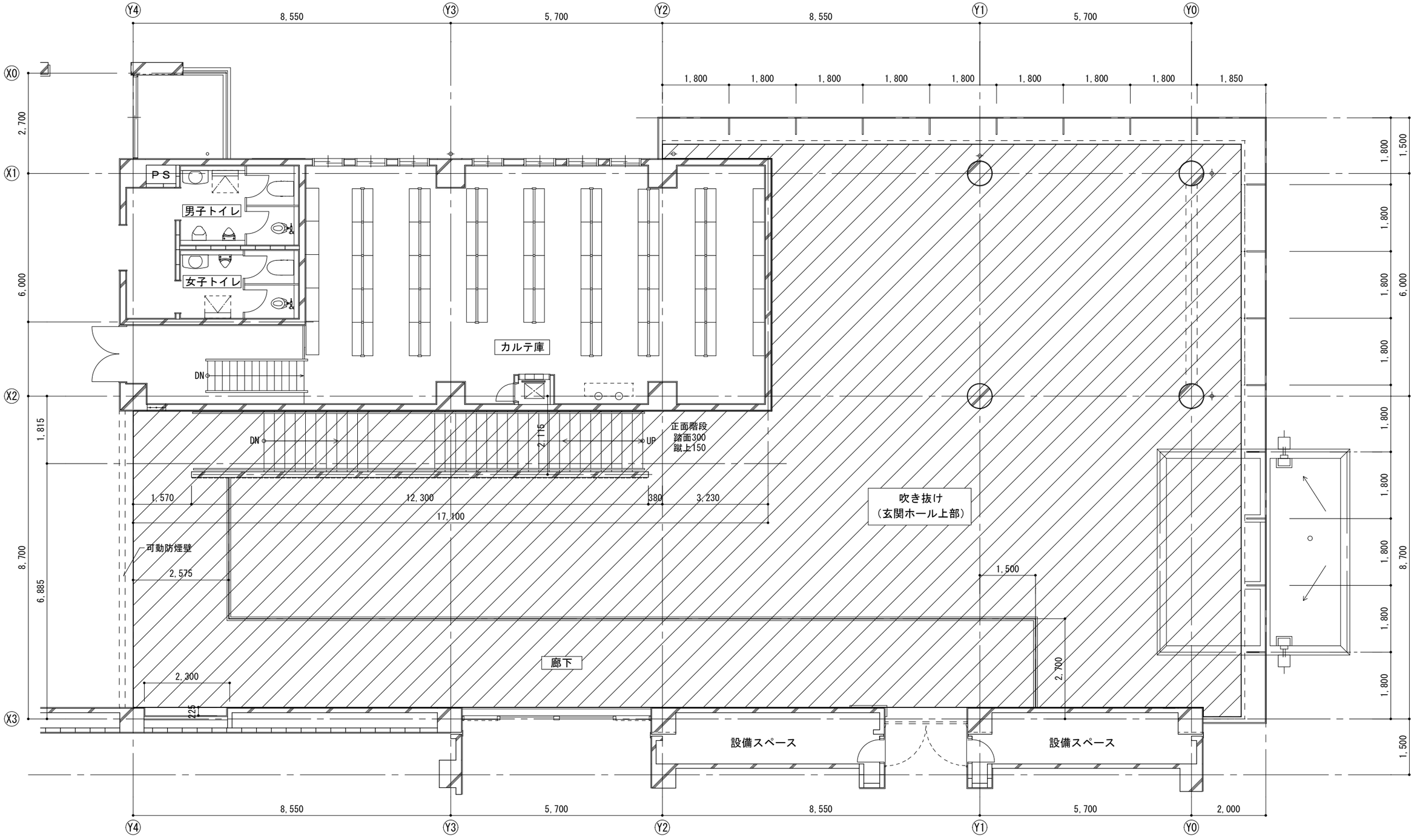

２階平面図（改修無し）　S1:100

：改修対象範囲を示す

—	工事名 令和４年度 静岡県立こども病院外来天井改修工事	図面名 ２階平面図（改修無し）	縮尺 A3 1/100	意匠 構造 設備 電気 担当名 齋藤	担当印	統括印	承認印	株式会社 望月建築設計事務所 〒４２０－０８６６ 静岡市葵区西草深町１２－１２ TEL-054(652)3311・FAX-054(652)3312	1級建築士登録第３２７１０５号 齋藤 宏之	NO. A-１０

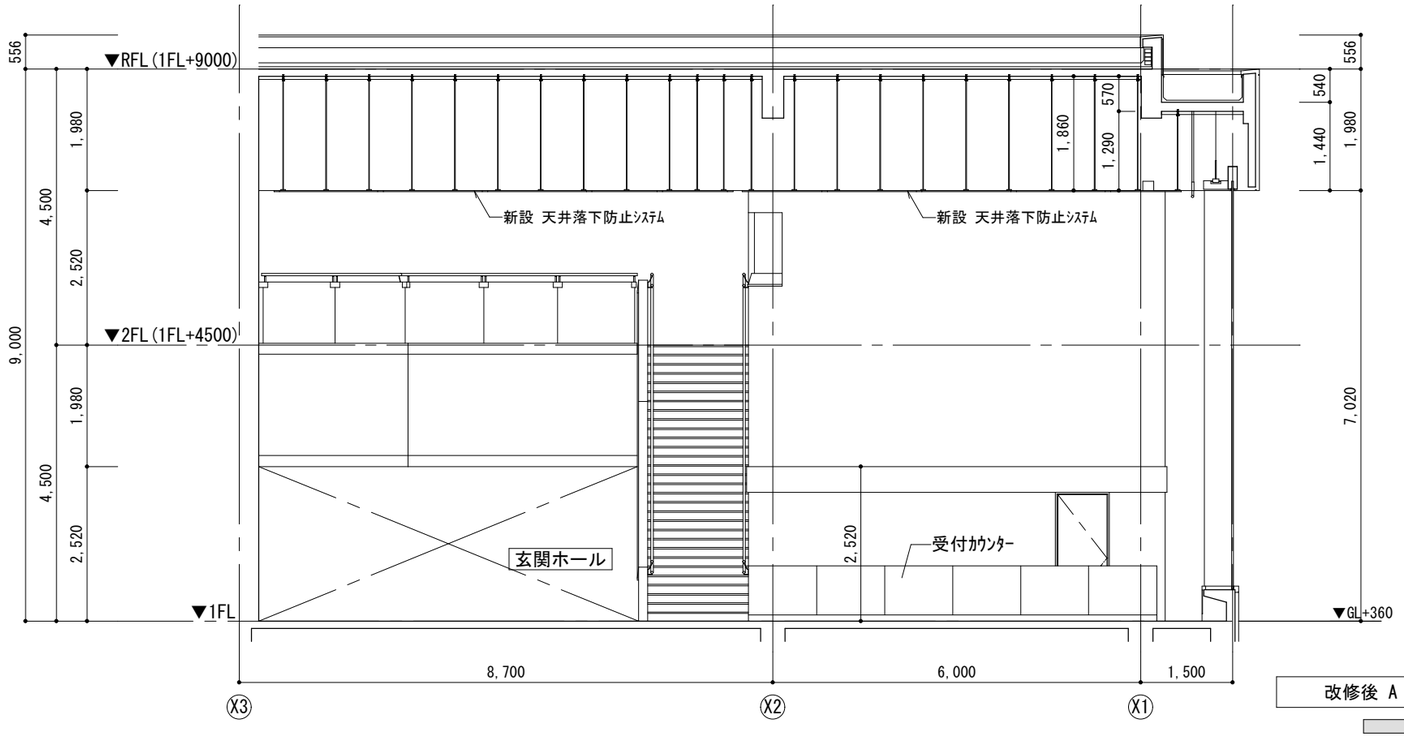

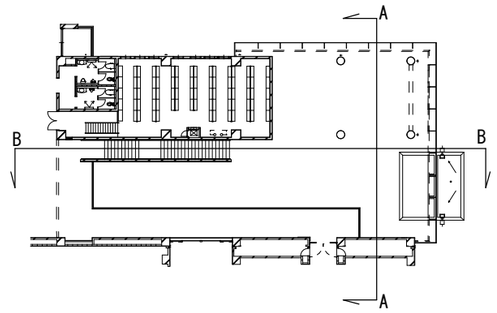

改修後 A 断面図　S1:100

:改修範囲を示す

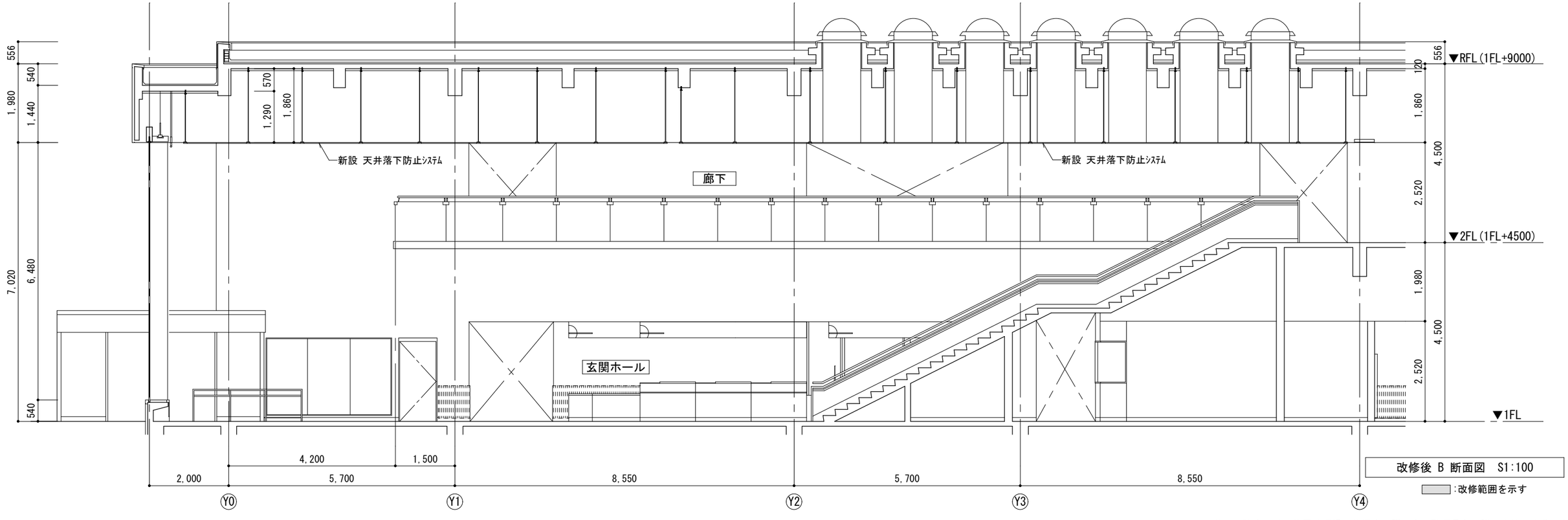

改修後 B 断面図　S1:100

:改修範囲を示す

※天井落下防止ｼｽﾃﾑの位置は現場の状況を確認の上、監督員と協議の上決定すること

—	工事名 令和４年度 静岡県立こども病院外来天井改修工事	図面名 改修後 断面図	縮尺 A3 1/100	意匠 構造 設備 電気 / 担当名 齋藤	担当印	統括印	承認印	株式会社 望月建築設計事務所 〒４２０－０８６６ 静岡市葵区西草深町１２－１２ TEL-054(652)3311・FAX-054(652)3312	1級建築士登録第３２７１０５号 齋藤 宏之	NO. A-１１

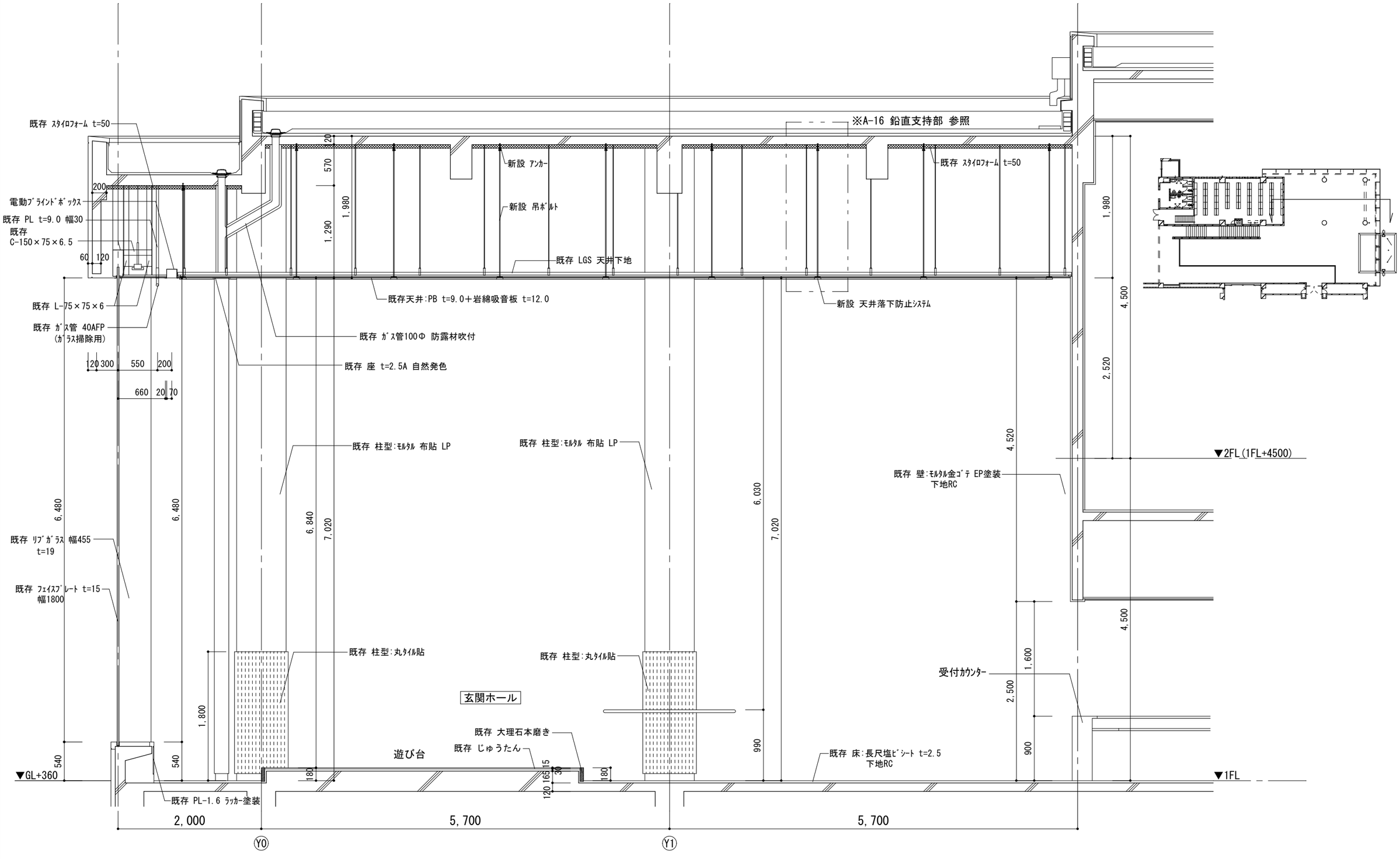

改修後 断面詳細図 S1:50

：改修範囲を示す

※天井落下防止ｼｽﾃﾑの位置は現場の状況を確認の上、監督員と協議の上決定すること

—	工事名 令和４年度 静岡県立こども病院外来天井改修工事	図面名 改修後 断面詳細図	縮尺 A3 1/50	意匠 構造 設備 電気 担当名 齋藤	担当印	統括印	承認印	株式会社 望月建築設計事務所 〒４２０－０８６６ 静岡市葵区西草深町１２－１２ TEL-054(652)3311・FAX-054(652)3312	1級建築士登録第３２７１０５号 齋藤 宏之	NO. A-１２

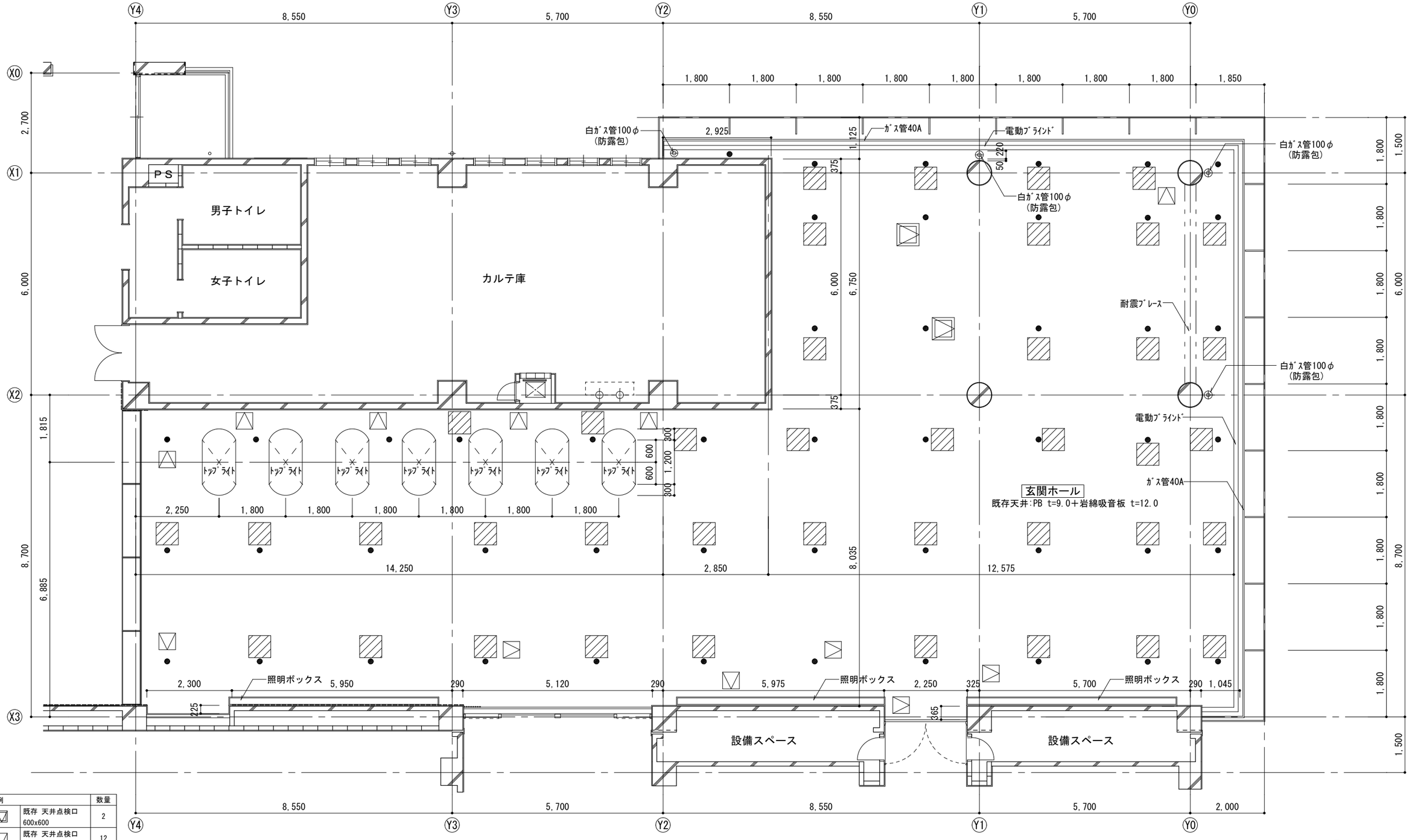

凡例		数量
▽	既存 天井点検口 600x600	2
▽	既存 天井点検口 450x450	12
●	ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ	49
▨	天井解体範囲 600x600	40

改修後 ２階天井伏図 S1:100

▨:解体範囲を示す

※天井材はアスベスト含有のため天井解体の際、次亜塩素酸溶液により湿潤化を行うこと
※点検口の位置は現場の状況を確認の上、監督員と協議の上決定すること

—	工事名 令和４年度 静岡県立こども病院外来天井改修工事	図面名 改修前 ２階天井伏図	縮尺 A3 1/100	意匠	構造	設備	電気	担当印	統括印	承認印
				担当名	齋藤					

株式会社 望月建築設計事務所
〒４２０－０８６６ 静岡市葵区西草深町１２－１２ TEL-054(652)3311・FAX-054(652)3312
1級建築士登録第３２７１０５号
齋藤 宏之

NO. A-１３

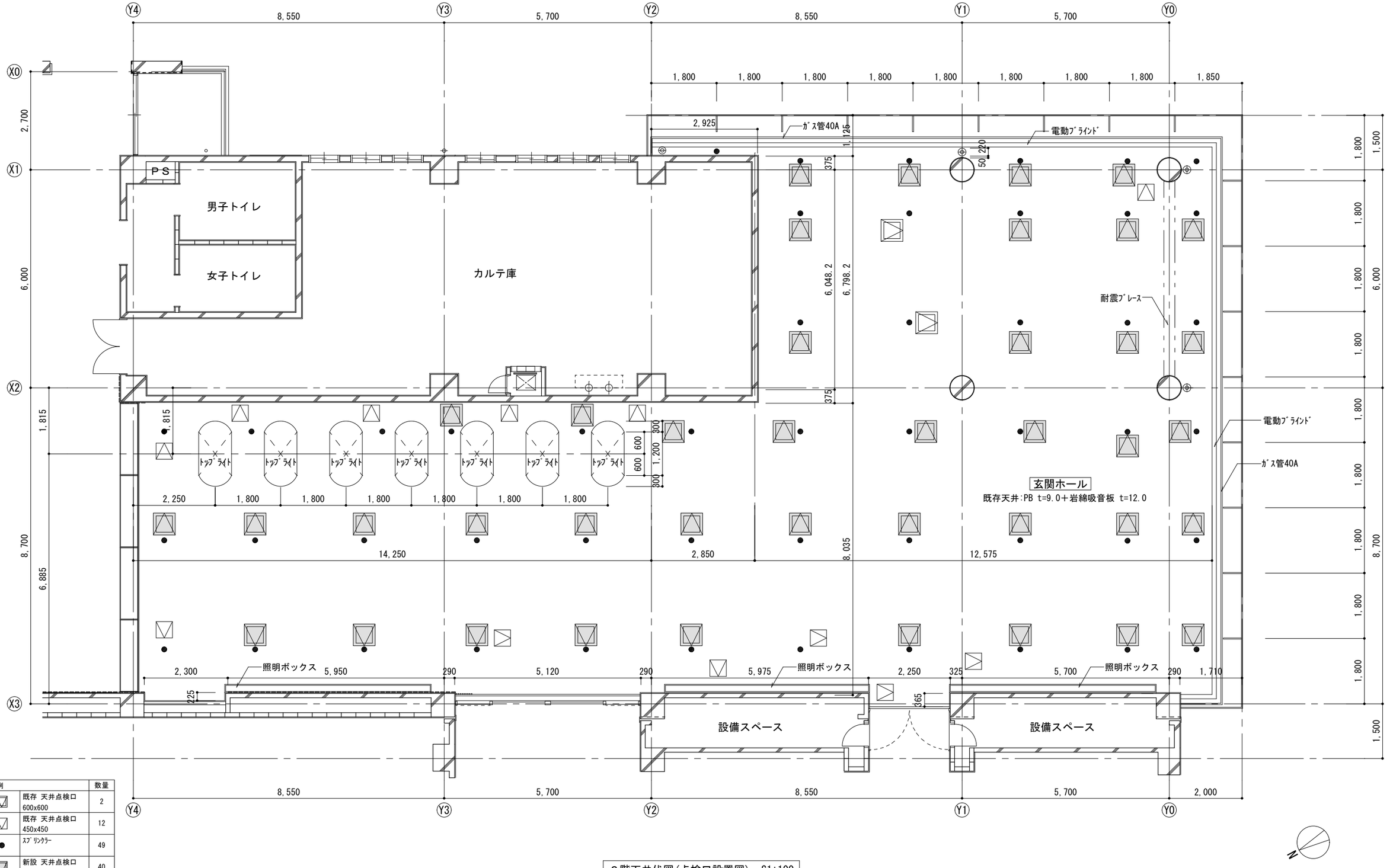

凡例		数量
▽	既存 天井点検口 600x600	2
▽	既存 天井点検口 450x450	12
●	ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ	49
▽	新設 天井点検口 600x600	40

２階天井伏図(点検口設置図)　S1:100

：改修範囲を示す

※点検口の位置は現場の状況を確認の上、監督員と協議の上決定すること

一	工事名 令和４年度 静岡県立こども病院外来天井改修工事	図面名 ２階天井伏図(点検口設置図)	縮尺 A3 1/100	意匠 構造 設備 電気 担当名 齋藤	担当印	統括印	承認印	株式会社 望月建築設計事務所 〒４２０－０８６６ 静岡市葵区西草深町１２－１２ TEL-054(652)3311・FAX-054(652)3312	1級建築士登録第３２７１０５号 齋藤 宏之	NO. A-１４

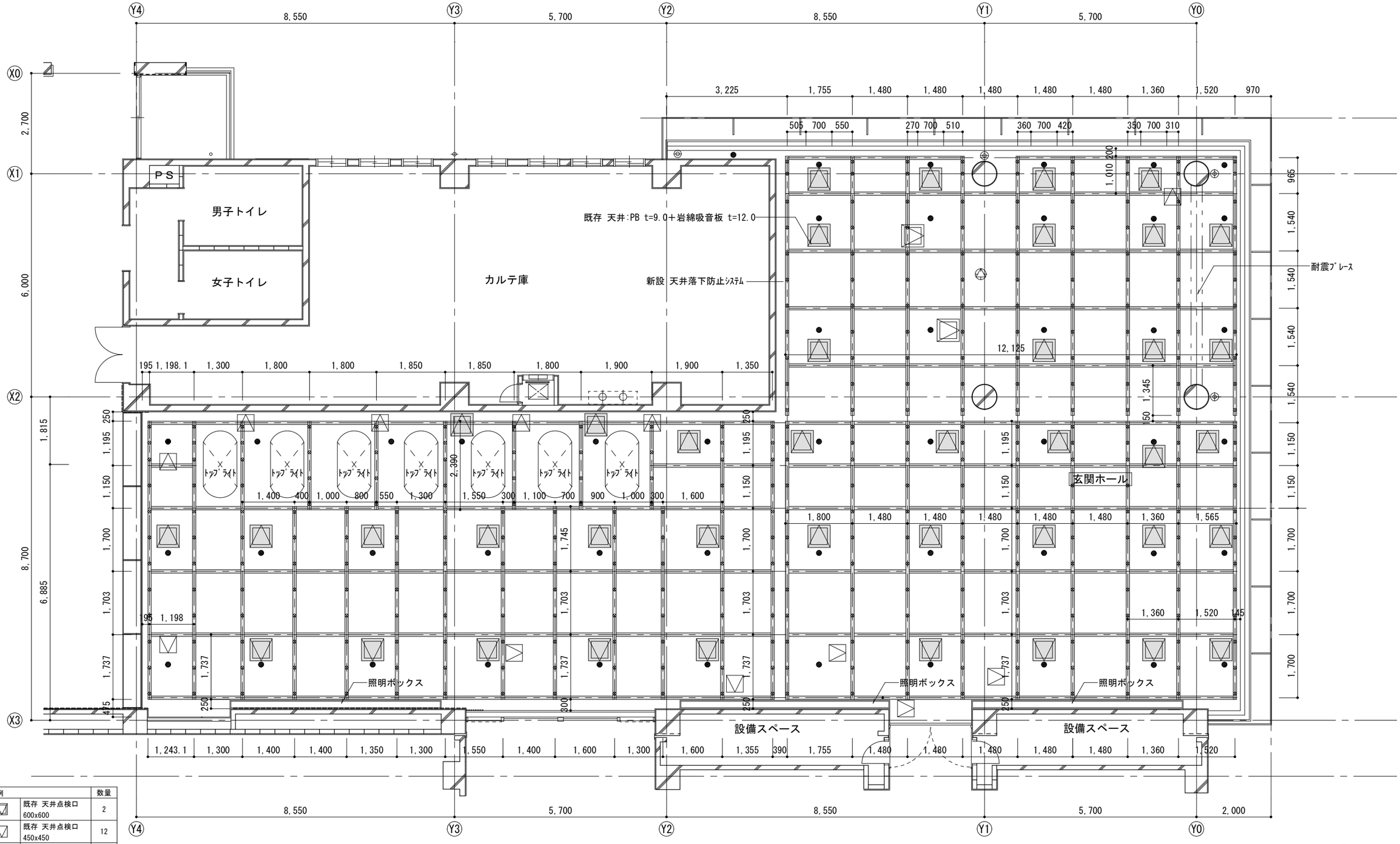

凡例		数量
▽	既存 天井点検口 600x600	2
▽	既存 天井点検口 450x450	12
●	ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ	49
▽	新設 天井点検口 600x600	40
⊗	天井落下防止ｼｽﾃﾑ(参考) ⊗は、鉛直支持部を示す(参考) 75φ穴あけ、金属拡張ｱﾝｶｰ	

改修後 ２階天井伏図 S1:100

:改修範囲を示す

※天井材はアスベスト含有のため天井解体の際、次亜塩素酸溶液によ湿潤化を行うこと
※天井落下防止ｼｽﾃﾑの位置は現場の状況（既存点検口や開閉状況）を確認の上、監督員と協議の上決定すること

—	工事名 令和４年度 静岡県立こども病院外来天井改修工事	図面名 改修後 ２階天井伏図	縮尺 A3 1/100	意匠 構造 設備 電気 担当名 齋藤	担当印	統括印	承認印	株式会社 望月建築設計事務所 〒４２０－０８６６ 静岡市葵区西草深町１２－１２ TEL-054(652)3311・FAX-054(652)3312	1級建築士登録第３２７１０５号 齋藤 宏之	NO. A-１５

鉛直支持部

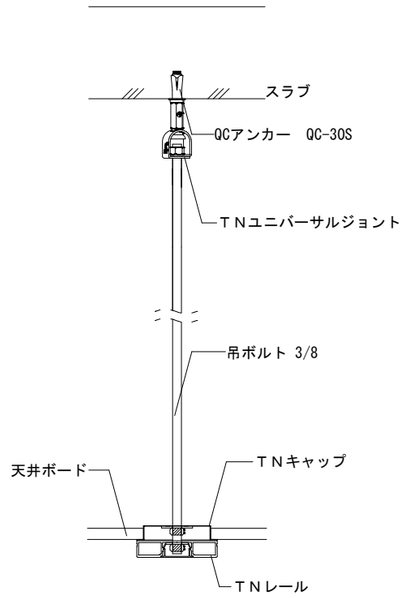

鉛直支持部(吊元拡大)

■取付図

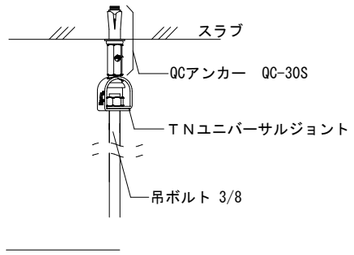

■断面図

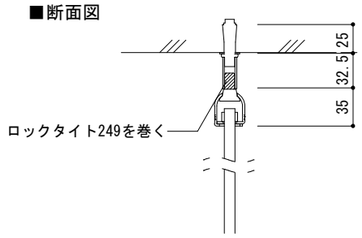

鉛直支持部(天井ボード側拡大)

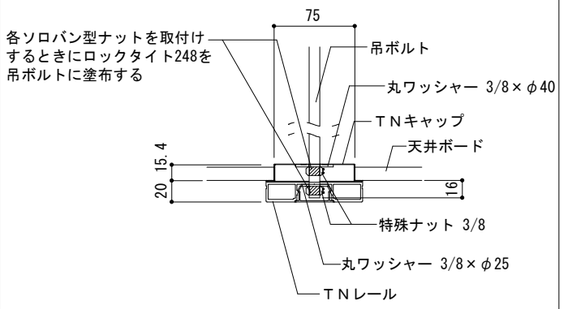

■ＴＮレール断面図

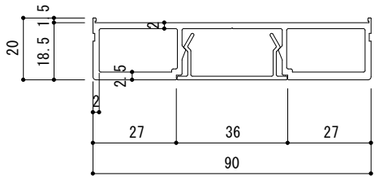

施工例(見上図)

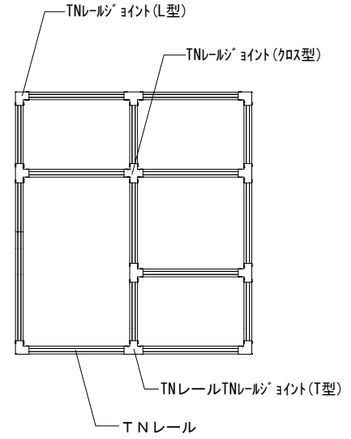

	1. 施工前、各部屋ごとにアンカー引抜き試験が必要、部屋の平米数が100平米以下の場合1箇所、100平米より大きい場合は以下の計算(部屋の平米数÷100㎡)+1の箇所数試験を行い監理者へ成績書の提出が必要（引抜き試験値　6.7kN）（試験はあと施工アンカーの耐力試験結果に関する評価等の技術能力を有するものとする） 2. ＴＮユニバーサルジョイントの雄ネジ部への緩み止めのロックタイト249の巻き忘れに注意する 3. ピン構造にするため吊ボルト先端部とＴＮユニバーサルジョイントのボルト頭の間に隙間をつくる	1. 吊ボルトの天井面からの出寸法16㎜を厳守する 2. ソロバン型ナットを取付ける時にソロバン型ナットがつく吊ボルトの部分に緩み止めのロックタイト248を塗布することを忘れないよう注意する	1. ＴＮレールの交点には必ず、交点の形状にあったＴＮレールジョイントを使用して　ＴＮレールジョイントを連結する 2. ＴＮレールを延長する場合にはＴＮレールジョイント(ストレート型)を使用する

ＴＮレールジョイント（ストレート型）

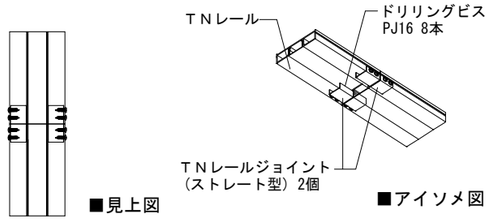

■正面図

・ＴＮレールジョイント(ストレート型)はＴＮレールの内側に取付ける為、見上図アイソメ図では見えないがこちらの図面には記載をしている

・ビスはレールの外側から打つが、ＴＮレールジョイントと干渉するときは、ＴＮレールの溝側からビス止めを行う

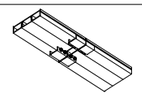

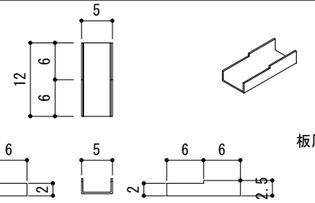

1. ＴＮレールを延長するときに使用する
2. 1ヶ所の延長箇所につきＴＮレールジョイント(ｽﾄﾚｰﾄ型)を2個使用する
3. ＴＮレールの外側からドリリングビス用の下穴を所定の位置へ先にあける
4. ＴＮレールジョイント(ｽﾄﾚｰﾄ型)は最初に高さが高い方をＴＮレールに差し込みドリリングビスで固定する
5. 延長するＴＮレールを金具に差し込み、そちら側もドリリングビスで固定をする。
6. ＴＮレール延長部がジョイント部と干渉する場合はドリリングビスをＴＮレールの溝側から打つ

ＴＮレールジョイント（クロス型）

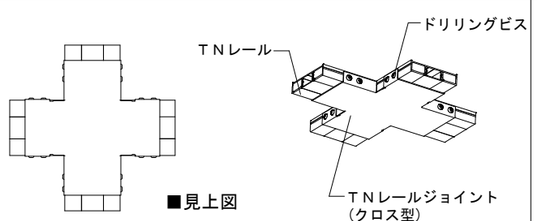

■正面図

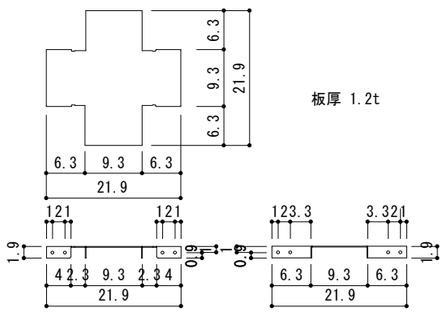

1. ＴＮレールがクロスする部分に取付けする
2. ドリリングビス PJ16 16本使用してＴＮレールに固定する

ＴＮレールジョイント（Ｔ型）

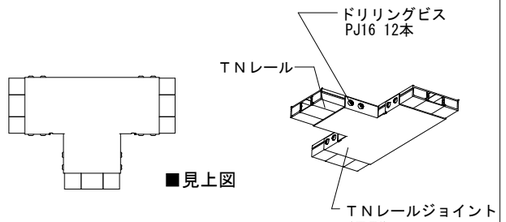

■正面図

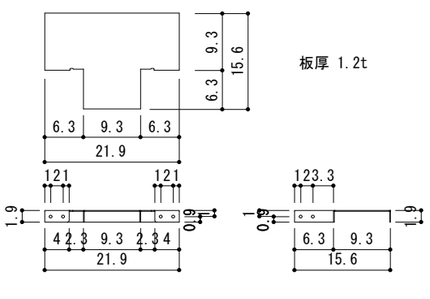

1. ＴＮレールがＴ型になる部分に取付けする
2. ドリリングビス PJ16 8本使用してＴＮレールに固定する

ＴＮレールジョイント（Ｌ型）

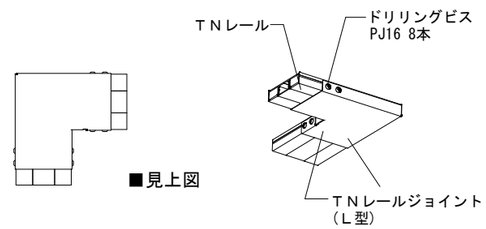

■正面図

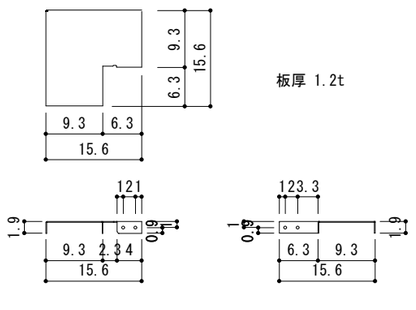

1. ＴＮレールがＬ型になる(コーナー)部分に取付けする
2. ドリリングビス PJ16 8本使用してＴＮレールに固定する

—	工事名　令和４年度 静岡県立こども病院外来天井改修工事	図面名	天井落下防止ｼｽﾃﾑ 詳細図(参考図)	縮尺	A3 —	(意匠) 構造 設備 電気 担当名 齋藤	担当印	統括印	承認印	株式会社 望月建築設計事務所 〒４２０－０８６６　静岡市葵区西草深町１２－１２　TEL-054(652)3311・FAX-054(652)3312	1級建築士登録第３２７１０５号 齋藤　宏之	NO. A-１６

仮設計画条件

※足場の工法及び数量については、仮設計画図を参考に、仮設計画条件を考慮して任意に選定すること。

・待合ホール等、通路を確保すること。
・受付カウンターへの通路を確保すること。
・迂回路等、案内看板を設置すること。
・足場廻りは通路部を除き、パネル等で囲い、注意喚起看板を設置すること。
・仮設設置作業は、資材の搬出入を含み、夜間（18：00～7：00）及び休日に行うこと。
・作業員の出入りについては、作業区画内で作業着に着替を行い、区画外は清潔な服装とすること。
・作業区画から区画外に埃等を出さないように、適宜清掃を行うこと。
・足場工法については選定した工法で適切に強度確認を行うこと。
・仮設設置期間は、４ヶ月間とする。
・作業床下部には、照明などの必要な設備を設置すること。
・作業区画は、養生シート等で隙間なく塞ぎ、塵、埃等が外部に漏れないようにすること。
・騒音計・振動計を設置し、騒音や振動をなるべく少なくするように管理すること。
・資材搬出入時は通路等を適宜養生すること。
・仮設計画については、施設管理者と協議の上、計画すること。

凡例

：足場を示す。
（通路を除き、仮設間仕切りで囲うこと）

：作業区画を示す。
（仮設間仕切りで囲うこと）

：患者様通路を示す。

：資材搬出入、作業員通路を示す。
夜間（18：00～7：00）及び休日のみ
作業着での通行不可（作業区画で着替えを行うこと）

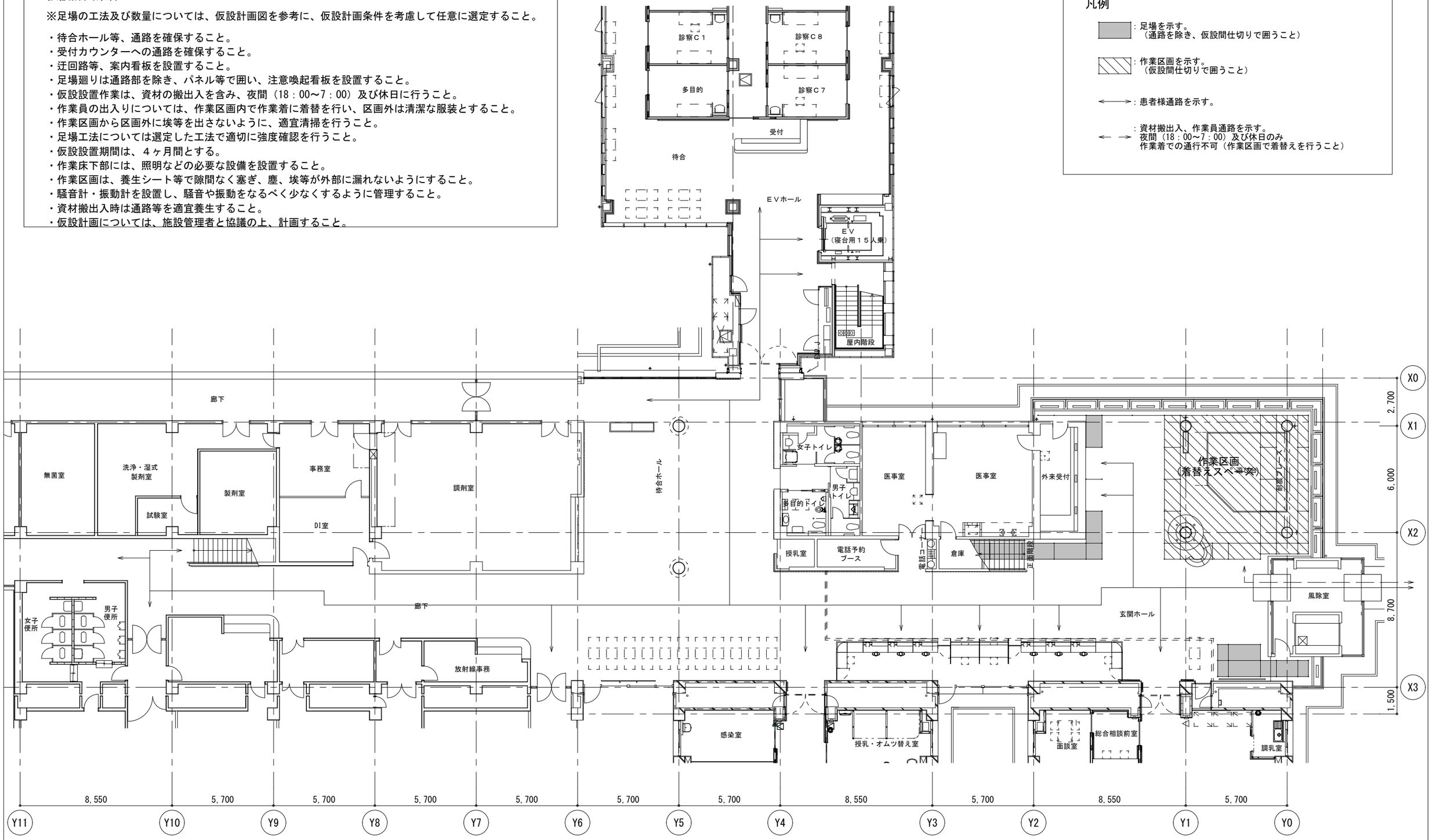

（参考）仮設計画１階平面図　S1:200

—	工事名 令和４年度 静岡県立こども病院外来天井改修工事	図面名	（参考）仮設計画 １階平面図	縮尺	A3 1/200	意匠 構造 設備 電気 担当名 齋藤	担当印	統括印	承認印	株式会社 望月建築設計事務所 〒４２０－０８６６ 静岡市葵区西草深町１２－１２ TEL-054(652)3311・FAX-054(652)3312	1級建築士登録第３２７１０５号 齋藤 宏之	NO. A-１７

仮設計画条件

※足場の工法及び数量については、仮設計画図を参考に、仮設計画条件を考慮して任意に選定すること。

- B棟への通路を確保すること。
- 迂回路等、案内看板を設置すること。
- 作業区画は仮設間仕切りで囲い、注意喚起看板を設置すること。
- 仮設設置作業は、資材の搬出入を含み、夜間（18：00～7：00）及び休日に行うこと。
- 作業員の出入りについては、作業区画内で作業着に着替を行い、区画外は清潔な服装とすること。
- 作業区画から区画外に埃等を出さないように、適宜清掃を行うこと。
- 足場工法については選定した工法で適切に強度確認を行うこと。
- 仮設設置期間は、４ヶ月間とする。
- 作業床下部には、照明などの必要な設備を設置すること。
- 作業区画は、養生シート等で隙間なく塞ぎ、塵、埃等が外部に漏れないようにすること。
- 騒音計・振動計を設置し、騒音や振動をなるべく少なくするように管理すること。
- 資材搬出入時は通路等を適宜養生すること。
- 仮設計画については、施設管理者と協議の上、計画すること。

凡例

：作業区画を示す。
（仮設間仕切りで囲うこと）

：患者様通路を示す。

：資材搬出入、作業員通路を示す。
夜間（18：00～7：00）及び休日のみ
作業着での通行不可（作業区画で着替えを行うこと）

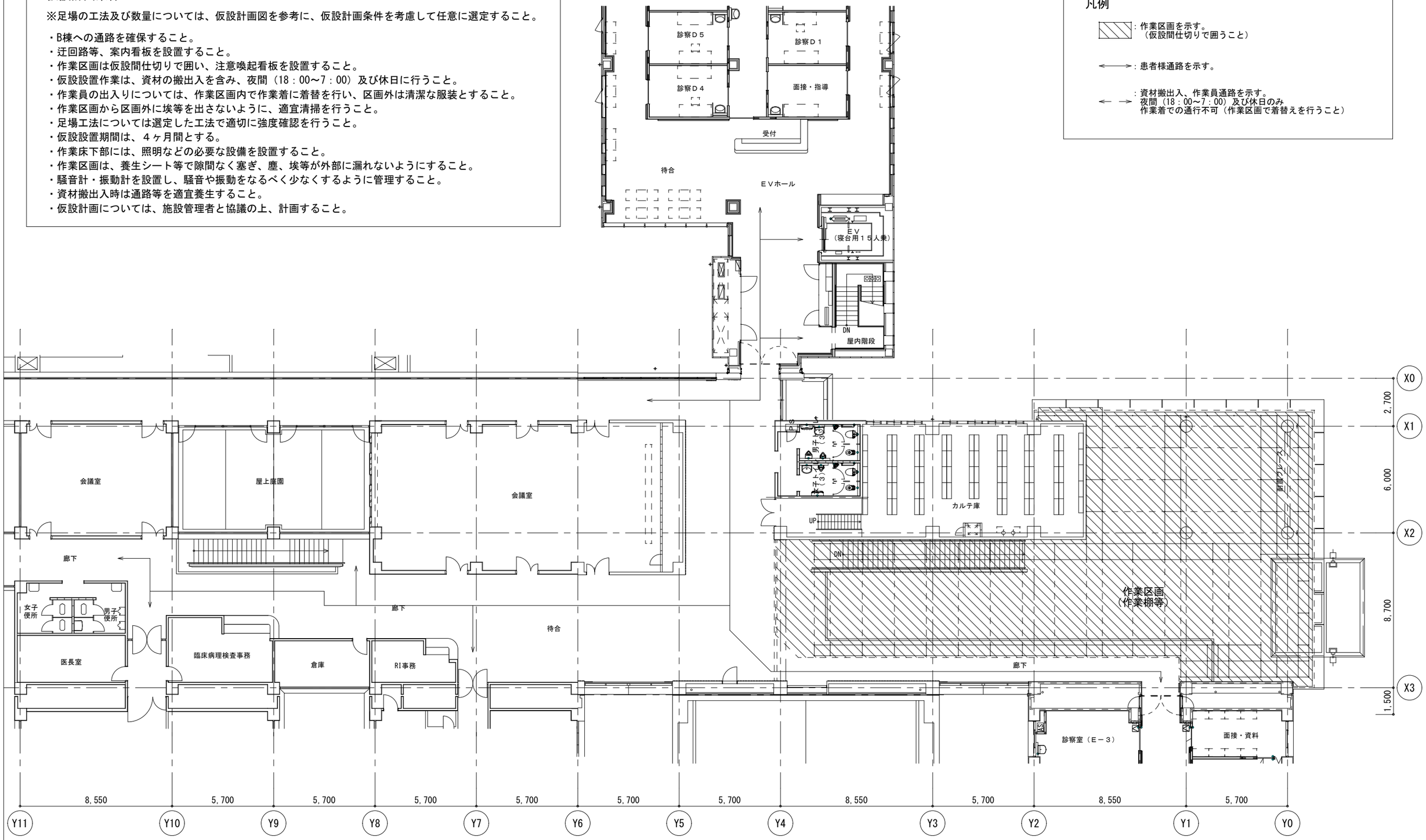

（参考）仮設計画２階平面図　S1:200

—	工事名 令和４年度 静岡県立こども病院外来天井改修工事	図面名	（参考）仮設計画 ２階平面図	縮尺	A3 1/200	意匠 構造 設備 電気 担当名 齋藤	担当印	統括印	承認印	株式会社 望月建築設計事務所 〒４２０－０８６６ 静岡市葵区西草深町１２－１２ TEL-054(652)3311・FAX-054(652)3312	1級建築士登録第３２７１０５号 齋藤 宏之	NO. A-１８

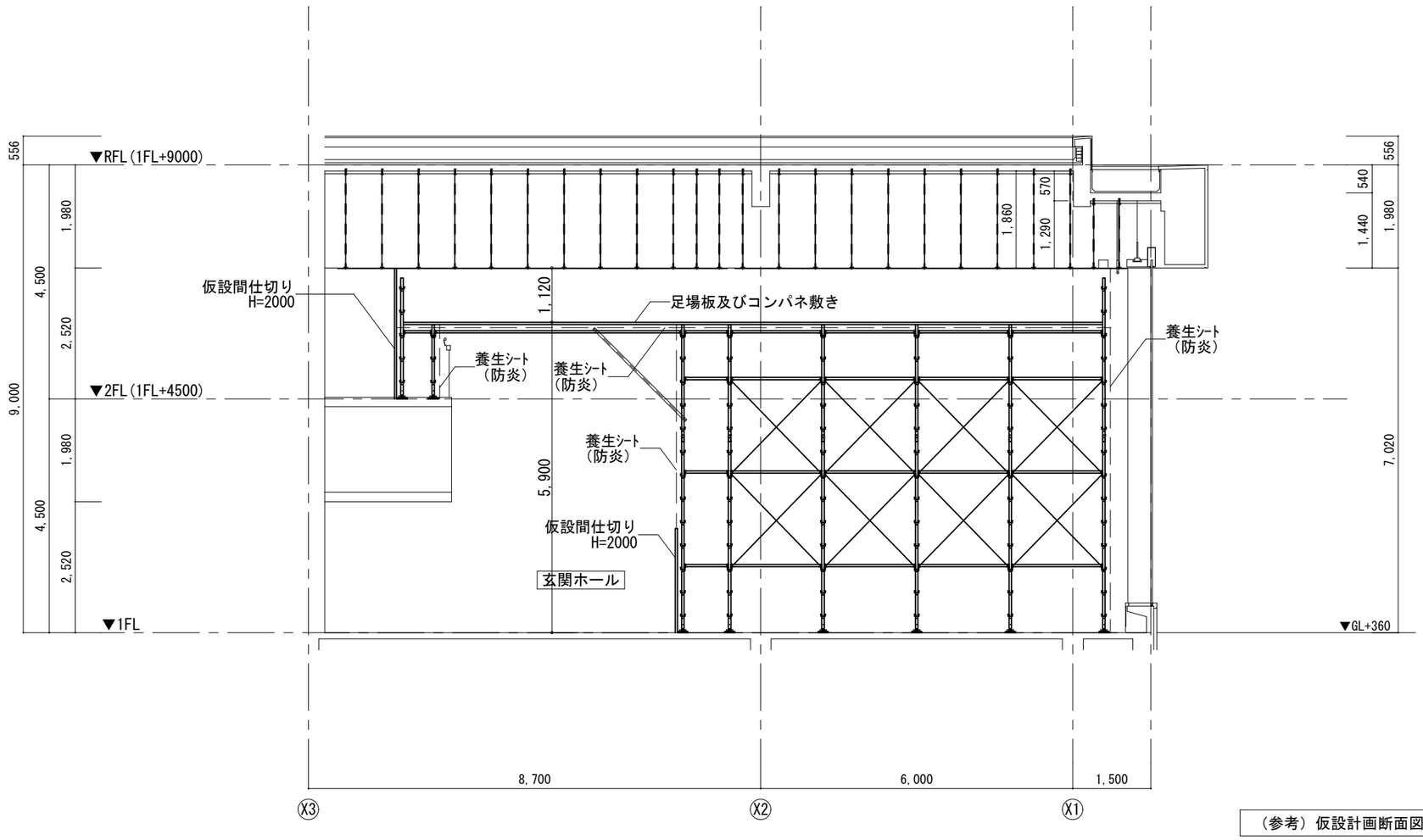

（参考）仮設計画断面図　S1:100

—	工事名 令和４年度 静岡県立こども病院外来天井改修工事	図面名 （参考）仮設計画 断面図	縮尺 A3 1/100	意匠 / 構造 / 設備 / 電気 担当名 齋藤	担当印	統括印	承認印	株式会社 望月建築設計事務所 〒４２０－０８６６ 静岡市葵区西草深町１２－１２ TEL-054(652)3311・FAX-054(652)3312 1級建築士登録第３２７１０５号 齋藤 宏之	NO. A-１９

仮設計画条件

※２階廊下の残工事部分は休日を利用し、B棟への通路を塞ぎ作業を行う。
※B棟への通路を塞ぐため、仮設撤去、搬出及び清掃までを休日内で終わらせること。
※休日内で作業が終了しないと見込まれる場合は、適宜工区分けをすること。

・迂回路等、案内看板を設置すること。
・作業区画は養生シートで囲い、注意喚起看板を設置すること。
・仮設設置作業は、資材の搬出入を含み、休日前後の夜間（18：00～7：00）及び休日に行うこと。
・作業員の出入りについては、作業区画内で作業着に着替を行い、区画外は清潔な服装とすること。
・作業区画から区画外に埃等を出さないように、適宜清掃を行うこと。
・仮設設置期間は、休日の２日間とする。
・作業区画は、養生シート等で隙間なく塞ぎ、塵、埃等が外部に漏れないようにすること。
・騒音計・振動計を設置し、騒音や振動をなるべく少なくするように管理すること。
・資材搬出入時は通路等を適宜養生すること。
・仮設計画については、施設管理者と協議の上、計画すること。

凡例

：作業区画を示す。
（養生ｼｰﾄで囲うこと）

：資材搬出入、作業員通路を示す。
夜間（18：00～7：00）及び休日のみ
作業着での通行不可（作業区画で着替えを行うこと）

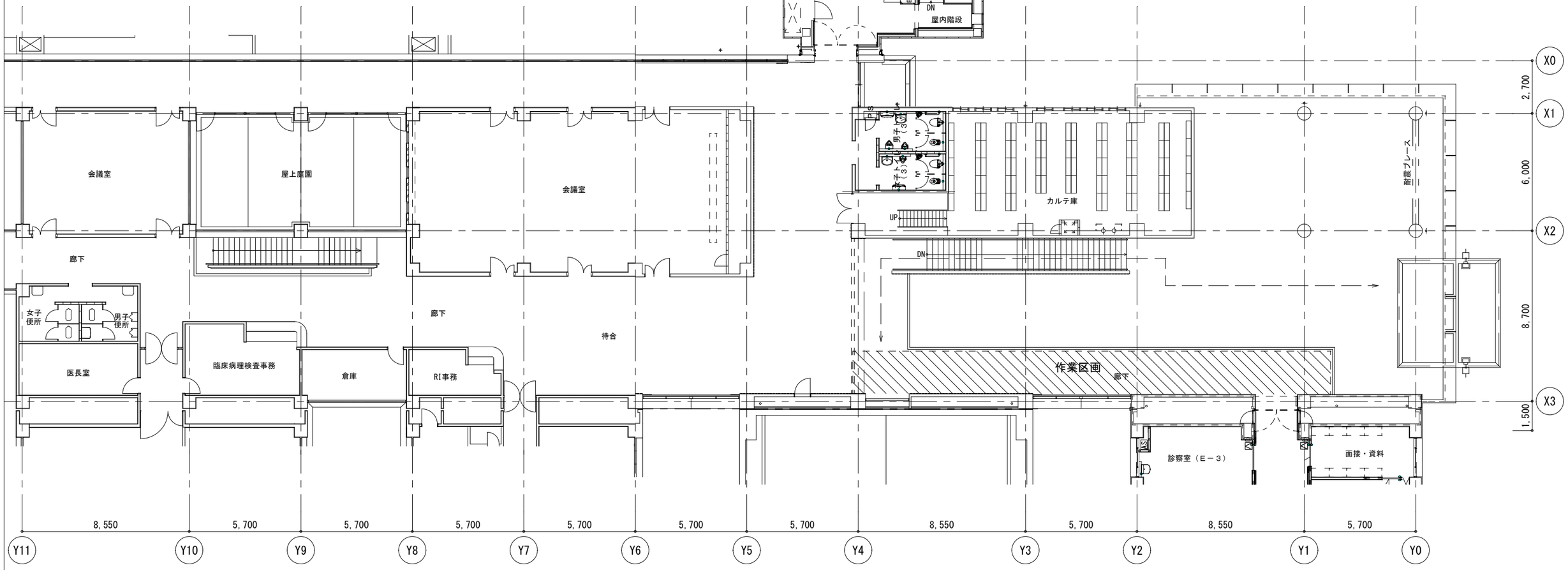

（参考）仮設計画残工事平面図　S1:200

—	工事名 令和４年度 静岡県立こども病院外来天井改修工事	図面名	（参考）仮設計画 残工事平面図	縮尺	A3 1/200	意匠 構造 設備 電気 担当名 齋藤	担当印	統括印	承認印	株式会社 望月建築設計事務所 〒４２０－０８６６ 静岡市葵区西草深町１２－１２ TEL-054(652)3311・FAX-054(652)3312	1級建築士登録第３２７１０５号 齋藤 宏之	NO. A-２０

電気設備工事特記仕様書

Ⅰ 工事概要

1 建設工事名　令和４年度［第34-2
静岡県立こども病院外来天井改修工事

2 建設工事場所　静岡 (市)郡　葵 (区)町　追込 地内

3 建物概要

建物（棟）名称	構造	階数	延床面積（㎡）	備考

4 工事科目（ ⊙ 印のあるもの）

⊙ 電灯設備(電灯幹線、電灯分岐、コンセント分岐)	・ 誘導支援設備（音声誘導装置、インターホン、トイレ呼出）
・ 動力設備(動力幹線、動力分岐)	・ テレビ共同受信設備
・ 電熱設備	・ 監視カメラ設備
・ 雷保護設備	・ 駐車場管制設備
・ 受変電設備	・ 防犯・入退室管理設備
・ 電力貯蔵設備(直流電源、交流無停電電源)	⊙ 火災報知設備(自動火災報知、自動閉鎖、非常警報、ガス漏れ)
・ 発電設備	・ 中央監視制御設備
・ 構内情報通信網設備	・ 屋外構内配電線路
・ 構内交換設備	・ 屋外構内通信線路
・ 情報表示設備(出退・情報表示、電気時計)	・ テレビ電波障害防除
・ 映像・音響設備	・ 昇降機設備
⊙ 拡声設備	

Ⅱ 仕　様

1 特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、下記の国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の仕様書（平成 31 年版）による。
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 建築物解体工事共通仕様書

2 標準図は以下の平成 31 年版による。（建築工事標準詳細図は平成28年版）
- 建築工事標準詳細図
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)

3 設計図書に明記がない場合、又は相違がある場合は、原則として監督職員の指示によるほか、次の優先順位により判定する。
(1) 質疑回答書（(2)～(5)に対するもの)　(2)現場説明書　(3) 特記仕様書　(4) 図面　(5) 標準仕様書

4 特記仕様
(1) 項目は全て適用する。
(2) 特記事項のうち選択する事項は、⊙ 印の付いたものを適用する。
⊙ 印のない場合は、※印を適用する。　⊙ 印と ⊗ 印の付いた場合は、共に適用する。

科目	項目	特記事項
一般事項	1 法令その他	この工事は、工事に関係する法令、条例及び規定等に基づいて施工する。官公署の検査を必要とする工事にあっては、工事完成時までに検査を受け検査済証等の交付を受ける。
	2 工事実績情報の登録	受注時又は契約変更時に工事請負代金額500万円以上の工事について、工事実績情報ｻｰﾋﾞｽ（CORINS）に登録すること。また、契約変更により工事請負代金額が500万円未満になった場合は、すみやかに契約変更前の工事登録を削除すること。なお、契約金額の変更登録は、完成時のみとする。
	3 工事の一時中止	静岡県建設工事請負契約約款第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画書（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。また、工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
	4 施工図等の権利	施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は発注者に移譲するものとする。
	5 工事写真	営繕工事写真撮影要領令和３年版及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「営繕工事写真撮影要領(平成28年版)による工事写真撮影ガイドブック 電気設備工事編 平成30年版」によるほか、監督職員の指示により撮影する。
	6 監理事務所	※ 設けない　・ 設ける（ ・ 既存建物内の一部を使用する　・ 構内に新設する ）
	7 工事用水電力等	本工事に必要な工事用電力・水等は受注者の負担とする。
	8 工事用仮設物	敷地内につくることが　※ できる　・ できない
	9 電気工事士	最大電力５００ｋW以上の場合においても、第一種電気工事士により施工を行う。
	10 電気保安技術者	電気保安技術者の選定については、標準仕様書のほか監督職員が認める者とする。
	11 発生材の処理	(1) 引渡しを要するもの　（　） (2) 特別管理産業廃棄物　（ ・ ＰＣＢ使用機器　） (3) 再資源化を図るもの　（ ・ 蛍光ランプ　・ 白熱灯　・ ＨＩＤ灯　） (4) 発生材保管、集積場所が必要なもの（　） 照明器具安定器にＰＣＢが使用されている場合は、安定器を本体より分離し保管ボックス（鋼板製）に収納して建物管理者に引き渡す。また、変圧器・コンデンサ等を廃棄しようとする場合は、ＰＣＢ混入の可能性の有無について確認し、混入の可能性が判定・確認できない場合は、ＰＣＢ廃棄物として保管受皿に入れ指定された場所に保管する。
	12 産業廃棄物管理票	(財)日本産業廃棄物処理振興センター（ http://www.jwnet.or.jp ）が運営する「情報処理センターの登録（電子マニフェスト）により行うこと。 これにより難い場合は監督職員と協議する。
	13 建設副産物情報交換システム	本工事の情報を「建設副産物情報交換システム（ＣＯＢＲＩＳ）」へ登録するものとし、総合施工計画書作成時、工事完了時及び登録情報に変更が生じた場合には、それぞれ速やかにデータ入力を行う。 また、同システムにより、工事着手時に再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、及び建設副産物情報交換システム工事登録証明書を、工事完了時に同計画書の実施報告書（書式は同一）を作成し、監督職員に提出する。
	14 特定建設資材の再資源化等	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）の通知の有無 ・ 通知を要しない（対象工事でない）　・ 通知を要する（対象工事である） 対象建設工事の場合は、分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う。 (1) 分別解体の方法

工程	作業内容	分別解体の方法
・ 新築工事等	建築設備工事 ※ 有	※ 手作業 ・ 手作業・機械作業併用

(2) 特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設

特定建設資材廃棄物の種類	再資源化等をする施設名称	所在地
・ コンクリート	・	・
・ コンクリート及び鉄から成る建設資材	・	・
・ 木材	・	・
・ アスファルト・コンクリート	・	・

注)(1)、(2)については積算上の条件明示であり、処理施設等を指定するものではない。
受注者の提示する分別解体の方法、施設等と異なる場合においても設計変更の対象としない。

	15 環境性能等	使用する機材はトップランナー基準に適合したものであること。
	16 使用機材の選定	工事に使用する機材は、その工事の着手前に、「使用材料（機器）報告書」を監督職員に提出して承諾を受けること。
	17 地場産品	静岡県中小企業の受注者機会の増大による地域経済の活性化に関する条例に基づき、地場産品の使用促進を図ることで、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。 受注者は、工事に使用する建設資材等について、契約図書に規定する品質が規格値を満足した地場産品の優先使用に努めること。 「地場産品」とは「県産木材」及び「県産品」をいう。 「県産木材」とは「静岡県産材証明制度要綱」第２条に掲げるものをいう。 「県産品」とは建設資材又は製品等で、県内で最終工程が施されたものをいう。
	18 機材の検査等	使用する機材について、自主検査記録（任意様式）を作成すること。 ただし、別表に掲げる機材については監督職員の検査を受ける。 なお、監督職員の検査の結果、合格した機材と同じ種別の機材は以後原則として抽出検査とする。 また、製造工場等における材料検査を行う工事材料は監督職員の指示による。
	19 排出ガス対策等	使用する建設機械は排出ガス対策及び低騒音型とする。
	20 検査	中間検査　・ 対象工事（実施は中間検査実施基準による）　・ 対象外工事 工事施工中における技術検査の実施回数等は監督職員の指示による。
	21 完成図書	現場説明書による。
	22 電子納品	電子納品特記仕様書による。 貸与する設計図データの有無（ ※ 有り　・ 無し ） 貸与するＣＡＤデータは当該工事のために必要な施工図及び完成図の作成の範囲で使用できる。
	23 公共事業労務費調査に対する協力	受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。 (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。 (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負人工事の受注者（当該下請工事の一部に係るニ次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
	24 石綿含有建材の事前調査	受注者は石綿含有建材の事前調査を行う。なお、建築物の改修工事で請負代金額の合計額が100万円以上であるものについては、原則として「石綿事前調査結果報告システム」を用いて調査結果の報告を行い、内容を監督職員へ提出すること。 ※石綿事前調査結果報告システムには「gBizID（https://gbiz-id.go.jp）」への登録が必要となる。

共通工事	1 仮設備	仮設備項目（ ・ 受変電　・ 発電　・　） 仮設備期間（ ・ 図示　・　）
	2 足場その他	※ 別契約の関係工事で定置したものは無償で使用できる。 ・ 本工事で設置する。 内部足場の種別　※ 脚立、足場板等　・ 外部足場の種別　※ Ａ種 ・ Ｂ種 ・ Ｃ種 ・ Ｄ種 ・ Ｅ種 Ａ種 ： 施工箇所面に枠組足場を設ける Ｂ種 ： 施工箇所面にくさび緊結式足場を設ける Ｃ種 ： 施工箇所面に単管本足場を設ける Ｄ種 ： 仮設ゴンドラを使用する Ｅ種 ： 移動式足場を使用する 設置においては、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）における手すり据置方式又は手すり先行専用足場方式に基づき設置すること。 外部足場の防護シートによる養生 ・ 養生ネット　・ 養生シート（ ・ Ⅰ類　・ Ⅱ類 ） ・ ネット状養生シート（ ・ Ⅰ類　・ Ⅱ類 ） ・ 防音シート　・ 防音パネル　・　・　）
	3 養生	養生範囲（ ・　・　） 養生方法（ ・　・　）
	4 土工事	標準仕様書によるほか次による。 (1) 管路を敷設する掘削床は平坦に突き固める。 (2) 埋戻し及び盛り土（Ｏ印があるもの） ※ 根切り土　・ 持込み土（　） (3) 残土処分 ※ 構内散きならし ・ 構外搬出　片道運搬距離（　）km、ＤＩＤ区間（ ・ 有　・ 無 ） ・ 構内指示の場所に堆積 なお、受注者の提示する運搬距離、処分費及び整地費と異なる場合においても設計変更の対象としない。
	5 コンクリート工事	コンクリート圧縮強度試験 現場での試験（ ※ 行わない　・ 行う ） 工場での試験成績書の提出（ ※ 求める　・ 求めない ）
	6 接地工事	(1) 接地工事の接地抵抗は、原則として規定値の90パーセント以下の値とする。 (2) 板状の接地極は 900mm×900mm、厚さ1.5mm以上の厚板とし、管状又は棒状の接地極は銅又は銅被覆鋼製接地棒もしくは炭素鋼棒とする。 (3) その他、図面に特記なき場合は、表1「接地極一覧表」による。
	7 関連する工事との施工区分	図面に特記なき場合は「工事区分表」による。ただし、これにより難い場合は監督職員と協議する。
	8 機器等の取付高さ	図面に特記なき場合は、表２「機器標準取付高さ」を標準とし、監督職員との協議の上決定する。
	9 耐震施工	設備機器・配管等の支持、固定は、表３「耐震施工の基準」による。 ただし、これにより難い場合は監督職員と協議する。 設計用水平地震力は、下記に示す設計用水平震度に、機器の重量を乗じたものとする。 設計用鉛直震度は、設計用水平震度の1/2とする。

設置場所	設備耐震クラス分類		
	Ｓクラス	Ａクラス	Ｂクラス
上層階・屋上階及び塔屋	2.0	1.5	1.2
中間階	1.5	1.0	0.72
地下階及び１階	1.0	0.6	0.48

本施設は（ ・ 防災上重要な機能を必要とする防災拠点等 ⊙ 防災上重要な施設 ・ 一般の施設 ）とする。

機器等の設備耐震クラスの分類は、次による。

クラス	防災拠点等及び防災上重要な施設	一般の施設
Ｓクラス	・ 受変電設備 ・ 発電設備 ・ 非常用蓄電池設備 ・ 交換機、無線装置等 ・ 防災用情報通信設備 ・ アンテナ、統制台等 ・	・ ・ ・
Ａクラス	・ 電話設備 ・ 中央監視設備 ・ 非常放送設備 ・ 幹線設備（盤類を含む） ・	・ 受変電設備 ・ 発電設備 ・ 非常蓄電池設備 ・ 電話設備 ・ 非常放送設備 ・
Ｂクラス	Ｓ、Ａクラス以外の機器等	Ｓ、Ａクラス以外の機器等

※ あと施工アンカーは原則としておねじ形とし、めねじ形を使用する場合は監督職員と協議すること。

あと施工アンカーの引き抜き試験　・ 行う　※ 行わない

	10 非破壊検査	改修工事ではつり作業を行う場合の、非破壊検査による埋設物の事前調査を ※ 行う（ 床 ※ 放射線透過検査 ・ レーダー探査 壁 ※ レーダー探査 ・ 放射線透過検査 ） ・ 行わない
	11 分電盤、制御盤、配電盤等	標準仕様書によるほか次による。 (1) 扉の幅が、端子盤及び機器収納箱にあっては600mm、制御盤にあっては800mmをこえる場合は扉は原則として両開きとする。 (2) 蝶番は、寸法・重量等を考慮した丈夫なものとし十分な耐久性を保つ構造とする。 (3) 屋外用の盤類は水が浸入しない構造とし、計器窓は網入りガラスとする。 (4) 盤類の塗色は次による。 ※ マンセル 2.5Y9/1　・ 塗色なし　・ 指定色（　） (5) 屋外形の開閉器箱及びプルボックスは、次による。 ※ 鋼製　・ 樹脂製　・ ステンレス製　・ 図示による (6) ＯＡ盤の端子盤部に通気口又は冷却ファンを設ける。仕様はメーカー仕様に準ずる。
	12 電線類	※ 環境対策型電線（ＥＭ電線） ・ 非環境対策型電線（ビニル電線）
	13 架空電線	特記なき電柱の、腕金、がいし、支線その他の装柱材は、電力会社仕様による。
	14 電力・電話の引込み	電力及び電話線引込線の引留方法、位置については電力会社及び電気通信事業者と打合わせの上監督職員との協議により施工する。また、外線工事負担金などの調査報告を監督職員に対し速やかに行う。申請書類作成を行い、申請手続に要する費用は受注者の負担とする。
	15 最上階の埋込配管	最上階の天井スラブへの埋込み配管は、原則として避けるものとする。
	16 位置ボックス等	ケーブル送り配線となる天井埋込照明器具、スピーカ及び感知器の位置ボックスは不要とする。
	17 防護柵	屋外キュービクルの周囲に防護柵を設置する場合は、高さ1.8m以上とする。 建築工事に含まれる場合には協議を要する。
	18 地中電線	(1) ハンドホールの蓋 地中配線路の鉄蓋には、破壊荷重と次の事項を鋳込みとする。 ・地中配線路の用途（「電気」、「通信」等） (2) 地中配線の埋設深さ等 地中線で特記なき埋設深さは0.6m以上とする。 (3) 次の箇所には原則として埋設標を設ける。 ア 建物及びハンドホールへの引込口及び引出口付近 イ 地中線路の曲折箇所 ウ 直線部分では30mごとに1個（30mに満たない場合はその中間に1個） エ 道路横断箇所
	19 自立型アンテナマストのベースアンカー	自立型アンテナマスト及び自立型避雷設備等のベースプレートのアンカーボルトの設置間隔は500mmを標準とする。
	20 電線保護物類	(1) 合成樹脂製可とう電線管（ＰＦ管）及び付属品 タイプ25を使用するものとする。 電力用位置ボックス類は、合成樹脂製又は鋼製とする。鋼板製とした場合は管内に接地線を付加し、当該ボックスにボンディングを施すものとする。 ただし、これにより難い場合は監督職員と協議する。 (2) 金属製露出管路 次の管路は、塗装を行う。ただし、溶融亜鉛めっき加工された電線管を除く。 （ ※ 屋外　※ 配線室を除く屋内で見えがかり部分　・　） (3) ケーブル配線の保護管は、標準仕様書金属管配線、合成樹脂管配線の項による。 (4) 弱電設備の管の敷設 ケーブルを収容する管路の１区間の屈曲箇所は３箇所以内で曲げ角度の合計は180°以内とする。ただし、通線及び管内の電線の引き替えが容易に行えるように施工する場合はこの限りでない。 (5) 壁面配管等で人が容易に触れるおそれのある部分（２ｍ以下）の配管支持材には保護キャップ等の安全措置を施すものとする。
	21 照明用ポール	照明用ポールは、次による。 ※ 配線用遮断器又はカットアウトスイッチを設ける。仕様についてはメーカー仕様に準ずる。 ・ 配線用遮断器又はカットアウトスイッチが内蔵できるものとする。
	22 配線器具	(1) スイッチは原則としてネーム付きとし、器具の場所を表示する。 (2) フラッシュプレート ※ 新金属　・ ステンレス　・ 合成樹脂 (3) フロアプレートは水平高低調整付（空転防止形またはは工具締付形）とする。 ※ アルミ製　・ 黄銅製 (4) 発電機回路に接続されるコンセントは、原則として赤色とする。 (5) コンセントには回路番号を表示する。
	23 屋外の支持金物	電線管等の屋外支持金物は、原則として次による。 ※ ステンレス製　・ 亜鉛メッキ
	24 機器姿図	姿図の形状及び寸法は概略を示す。
	25 照度測定	照明器具を新設、改修した部屋の照度 ※測定する　・測定しない 測定箇所等は監督職員の指示による

—	工事名	令和４年度 静岡県立こども病院外来天井改修工事	図面名	電気設備工事特記仕様書１	縮尺	A2 — A3 —	意匠 / 構造 / 機械 / (電気) 担当名	三ツ井	統括印	承認印

株式会社 望月建築設計事務所
〒４２０－０８６６ 静岡市葵区西草深町１２－１２ TEL-054(652)3311・FAX-054(652)3312
1級建築士登録第３２７１０５号 齋藤 宏之

NO. E-01

電気設備工事特記仕様書

	26 建築材料等	本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の（1）から（4）を満たすものとする。 （1）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料を使用する。 （2）接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 （3）接着材は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑材を除く）が添加されていない材料を使用する。 （4）（1）の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
	27 化学物質の濃度測定	・要　　※不要 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等については、監督職員の指示による。
撤去工事	1 撤去	・撤去前に内容物（発電設備燃料等）の回収を要する機器、配管等の処置（　　） ・撤去後の補修、復旧（　　）
	2 石綿含有建材の除去工事	事前調査　　※行う　　・行わない 工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により石綿を含有している建築材料等の使用の有無について調査する。 分析による石綿含有建材の調査　※行わない　・行う（　　箇所） 測定箇所等は監督職員の指示による。 石綿粉じん濃度測定　　※行わない　・行う（　　箇所） 測定箇所等は監督職員の指示による。 石綿作業主任者 石綿作業主任者技能講習修了者又は平成１８年３月以前の特定化学物質作業主任者の有資格者の内から選任し、法令に基づき、作業の方法、労働者の指導等必要な措置を行うこと。 石綿含有品　・フランジ用ガスケット（・配管　・ダクト） ・天井材　・ ・外壁（・塗材　・スレート　・　） 撤去部にアスベストを含む材料が使用されている場合は、適切に処理を行い、必要に応じて官公庁等への届出を行うこと。 石綿含有塗材の塗布された外壁及び石綿含有スレート波板等の外壁面に対して、足場及び配管等の支持のため、アンカーを打設する際にも、石綿作業主任者を配置し、外壁面に対して湿潤状態とし、集塵機能付き電動工具を使用する等、飛散防止措置を講ずること。
電力・発電設備工事	1 防災用照明器具	建築基準法の規定による非常用照明器具は次による。（○で囲むもの） ・電池内蔵形　・電源別置形（・バッテリー　・発電機）
	2 電動機等の接地	金属管配線において、電動機容量7.5 KW以下は金属管を接地線とする。
	3 受変電設備	受変電キュービクル本体の耐震性は、JEM-TR144「配電盤・制御盤の耐震設計指針2003年版」（一般社団法人日本電機工業協会）における耐震機能クラス１とする。
	4 雷保護設備	(1) 保護レベル　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　※Ⅳ (2) 受雷部システムの配置　・保護角法　・回転球体法　・メッシュ法
	5 主燃料槽	主燃料槽は渦油渡しとする。
	6 太陽光発電設備	太陽電池アレイ用支持物の荷重計算は、JIS C 8955:2011「太陽電池アレイ用支持物設計標準」による。 太陽光発電システムの用途 ※極めて重要な太陽光発電システム　・通常の太陽光発電システム
通信・情報設備工事	1 構内情報通信網設備	学校については校内ＬＡＮ工事特記仕様書による。
	2 テレビ共同受信装置	(1) テレビ機器収容箱 ブースターを収容する収納箱は、露出コンセント（2P15A 2口）を内蔵し、扉には放熱に有効なガラリ等を備えたものとする。 (2) アンテナマスト　・自立形　・壁面形 ・標準図のＡの寸法（　　）mm
防災設備工事	1 自動火災報知装置	(1) 受信機 ・Ｒ型　・Ｐ型（　　）級（　　）回路 予備電源付（・壁掛形　・自立形） 複合盤の場合は図示する。 (2) 副受信機　表示窓数（　　）窓（・壁掛形　・自立形） (3) 発信機　・Ｒ型　・Ｐ型（　　）級（　　）形 (4) 機器収納箱　・埋込形　・露出形　・消火栓箱組込形 (5) 消火栓ポンプ始動用表示灯　・専用　※火報と兼用
	2 自動閉鎖装置	(1) 連動制御器（　）回線（複合盤の場合は図示する。） (2) 動作仕様 ア 作動方式　・多回線順次作動　・単独作動 イ 防煙ダンパ　・手動復帰　・遠方復帰

	3 非常警報装置	(1) 非常警報装置　・埋込形　・露出形 (2) 起動装置（押しボタン）　・埋込形　・露出形
	4 ガス漏れ火災警報装置	(1) 受信機　（　）回線　予備電源付（・壁掛形　・自立形） 複合盤の場合は図示する (2) 検知器　・都市ガス　・液化ガス 電源　・AC100V　・DC24V (3) 中継器　確認表示灯　・あり　・なし
その他		舗装版切断時の濁水は産業廃棄物として適切に処理を行うこと。

別表

名称
・配電盤、分電盤、制御盤、警報盤等
・電熱装置
・高圧機器類
・特別高圧機器類
・直流電源装置
・交流無停電電源装置（ＵＰＳ）
・ディーゼル発電装置
・ガスエンジン発電装置
・マイクロガスタービン発電装置
・燃料電池発電装置
・熱併給発電装置
・太陽光発電装置
・風力発電装置
・構内情報通信網装置
・構内交換装置
・情報表示装置
・映像・音響装置
・誘導支援装置
・テレビ共同受信設備
・監視カメラ装置
・駐車場管制装置
・防犯・入退室管理装置
・監視制御装置
・
・

⊙印の付いたものを適用する。

表１　接地極一覧表

接地の種類	記号	接地抵抗	接地極の規格・数量
・共同接地	ＥＡ・Ｂ・Ｃ・Ｄ	Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又は Ｗ＝４０）× ３連 一 組
・共同接地	ＥＡ・Ｃ・Ｄ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又は Ｗ＝４０）× ３連 一 組
・Ａ種	ＥＡ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又は Ｗ＝４０）× ３連 一 ２組
・Ｂ種	ＥＢ	Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又は Ｗ＝４０）× ３連 一 組
・Ｂ種	ＥＢ	37.5～75Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又は Ｗ＝３０）× ３連
・Ｃ種	ＥＣ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又は Ｗ＝４０）× ３連 一 ２組
・Ｄ種	ＥＤ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１０又は Ｗ＝３０）× １
・Ｄ種	ＥＥＬＣＢ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１０又は Ｗ＝３０）× １
・雷保護用	ＥＬＡ	Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又は Ｗ＝４０）× 連 一 組 又は ＥＰ× ０．６－２
・高圧避雷器	ＥＬＨ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又は Ｗ＝４０）× ３連 一 ２組
・低圧避雷器	ＥＬＬ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又は Ｗ＝４０）× ３連 一 ２組
・交換機用	ＥＴ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又は Ｗ＝４０）× ３連 一 組
・通信機器用	ＥＡｔ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又は Ｗ＝４０）× ３連 一 ２組
・通信機器用	ＥＤｔ	１０００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１０又は Ｗ＝３０）× １
・測定用	Ｅｏ	１０００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１０又は Ｗ＝３０）× １
・構造体接地		Ω以下	
・等電位接地		Ω以下	

注１）ＥＢでＤ＝１４の場合はＬ＝１５００とし、Ｗ＝４０の場合はＬ＝１２００、Ｗ＝３０の場合はＬ＝９００とする。
注２）図中に記載がある場合は、それを優先する。

表２　機器標準取付高さ

	名称	測定	取付高さ(mm)
電力共通	取引用計器	地上～盤中心	1,800～2,000
	引込開閉器	地上～中心	1,800～2,200
電灯	分電盤	床上～中心	1,500
		（上端1,900以下）	
	スイッチ	床上～中心	1,100
	人感センサ用切替スイッチ	床上～中心	1,800
	コンセント（一般）	床上～中心	400
	（和室）	床上～中心	200
	（台上）	台上～中心	150～200
	（土間）	床上～中心	500
	（外壁・屋外）	地上～中心	800
	プラケット（一般）	床上～中心	2,100～2,300
	（講場）	床上～中心	2,000～2,500
	（鏡上）	鏡上端～中心	150
動力	壁掛制御盤	床上～中心	1,500
		（上端1,900以下）	
	手元開閉器	床上～中心	1,500
電話	操作スイッチ	床上～中心	1,300
	室内端子盤	床上～下端	300
	集合保安器箱	天井下～上端	200
	壁付アウトレット（一般）	床上～中心	400
	（和室）	床上～中心	200
時計・拡声	壁付形親時計	床上～中心	1,500
		（上端1,900以下）	
	子時計	床上～中心	天井高×0.9
	壁掛形スピーカ	床上～中心	天井高×0.9
	壁付アッテネータ	床上～中心	1,100

	名称	測定	取付高さ(mm)
表示	表示盤	床上～中心	天井高×0.9
	壁付発信器	床上～中心	1,100
	ベル・ブザー・チャイム	床上～中心	2,300
	壁付押しボタン（一般）	床上～中心	1,100
呼出	壁付インターホン	床上～中心	1,100
	壁付アウトレット（一般）	床上～中心	400
	壁付アウトレット（和室）	床上～中心	200
支援	押しボタン（トイレ呼出用）	床上～中心	900又は400
	復帰釦	床上～中心	1,800
テレビ共同受信	機器収容箱	天井下～上端	200
	直列ユニット（一般）	床上～中心	400
	直列ユニット（和室）	床上～中心	200
火災報知	受信器・副受信器	床上～中心	800～1,500
	機器収容箱・受信器	床上～中心	800～1,500
	ベル	床上～中心	2,300
	表示灯	床上～中心	2,100
	ＬＰガス用検知器	床上～上端	300

備考
注）
1．天井高 3,000以上の場合は、監督職員と協議する。
2．意匠に関係する部分（正面玄関・玄関ホール・ＥＶホール・上級室・会議室）の取付位置は、監督職員と十分協議する。
3．表は原則とし、施工前に監督職員の承諾を受ける。

表３　耐震施工の基準
設備機器・配管等の支持、固定は、以下の図書を適用する。
ガイドライン：静岡県防災拠点等における設備地震対策ガイドライン（平成25年度）
センター指針：建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）

施設分類	設備機器・配管等の支持、固定	左記のうち、横引き配管などの支持
防災上重要な機能を必要とする防災拠点等	ガイドライン*	ガイドライン*
防災上重要な施設	ガイドライン*	標準仕様書
一般の施設	標準仕様書	標準仕様書

*ガイドラインに記載のない内容は、センター指針を適用する。

—	工事名	令和４年度 静岡県立こども病院外来天井改修工事	図面名	電気設備工事特記仕様書２	縮尺	A2 — A3 —	意匠	構造	機械	電気
							担当者	三ツ井	担当印	統括印

承認印

株式会社　望月建築設計事務所
〒４２０－０８６６　静岡市葵区西草深町１２－１２　TEL-054(652)3311・FAX-054(652)3312
1級建築士登録第３２７１０５号
齋藤　宏之

NO. E-02

注　記

1）　図中特記なき配管配線は下記による。		
——//——	EM-EEF１．６－２Ｃ	保護管（ＰＦ１６）
—— - ——	EM-EEF１．６－３Ｃ	保護管（ＰＦ１６）
——//^——	EM-EEF１．６－２Ｃ×２	保護管（ＰＦ２２）
—— 2.0 ——	EM-EEF２．０－３Ｃ	保護管（ＰＦ２２）
——2.0//——	EM-EEF２．０－２Ｃ	保護管（ＰＦ２２）

＊配線は仮設天井内配線とする。立ち下げは１階まで露出配管配線とする。

仮設照明器具（新設・撤去）

ｉＤシリーズ直付型１１０形　Ｄスタイル　Ｗ１５０

一般タイプ、１３４００ｌｍタイプ
消費電力８１．７Ｗ、定格出力型、電圧２００～２４２Ｖ
本体：亜鉛鋼板（白色）
ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白）
光源寿命４００００時間（光束維持率８５%）
昼白色（５０００Ｋ）、Ｒａ８３
電源装置はライトバー側に内蔵

仮設非常照明器具（新設・撤去）

ＬＥＤ非常灯専用型リモコン自己点検機能付

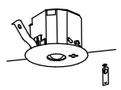

１００中天井用（～８ｍ）、３０分間タイプ
ＬＥＤ内蔵、非常時・非常灯用ＬＥＤ点灯／常時消灯
非常灯評定番号：ＬＡＬＥ－００６
レンズ：ガラス、カバー：鋼板：（クールホワイトつや消し仕上）
電圧：１００～２４２Ｖ、蓄電池：ニッケル水素電池
点検スイッチ付、自己点検スイッチ付
充電モニタ（緑）付、リモコン：（別売）

仮設電灯　２階平面図　S1:100

—	工事名 令和４年度 静岡県立こども病院外来天井改修工事設計図	図面名 改修後　２階平面図 仮設電灯設備	縮尺 A3 1/100	意匠	構造	設備	電気	担当印	統括印	承認印
				担当名		齋藤				

株式会社　望月建築設計事務所
〒４２０－０８６６　静岡市葵区西草深町１２－１２　TEL-054(652)3311・FAX-054(652)3312
１級建築士登録第３２７１０５号　齋藤　宏之

NO. E-０３

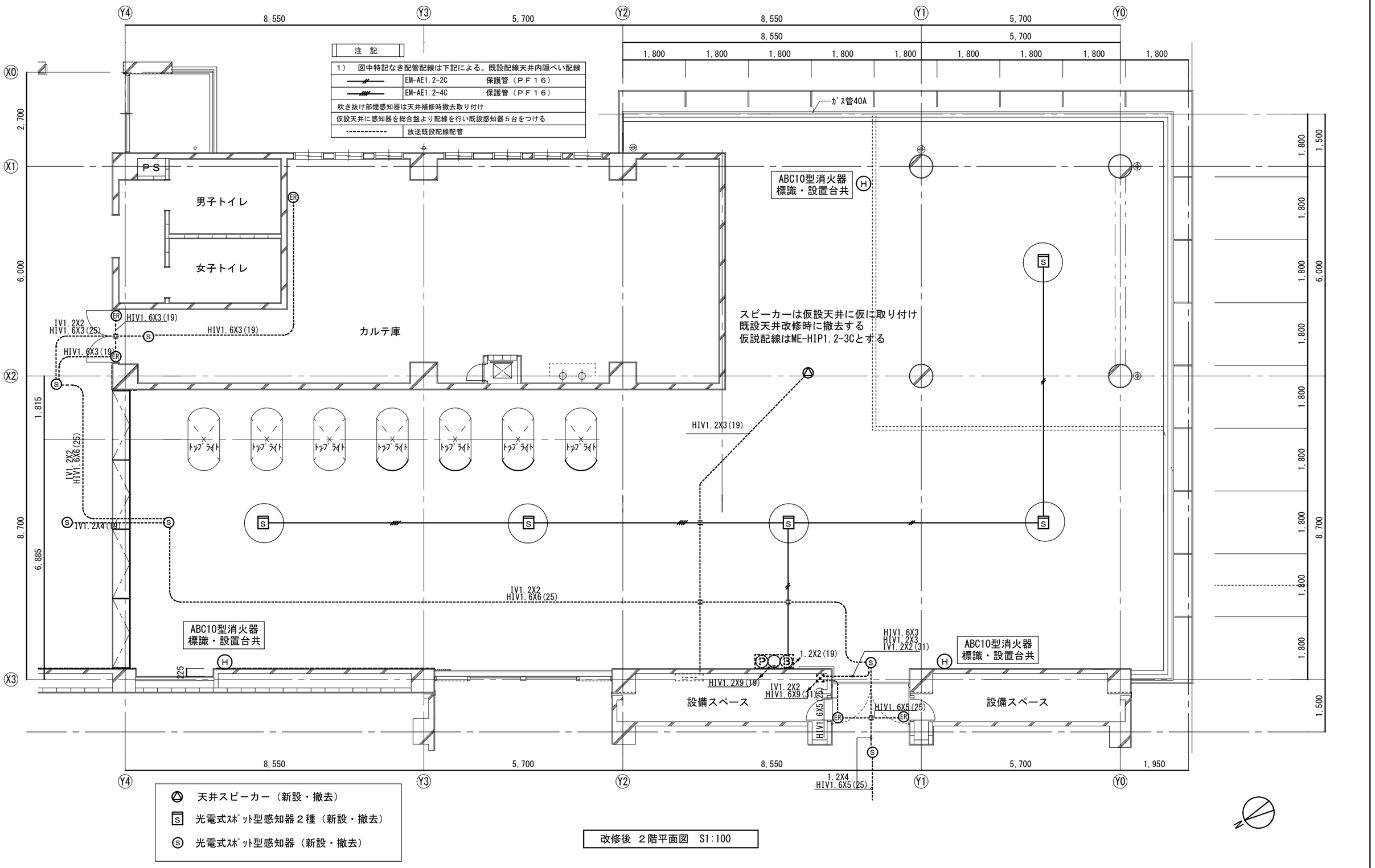

改修後　２階平面図　S1:100

—	工事名 令和４年度 静岡県立こども病院外来天井改修工事	図面名 改修後　２階平面図 仮設弱電配線図	縮尺 A3 1/100	意匠 / 構造 / 設備 / 電気 担当名 齋藤	担当印	統括印	承認印	株式会社 望月建築設計事務所 〒４２０－０８６６　静岡市葵区西草深町１２－１２　TEL-054(652)3311・FAX-054(652)3312	1級建築士登録第３２７１０５号 齋藤　宏之	NO. Ｅ－０５

機械設備工事特記仕様書

Ⅰ　工事概要

1　建設工事名　　令和４年度
静岡県立こども病院外来天井改修工事

2　建設工事場所　　静岡 市 葵 区 町　　漆山　地内
郡

3　建物概要

建物（棟）名称	構造	階数	延床面積（㎡）	備　考

4　工事科目（⊙印のあるもの）

・空気調和設備，換気設備	・給湯設備
・排煙設備	⊙スプリンクラー設備
・衛生器具設備	・ガス設備
・屋内給水設備	・浄化槽設備
・屋外給水設備	・さく井設備
・屋内排水設備	・撤去工事
・屋外排水設備	・

Ⅱ　仕様

1　特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、下記の国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の仕様書平成31年版による。
・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
・建築物解体工事共通仕様書

2　標準図は以下の平成31年版による。（建築工事標準詳細図は平成28年版）
・建築工事標準詳細図
・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）

3　設計図書に明記がない場合、又は相違がある場合は、原則として監督職員の指示によるほか、次の優先順位により判定する。
(1) 質問回答書((2)～(5)に対するもの)　(2) 現場説明書　(3) 特記仕様書
(4) 図面　(5) 標準仕様書

4　特記仕様
(1) 項目は全て適用する。
(2) 特記事項のうち選択する事項は、⊙ 印の付いたものを適用する。
⊙ 印のない場合は、※印を適用する。　⊙ 印と ⊗ 印の付いた場合は、共に適用する。

科目	項目	特記事項
一般事項	1 法令その他	この工事は、工事に関係する法令、条例及び規定等に基づいて施工する。 官公署の検査を必要とする工事にあっては、工事完成時までに検査を受け検査済証等の交付を受ける。
	2 工事実績情報の登録	受注時又は契約変更時に工事請負代金額500万円以上の工事について、工事実績情報ｻｰﾋﾞｽ（CORINS）に登録すること。また、契約変更により工事請負代金額が500万円未満になった場合は、すみやかに契約変更前の工事登録を削除すること。なお、契約金額の変更登録は、完成時のみとする。
	3 工事の一時中止	静岡県建設工事請負契約約款第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画書（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 また、工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
	4 施工図等の権利	施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は発注者に移譲するものとする。
	5 工事写真	営繕工事写真撮影要領令和３年版及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「営繕工事写真撮影要領（平成28年版）による工事写真撮影ガイドブック機械設備工事編 平成30年版」によるほか、監督職員の指示により撮影する。
	6 監理事務所	※ 設けない ・ 設ける（・既存建物内の一部を使用する ・構内に新設する）
	7 工事用水電力等	本工事に必要な工事用電力・水等は受注者の負担とする。
	8 電気保安技術者	※ 要　・ 不要
	9 工事用仮設物	敷地内につくることが　※ できる　・ できない
	10 発生材の処理	(1) 引渡しを要するもの　（・　・　） (2) 特別管理産業廃棄物　（・　・　） (3) 再資源化を図るもの　（・ 塩ビ管　・ 塩ビライニング鋼管） （・　・　）
		撤去する配管、ダクト等の保温は分離する。引渡しを要する配管、ダクト等の保温は分離する。 配管、ダクトの支持金物、吊りボルト等は本工事にて撤去する。
	11 特定建設資材の再資源化等	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）の通知の有無 ・通知を要しない（対象工事でない）　・通知を要する（対象工事である） 対象建設工事の場合は、分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う。 (1)分別解体の方法

工程	作業内容	分別解体の方法
・新築工事等	建築設備工事 ※有	※手作業 ・手作業・機械作業併用

	12 産業廃棄物管理票	(財)日本産業廃棄物処理振興ｾﾝﾀｰ(http://www.jwnet.or.jp)が運営する「情報処理ｾﾝﾀｰ」への登録（電子ﾏﾆﾌｪｽﾄ）により行うこと。これにより難い場合は監督職員と協議する。
	13 建設副産物情報交換システム	本工事の情報を「建設副産物情報交換システム（ＣＯＢＲＩＳ）」へ登録するものとし、総合施工計画書作成時、工事完了時及び登録情報に変更が生じた場合には、それぞれ速やかにデータ入力を行う。 また、同システムにより、工事着手時に再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、及び建設副産物情報交換システム工事登録証明書を、工事完了時に同計画書の実施報告書（書式は同一）を作成し、監督職員に提出する。
	14 環境性能等	使用する機材はトップランナー基準に適合したものであること。
	15 使用機材の選定	工事に使用する機材は、その工事の着手前に、「使用材料（機器）報告書」を監督職員に提出して承諾を受ける。
	16 地場産品	静岡県中小企業の受注者機会の増大による地域経済の活性化に関する条例に基づき、地場産品の使用促進を図ることで、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。受注者は工事に使用する建設資材等について、契約図書に規定する品質が規格値を満足した地場産品の優先使用に努めること。 「地場産品」とは「県産木材」及び「県産品」をいう。「県産木材」とは「静岡県産材証明制度要綱」第２条に掲げるものをいう。「県産品」とは建設資材又は製品等で、県内で最終工程が施されたものをいう。
	17 機材（工事材料）の検査等	使用する機材について、自主検査記録（任意様式）を作成すること。 ただし、別表１に掲げる機材については監督職員の検査を受ける。 なお、監督職員の検査の結果、合格した機材と同じ種別の機材は以後原則として抽出検査とする。 また、製造工場等における材料検査を行う工事材料は監督職員の指示による。
	18 技能士	・配管施工（建築配管作業）　・建築板金施工（ダクト板金作業） ・熱絶縁施工（保温保冷工事作業） ・さく井施工（ﾊﾟｰｶｯｼｮﾝ式さく井工事作業又はﾛｰﾀﾘｰ式さく井工事作業） ・冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業) 技能士は一級技能士の資格を有する者とする。
	19 排出ガス対策等	使用する建設機械は排出ｶﾞｽ対策及び低騒音型とする。
	20 検査	中間検査　・対象工事（実施は中間検査実施基準による）　・対象外工事 工事施工途中における技術検査の実施回数等は監督職員の指示による。
	21 完成図書	現場説明書による。
	22 電子納品	電子納品特記仕様書による。 貸与する設計図データの有無（　※　有り　・　無し　） 貸与するＣＡＤデータは当該工事のために必要な施工図及び完成図の作成の範囲で使用できる。
	23 公共事業労務費調査に対する協力	受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。 また、工期経過後においても同様とする。 （１）調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。 （２）調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。 （３）正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 （４）対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
	24 石綿含有建材の事前調査	受注者は石綿含有建材の事前調査を行う。なお、建築物の改修工事で請負代金額の合計額が100万円以上であるものについては、原則として「石綿事前調査結果報告システム」を用いて調査結果の報告を行い、内容を監督職員へ提出すること。 ※石綿事前調査結果報告システムには「gBizID（https://gbiz-id.go.jp）」への登録が必要となる。
総合試運転調整等	1 総合試運転調整 風量調整 水量調整 室内外空気の温湿度の測定 室内気流及びじんあいの測定	※行わない　・行う（行う場合は下記４項目を選択） ※行う　・行わない ※行う　・行わない ※行う　・行わない ・行う　※行わない
	2 騒音の測定	・行う　※行わない
	3 飲用水の水質の測定	※行わない　・行う（行う場合は下記３項目を選択） ・水道法施行規則第56条第2項による検査項目（臭気、味、色、色度、濁度、残留塩素） ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条第3項による28項目及び残留塩素 ・水道法施行規則第10条による全項目及び残留塩素
	4 雑用水の水質の測定	・行う（行う場合は下記による）　※行わない ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定される建築物環境衛生管理基準による
	5 化学物質の濃度測定	※ 不要　・ 要 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等については、監督職員の指示による。

共通工事	1 屋外支持金物	配管及びダクトの屋外支持金物 ※ ステンレス製　・ 亜鉛メッキ　・
	2 溶接部の検査	標準仕様書第2編2.5.17の溶接部の非破壊検査の適用 ・ 要（　）　※ 不要 なお、放射線透過検査の判定基準は監督職員との協議による。
	3 地中埋設標	※ 設ける　・ 設けない
	4 埋設標識テープ	※ 設ける　・ 設けない
	5 管の防食	保温を施さない鋼管類でコンクリート埋込み部及びコンクリート壁等の貫通部は、防食用ビニールテープ巻き1/2重ね1回巻きとする。 ただし外面を樹脂等で被覆された鋼管は除く。
	6 建物導入部配管	変位吸収方法について図面に特記なき場合は、スリークッションにより施工する。（可とう性を有する管種は除く） ポリエチレン管の異種管接続部における点検用桝（※設ける　・設けない）
	7 弁類の開閉表示	配管に設ける弁類には、開閉表示を（ ※ 行う　・ 行わない） （土中埋設の弁類も同様）
	8 保温工事	図面に特記のない場合の保温材は下記によるほか標準仕様書第2編による。 一　般　※ グラスウール 屋外、多湿箇所(給水管)※ ポリスチレンフォーム 〃　(給水管以外)※ グラスウール　・ ロックウール 防火区画貫通部　※ ロックウール 高　温　部　※ ロックウール 図面に特記のない場合の保温箇所は下記によるほか標準仕様書第2編による。 ・保温要（　・消火管　・　）
	9 亜鉛めっき以外の鉄面のさび止め塗装	※鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K 5674) ・
	10 養生	養生範囲（　）養生方法（　）
	11 足場その他	※別契約の関係工事で定置したものは無償で使用できる。 ・本工事で設置する。 内部足場の種別　※脚立、足場板等　・ 外部足場の種別　※Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種 Ａ種　：　施工箇所面に枠組足場を設ける Ｂ種　：　施工箇所面にくさび緊結式足場を設ける Ｃ種　：　施工箇所面に単管本足場を設ける Ｄ種　：　仮設ゴンドラを使用する Ｅ種　：　移動式足場を使用する 設置においては、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省平成21年4月)における手すり据置方式又は手すり先行専用足場方式に基づき設置すること。 ・外部足場の防護シートによる養生 （・養生ネット　・養生シート(・Ⅰ類　・Ⅱ類)　・ネット状養生シート(・Ⅰ類　・Ⅱ類)） （・防音シート　・防音パネル　・　・　・　）
	12 埋戻し土及び盛土	※ 根切り土の中の良質土（ただし、ｺﾝｸﾘｰﾄ管以外の管の周囲は山砂の類） ・ 山砂の類
	13 残土処分	※構内敷きならし ・構外搬出　片道運搬距離（　）km、DID区間（　・　有　・　無　） ・構内指示の場所にたい積 なお、受注者の提示する運搬距離、処分費及び整地費と異なる場合においても設計変更の対象としない。
	14 配管施工時の土留め	土留め工法は、（※　軽量鋼矢板先行工法　・　）とする。
	15 コンクリート圧縮強度試験	現場での試験（　※　行わない　・行う　） 工場での試験成績書の提出（　※　求める　・求めない　）
	16 関連する工事との施工区分	図面に特記なき場合は「工事区分表」による。ただし、これにより難い場合は監督職員と協議する。
	17 配管埋設深さ	一般敷地内では管の上端より（※300mm　・　mm）以上とし、構内道路は（※600mm　・　mm）以上とする。
	18 凍結深度	凍結深度（　mm）以上とする。
	19 非破壊検査	改修工事ではつり作業を行う場合の、非破壊検査による埋設物の事前調査を ・ 行う（床　※ 放射線透過検査　・ レーダー探査　／　壁　※ レーダー探査　・ 放射線透過検査）　・ 行わない
	20 既存インサート及びアンカー	原則として、再使用しない。やむを得ず再使用する場合は、引張強度の確認試験を行う。
	21 建築材料等	本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(１)から(４)を満たすものとする。 （１）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料を使用する。 （２）接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 （３）接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 （４）（１）の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
	22 ステンレス鋼管継手	呼び径60SU以下のステンレス鋼管の継手は下記による。 メカニカル形管継手（※ 拡管式　・ プレス式　・　）
	23 鋼管用伸縮管継手	※ ベローズ型　・ スリーブ型
	24 絶縁継手・絶縁フランジ	異種金属間の接合箇所に取り付ける。
	25 ポンプ	汚物用水中モーターポンプ電動機の極数は、（　※ 4極・ 6極　）とする。
	26 電線保護物類	(1)合成樹脂製可とう電線管(PF管)及び付属品 ※タイプ25を使用するものとする。 (2)金属製露出管路 次の管路は塗装を行う。溶融亜鉛めっき加工された電線管を除く。 （※屋外　※機械室等を除く屋内の見えがかり部　・　） (3)ケーブル配線の保護管は、標準仕様書(電気設備工事編)金属管配線、合成樹脂管配線の項による。 (4) 壁面配管等で人が容易に触れるおそれのある部分（２ｍ以下）の配管支持材には保護キャップ等の安全措置を施すものとする。

空気調和設備・換気設備	1 設計条件	
	2 ばい煙濃度計	※ 設ける(図示による)　・設けない
	3 ばいじん量測定口	※ 設ける　・設けない (口径80ｍｍ以上でフランジ付とし、機器ごとに煙道の直線部に設ける。)
	4 チャンバー	(1) 内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。 (2) 空気調和機の吸込側及び吐出側に接続するチャンバーの板厚は、1.2mm以上とする。なお、製作及び取付は共通仕様書のアングルフランジ工法ダクトの当該事項による。図示されたチャンバーには、450×600の点検口を設ける。 (3) 外壁に面するガラリに直接取付けるチャンバー及びホッパーは雨水の漂留のないように施工する。
	5 吹出口・吸込口	※ アルミニウム製　・ 鋼製
	6 ダンパー	(1) 防煙ダンパー 操作方式　瞬時通電式又は電動式（DC24V 0.7A以下） 復帰方式　・遠隔　・ 定格入力は DC24V 0.7A以下とする。 (2) ピストンダンパー 復帰方式　・遠隔　・
	7 矩形ダクト	低圧ダクト　・コーナーボルト工法 （・ 共板フランジ工法　・ スライドオンフランジ工法） ・ アングルフランジ工法 コーナーボルト工法は長辺の長さ1,500mm以下のダクトに適用する。
	8 冷媒ガス	冷媒ガスはメーカー標準とする。
	9 配管材料	冷媒管　※ 冷媒用断熱材被覆銅管 ・ 銅管 冷温水管　※ 配管用炭素鋼鋼管（白） ・ 冷却水管　※ 配管用炭素鋼鋼管（白） ・ 水道用硬質塩化ビニライニング鋼管（VA） ・ 排水管　※ 配管用炭素鋼鋼管（白） ・ 硬質塩化ビニル管（VP） ・ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF-VP） ・ 排水・通気用耐火二層管（屋内に限る） 油　管　※ 配管用炭素鋼鋼管（黒） 蒸気管　※ 配管用炭素鋼鋼管（黒） ・ 圧力配管用炭素鋼鋼管 ・ ブライン管　※ 配管用炭素鋼鋼管（黒）
	10 冷媒管保温外装	屋内露出　※ 保温化粧ケース　・ 屋外露出　・ 保温化粧ケース　※ ステンレス鋼板　・ なお、保温化粧ケースは塩化ビニル樹脂製とする。
	27 水槽類	水槽類のオーバーフロー管及びドレン管は配管用炭素鋼鋼管（白）とする。
	28 耐震施工	設備機器・配管等の支持、固定は別表２による。 ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議する。 設計用水平地震力は、下記に示す設計用水平震度に、機器の質量を乗じたものとする。 設計用鉛直震度は、設計用水平震度の1/2とする。

設置場所	設備耐震クラス分類		
	Ｓクラス	Ａクラス	Ｂクラス
上層階・屋上階及び塔屋	2.0	1.5	1.2
中間階	1.5	1.0	0.72
地下階及び１階	1.0	0.6	0.48
地下階及び１階に設置する水槽	1.5	1.0	0.72

＊防振支持する場合は、設備機器の応答倍率を考慮し、Ｂクラスのときは Ａクラスを、Ａクラスのときは Ｓクラスを適用する。

本施設は（ ・防災上重要な機能を必要とする防災拠点等・ 防災上重要な施設・ 一般の施設 ）とする。

機器等の設備耐震クラスの分類は、次による。

クラス	防災拠点等及び防災上重要な施設	一般の施設
Ｓクラス	・ タンク類 ・ 防災機器 ・ ポンプ類 ・ 無線室等の空調機類 ・	・ 防災機器 ・ ・
Ａクラス	・ 熱源機器 （・ ボイラー ・ 冷凍機 ・ 冷温水機 ・） ・ 冷却塔 ・ 空調機 ・ ガス機器 ・ 配管・ダクト ・	・ タンク類 ・ ポンプ類 ・ ガス機器 ・ ・
Ｂクラス	Ｓ、Ａクラス以外の機器等	Ｓ、Ａクラス以外の機器等

※あと施工アンカーは原則として おねじ形とし、めねじ形を使用する場合は監督職員と協議すること。

	屋　外		屋　内（調整目標値）	
	温度（DB）	湿度（RH）	温度（DB）	湿度（RH）
夏期	℃	%	２６ ℃	%
冬期	℃	%	２２ ℃	%

株式会社　望月建築設計事務所
〒４２０－０８６６　静岡市葵区西草深町１２－１２　TEL-054(652)3311・FAX-054(652)3312
1級建築士登録第３２７１０５号　齋藤　宏之

機械設備工事特記仕様書

	11 機器類の落下防止措置	吊り機器類の振れ止めは、「防災拠点等における設備地震対策ガイドライン（静岡県）」による。 吊りボルトの規定長さが0.4m未満の場合は、設置状況に応じ適切な振れ止めを行うこと。
	12 パネル落下防止措置	天井カセット型空調屋内機にはパネル落下防止措置を行う。 「防災拠点等における設備地震対策ガイドライン（静岡県）」による パネル落下防止措置を行う。
	13 既存ダクトの再利用	改修標準仕様書第３編２　２．７「既設ダクトの再利用」による。 ダクト内清掃　※ 行わない　・ 行う
排煙設備	1 ダクト	※ 亜鉛鉄板　・ 普通鋼板（板厚　※ 1.6 mm　・　mm）
	2 排煙口の形式	・ 天井取付　（・ スリット形　・ パネル形　）
		・ 壁取付　（・ スリット形　・　）
	3 排煙口開放装置	・ 電気式（ 遠隔復帰 ・ 要 ・不要 ）
		・ ワイヤー式
	4 排煙風量測定	建築設備定期検査業務基準書2016年版（(一財)日本建築設備・昇降機センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。
衛生器具設備	1 隅付ロータンク	※ 防露型　・ 普通型
	2 掃除流し	排水口形式　※ 目皿　・ 鎖付き共栓
	3 水栓	コマ形式　※ 節水コマ　・ 吊りコマ　・ 普通コマ
	4 洗浄水量	改修工事における大便器の洗浄水量の調整 調整を（※行う　・行わない）
屋内給水設備	1 配管材料	屋内一般　※ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（VB） ・ 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管（PB）
		土中埋設　※ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（VD） ・ 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管（PD）
	2 配管接合	ねじ接合　※ 100A 以下　・　A 以下 フランジ接合　※ 125A 以上　・　A 以上　（FVB、FVDとする）
屋外給水設備	1 上水道加入金	※ 不要　・ 要（※ 別途　・ 本工事）
	2 量水器	※ 貸与品　・ 本工事（水道事業者の認定品）
	3 量水器桝	※ 水道事業者の規格　・ 標準図　形
	4 配管材料	土中埋設　※ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（VD）（40A 以下） ・ 水道用ポリエチレン二層管（40A 以下） ※ 水道配水用ポリエチレン管（50A 以上）
		架空　※ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（VB） ・
	5 配管接合	ねじ接合　※ 100A 以下　・　A 以下 フランジ接合　※ 125A 以上　・　A 以上　（FVB、FVDとする）
	6 緊急遮断弁装置	駆動方式　※電気式　・機械式
	7 水圧試験	水道配水用ポリエチレン管は、配水用ポリエチレンパイプシステム協会が推奨する試験方法による。
屋内排水設備	1 配管材料	雑排水　※ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ・ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF-VP） ・ 硬質塩化ビニル管（VP） ・ 配管用炭素鋼鋼管（白） ・ 排水・通気用耐火二層管
		汚水　※ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ・ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF-VP） ・ 硬質塩化ビニル管(VP) ・ 排水・通気用耐火二層管
		通気　※ 配管用炭素鋼鋼管（白） ・ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF-VP） ・ 硬質塩化ビニル管(VP) ・ 排水・通気用耐火二層管
	2 配管施工	(1)排水横主管に設ける90°曲管は原則として大曲管とする。 (2)排水縦管の下部曲がり管及び排水横枝管の水平曲がり管は大曲管とする。
	3 試験	満水試験　・ 行わない　※ 行う 煙試験　※ 行わない　・ 行う 排水の通水試験は、桝への放流を確認し、報告書を作成すること。 （空調ドレン排水を含む）
	4 その他	流しの床上部分の配管を硬質塩化ビニル管（VP）とする場合は監督職員と協議する。（フレキシブルジョイントによる接続は不可）
屋外排水設備	1 放流納付金	※ 不要　・ 要（ ・ 別途工事　・ 本工事）
	2 配管材料	※ 硬質塩化ビニル管（VU） ・ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管（RS-VU）
	3 桝類	マンホールは組立式とする。蓋には汚水、雨水等の文字を入れる。 蓋の鎖　鉄製蓋　※ 要　・ 不要 塩化ビニル製蓋　・ 要　※ 不要
	4 桝の深さ	※ 排水を接続する市町の指針、基準等の規定による。 ・ 以下による。（排水を接続する市町の指針、基準等がない場合） 汚水桝　小口径桝(150mm(流入口径75mm以下に限る))：深さ1,000mm以下 小口径桝(200mm)：深さ1,500mm以下 小口径桝(300mm)：深さ2,500mm以下 雨水桝(ﾊﾞｽｹｯﾄ付)　小口径桝(150mm)：深さ1,200mm以下 小口径桝(200mm)：深さ1,500mm以下 小口径桝(300mm)：深さ2,500mm以下

給湯設備	1 配管材料	※ 一般配管用ステンレス鋼管 ・ 銅管（硬質Ｍ） ・ 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 ・ 保温付被覆銅管（保温14mm以上）
	2 配管保温外装	屋内露出　※ 合成樹脂製カバー 屋外露出　・ 合成樹脂製カバー ※ ステンレス鋼板
消火設備	1 配管材料	屋内一般　※ 配管用炭素鋼鋼管（白）（ねじ接合） ・ 圧力配管用炭素鋼鋼管（STPG370 白管 sch40） ・
		土中埋設　※ 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管（VS） ・ 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管（STPG370VS 白管 sch40） ・
	2 屋内消火栓箱	※ 製造者標準仕様　・ 標準図（P －　）による。
ガス設備	1 ガスの種類	・ 都市ガス　Kcal/nm3 ・ 液化石油ガス　24,000Kcal/nm3
	2 配管材料	屋内一般　※ 配管用炭素鋼鋼管（白） ・
		土中埋設　※ ポリエチレン被覆鋼管（PLP･PLS） ・ ガス用ポリエチレン管（PE）
	3 ガスメーター	※ 貸与品　・ 本工事
	4 ガス漏れ警報機	外部出力端子（ ※ 有　・ 無 ）
	5 緊急遮断弁	・ 設ける　・ 設けない
	6 試験	保持時間は24分以上とし、記録計による測定表を提出する。 ただし、都市ガスの場合はガス事業者の定める方法とする。
	7 その他	ガスボンベ転倒防止の鎖は本工事とする。
浄化槽設備	1 処理方式	合併処理　・ 建築基準法施行令第35条の認定品による ・ 建設省告示第1292号による。第（ ）（　方式）
	2 処理能力	処理対象人員　人 処理水量　m3/日
	3 本体構造	・ コンクリート製　・ ＦＲＰ製
	4 放流水質	BOD　ppm 以下
	5 配管材料	・ 一般配管用ステンレス鋼管（　） ・ 耐熱性硬質塩化ビニル管　（　） ・ 配管用炭素鋼鋼管(白)　（　）
		・
	6 土留め工法	・
さく井設備	1 種別	・ 浅井戸　・深井戸
	2 掘削方式	・ ロータリー式　・ パーカッション式　・ ダウンザホールハンマ式
	3 ケーシング	※ 配管用炭素鋼鋼管（黒）
		・
	4 ストレーナー	※ ステンレス製巻線型　・
	5 電気検層	※ 連続測定　・ スポット測定
	6 水質検査	※ 行う（原水全項目）　・ 行わない
撤去工事	1 冷媒（フロン系）の回収	※ 無　・ 有 （１）冷媒の回収にあたっては、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に従って行うこと。 また、法に規定するものの他、次の書類を監督職員に提出すること。 （ア）第一種フロン類充填回収業者登録通知書の写し （イ）フロン類の処理に関する証明書（充填証明書、引取証明書等） （２）行程管理票の様式は、監督職員の指示による。
	2 家庭用エアコンの処分	家庭用のエアコン等で「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の対象となっているものは、本工事では撤去までとし、処分等については、施設管理者へ引き渡しを行う。
	3 吸収冷凍機、吸収冷温水機等の臭化リチウム水溶液等	※ 無　・ 有 関係法令に従い、専門業者により適正に処理すること。
	4 石綿含有建材の除去工事	事前調査　※ 行う　・ 行わない 工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により石綿を含有している建築材料等の使用の有無について調査する。 分析による石綿含有建材の調査　※ 行わない　・ 行う（　箇所） 測定箇所等は監督職員の指示による。 石綿粉じん濃度測定　※ 行わない　・ 行う（　箇所） 測定箇所等は監督職員の指示による。 石綿作業主任者 石綿作業主任者技能講習修了者又は平成18年3月以前の特定化学物質作業主任者の有資格者の内から選任し、法令に基づき、作業の方法、労働者の指導等必要な措置を行うこと。 石綿含有品　・ フランジ用ガスケット（ ・ 配管　・ ダクト） ・ 配管用成形保温材 ・ 天井材 ・ 外壁（ ・塗材　・スレート　・　） 撤去部にアスベストを含む材料が使用されている場合は、適切に処理を行い、必要に応じて官公庁等への届出を行うこと。 石綿含有塗材の塗布された外壁及び石綿含有スレート波板等の外壁面に対して、足場及び配管等の支持のため、アンカーを打設する際にも、石綿作業主任者を配置し、外壁面に対して湿潤状態とし、集塵機能付き電動工具を使用する等、飛散防止措置を講ずること。

その他	1 ステンレス材を酸洗いした場合、その廃液は産業廃棄物として適切に処理を行なうこと。 2 舗装版切断時の濁水は産業廃棄物として適切に処理を行うこと。

別表１

名　称
配管類
・給水管
・排水管
・冷温水管
・冷媒管
・
弁類
・仕切弁
・バタフライ弁
・逆止弁
・緊急遮断弁
・
ポンプ類
・給水用ポンプ
・空調用ポンプ
・消火ポンプ
・
・
タンク類
・受水槽
・高架水槽
・貯湯槽
・膨張水槽
・
空気調和設備工事用機材
・パッケージエアコン
・空気調和機（AHU）
・冷却塔
・ヘッダー
・
自動制御機器類
・中央監視盤
・リモート盤
・
・
・
給排水衛生設備工事用機材
・衛生器具
・水栓
・組立てマンホール
・
・
浄化槽
・ＦＲＰ浄化槽
・動力盤、制御盤
・ブロワー
・
・
さく井
・スクリーン
・
・
・
・
その他
・スリーブ（つば付鋼管）
・
・
・
・

⊙ 印の付いたものを適用する。

別表２
設備機器・配管の支持、固定は、以下の図書を適用する。
ガイドライン：静岡県防災拠点等における設備地震対策ガイドライン（平成２５年度）
センター指針：建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）

施設分類	設備機器・配管等の支持、固定	左記のうち、横引き配管などの支持
防災上重要な機能を必要とする防災拠点等	ガイドライン＊	ガイドライン＊
防災上重要な施設	ガイドライン＊	標準仕様書
一般の施設	標準仕様書	標準仕様書

＊ガイドラインに記載のない内容は、センター指針を適用する。

—	工事名	令和４年度 静岡県立こども病院外来天井改修工事	図面名	機械設備工事特記仕様書２	縮尺	A2 — A3 —	意匠 / 構造 / (機械) / 電気 担当名 三ツ井	担当印	統括印	承認印

株式会社　望月建築設計事務所
〒４２０－０８６６　静岡市葵区西草深町１２－１２　TEL-054(652)3311・FAX-054(652)3312
1級建築士登録第３２７１０５号
齋藤　宏之

NO. M-02

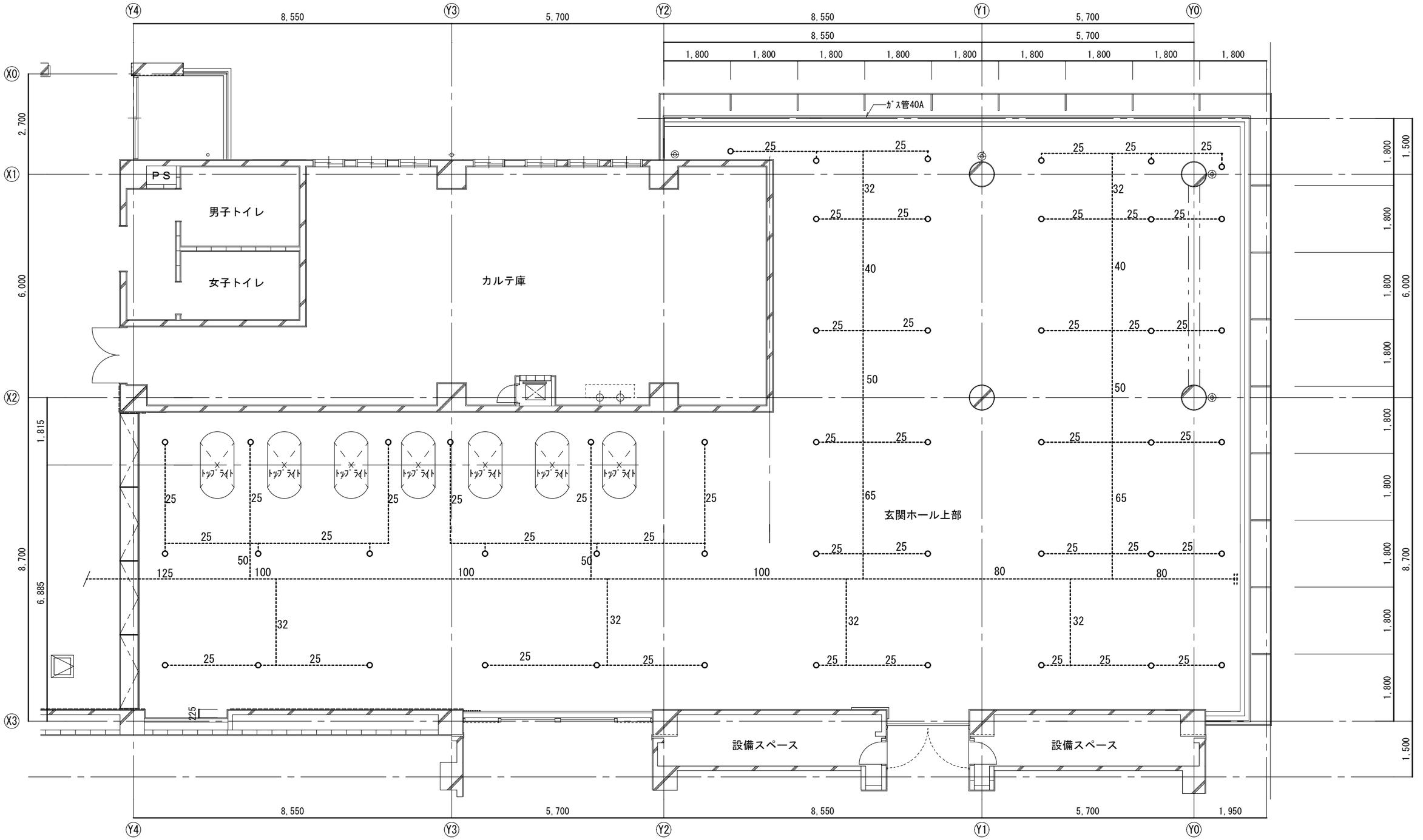

改修前　２階平面図　S1:100

—	工事名 令和４年度 静岡県立こども病院外来天井改修工事	図面名 改修前　２階平面図 （スプリンクラー配管）	縮尺 A3 1/100	意匠 / 構造 / 設備 / 電気 担当名 齋藤	担当印	統括印	承認印	株式会社 望月建築設計事務所 〒４２０－０８６６　静岡市葵区西草深町１２－１２　TEL-054(652)3311・FAX-054(652)3312	1級建築士登録第３２７１０５号 齋藤　宏之	NO. M-０３

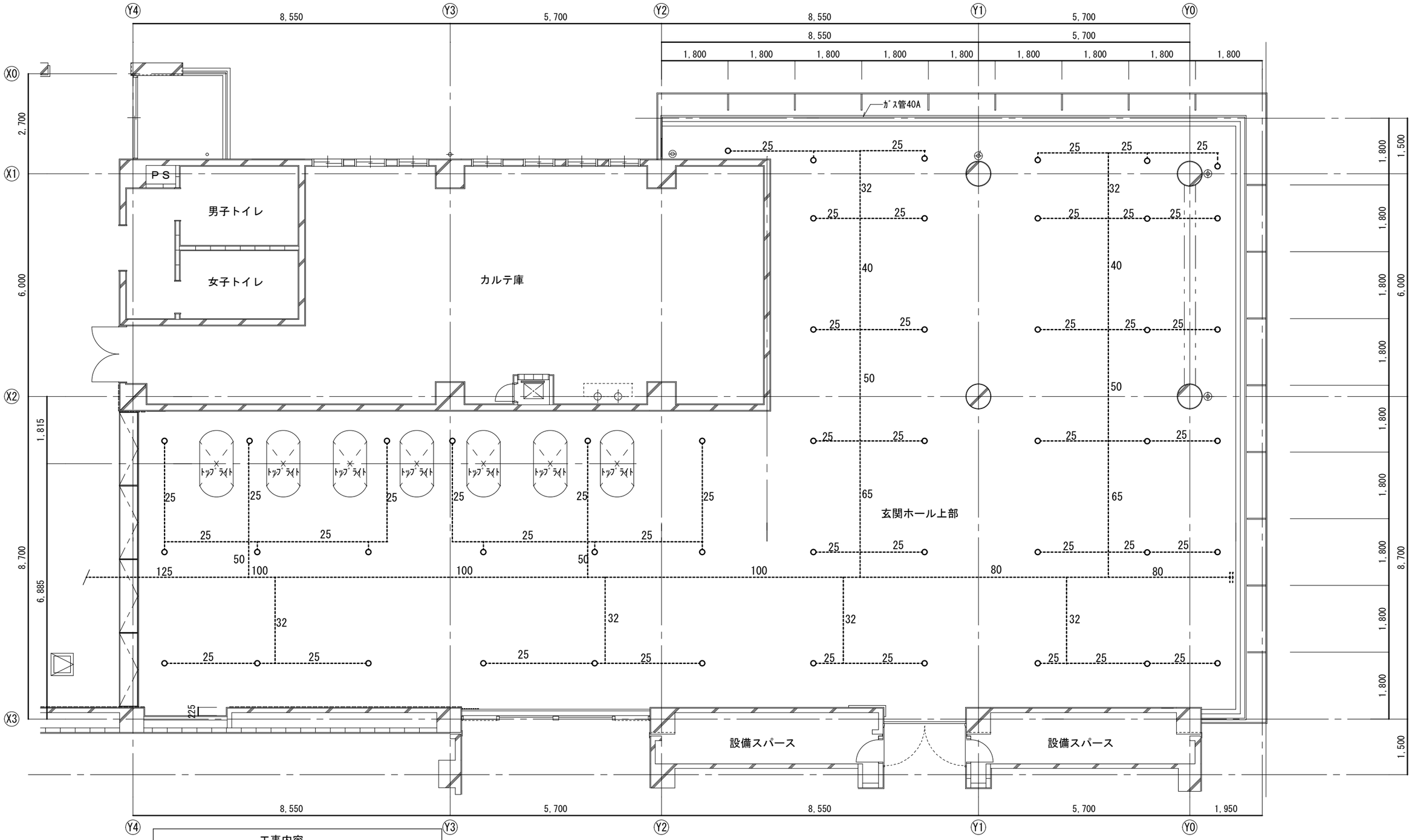

工事内容
新設スプリンクラーヘッド取付時に配管の先端に 高さ調整用にスプリンクラーフレキ(L=500)を取付 その先端にヘッドを取付とする。（４９ヶ所） スプリンクラー配管の水抜き・消防署申請等全て本工事

改修後　２階平面図　S1:100

○　新設スプリンクラーヘッド（フレキ共）

------　既設スプリンクラー配管

—	工事名 令和４年度 静岡県立こども病院外来天井改修工事	図面名 改修後　２階平面図 （スプリンクラー配管）	縮尺 A3 1/100	意匠	構造	設備	電気	担当印	統括印	承認印	株式会社　望月建築設計事務所 〒４２０－０８６６　静岡市葵区西草深町１２－１２　TEL-054(652)3311・FAX-054(652)3312	1級建築士登録第３２７１０５号 齋藤　宏之	NO. M-０４
				担当名		齋藤							

工事区分表

躯体関係

区分	項目	建築	電気	機械			別途	備考
1 RC造の（梁・壁・床）の貫通口・開口部	貫通スリーブ材及び取付け							
	補強を要する型枠材及び取付け							
	補強を要しない型枠材及び取付け							
	貫通孔・開口部の墨出し							
	貫通孔・開口部の補強							
	スリーブ・型枠の穴埋め							防火区画
2 S、SRC造・梁貫通口	S・SRC造貫通鋼管スリーブ・補強							
	使用されたスリーブの穴埋め							
	予備スリーブの穴埋め							
	床デッキプレートの切込み							
3 設備機器の基礎	建築設計図に記入のあるもの							基礎に付属する階段も建築
	室内の基礎（建築設計図に記入のないもの）							
	屋外・屋上の基礎							
	屋上基礎で押さえコンにアンカーしない軽微なもの							
	機器取付け用アンカー・架台		○	○				建築設計図にあるものは建築 空調機器基礎上のH鋼及び防振架台は設備
4 昇降機関連	昇降路・機械室の躯体							
	機械室の床開口、電気油圧配管用壁開口							
	機械室の床配管ピット・蓋							
	機械室の上げ床コンクリート打設・仕上げ・防塵塗装							
	巻上機周囲のチェッカープレート敷							
	昇降路内ピット防水・集水桝・点検用タラップ							
	各階出入口穴あけ・同補強							
	出入口扉・三方枠							
	三方枠取付・枠廻り埋戻し・同補修							
	昇降路がRC造の時、軌条・中間ビーム・ブラケット他昇降路内の鉄製部材一式							
	機械室天井フック取付							
	ホール押釦・インジケータ・鋼索などの壁開口							
	機械室換気設備							
	昇降路がS造の時の中層ビームブラケット受けピース							
	EV機械室からインターホンまでの配線工事							
	EV機械室からインターホンまでの配管工事							
	油圧式の防油堤							
	動力用電源設備及び第3種アース引込み配管、配線工事							
	照明用電源引込み配管、配線工事							
	点検用コンセント配管、配線工事							
	外部インターホン用配管、配線引込み工事							
	電話中継盤までの遠隔監視用配管、配線工事							
	機械室防音用グラスウール等							
5 その他	トラフ・ピット類（ふたを含む）							
	湧水・汚水ピット・RC造各種水槽							
	同上用防水・マンホール・タラップ式							
	避雷設備・同接地工事							
	ALC板の壁開口・補強							
	厨房排水溝							
	厨房グリース阻集器							
	オイルサービスタンクの防油堤							
	フリーアクセスフロア内の防水堤							

仕上げ関係

区分	項目	建築	電気	機械			別途	備考
1 軽鉄天井・壁下地	補強を要するボードの切り込み及び下地の寸断・補強	○						
	補強を要しないボードの切り込み	○						
	開口部の墨出し	○	○	○				
2 既製間仕切	切り込み及び補強							
3 吊りボルト及びインサート	設備機器・器具・配管・配線・ダクト用		○	○				
	スプリンクラー配管			○				
4 外壁まわり	外壁ガラリ及びダクト接続用フランジ							
	ウエザーカバー、ベンドキャップ							
	換気扇							
	シーリング							
5 湯沸室まわり	流し台・吊り戸棚・水切り棚・コンロ台							
	フード							
6 浴室まわり	ユニットバス、シャワーユニット							
	既製浴槽（ふたを含む）							
	浴室及び便所の床排水金物							
7 便所まわり	洗面カウンター							
	鏡（規格寸法のみ）							
	ユニット型衛生器具							
	身障者用手すり							
8 事務室まわり	ファンコイルカバー							
	家具組み込みの洗面器							
9 フリーアクセスフロア	コンセント							
	床パネルの切り込み加工							
10 その他	2重ピット及びトレンチのマンホールふた							
	機器搬入用フック ビーム							
	チェーンブロック							
	化粧マンホール上ふたの表面仕上げ							
	点検口（天井・床下）	○						
	排煙口等の天井仕上げ材の取付け							
	自動開閉装置を取り付ける防火戸の切り込み補強及びドアチェック、フロアヒンジ							
	消火器BOX設置工事		○					
	自動扉・電動シャッターへの電源供給							
	自動扉・電動シャッターからの付属スイッチ・センサーへの配管工事							
	洗面化粧台							
	洗濯機パン							
	有圧換気扇取付用鉄骨下地							
	有圧換気扇電源供給工事							
	屋上防水型冷媒配管用ステンレスダクト・及ぶ蓋.附属品							

外構他

区分	項目	建築	電気	機械			別途	備考
1 電気	化粧マンホール上ふたの表面仕上げ							
2 雨水	屋外雨水排水管							
	桝及び桝ふた							
3 雑排水・汚水	屋外雑排水及び屋外汚水排水管							
	桝及び桝ふた							
	化粧マンホール上ふたの表面仕上げ							
4 ユニット型浄化槽	ユニット型浄化槽本体・配管及び据え付け等							
	上記の補強							
5 屋外オイルタンク	オイルタンク上部・下部の躯体工事.土木工事							
	オイルタンク本体・配管及び据え付け、砂充填等							ｵｲﾙｻｰﾋﾞｽﾀﾝｸも機械
	オイルタンク用油配管. ポンプ.ポンプエアーシェルター							
	上記に伴う完全密閉防水処理及び消防申請.検査等全て							
	油配管用ピット工事							
6 その他	駐車場ガソリントラップ							

機械設備機器への配管配線

区分	項目	建築	電気	機械			別途	備考
	空調機器付属の制御盤以降の配管配線（接地線共）							
	空調機器付属の制御盤への電源供給配管配線							
	自動制御と動力盤との電源供給の渡り配管配線							
	空調機器と付属操作スイッチの渡り供給配管配線							
	煙感知器から連動制御盤を経て防火シャッターに至る配管配線		○					
	注油口内アース端子よりのアース用配管配線							
	ガス漏れ警報機							
	ガス遮断弁、操作機、感振器							
	同上の設備渡り配線工事							
	給排水・空調機器への電源接続							
	特種ｶﾞｽ消火設備からの発信機・運転表示信号配線							
	スプリンクラーアラーム弁らの配線							
	サーバー室空調床吹出口（OAフロアー用）							
	UPS及びサーバー機器及び付属品							
	同上機器等の据付・調整							
	UPS機器関係盤への1次側電源等工事							
	UPS機器関係盤からの2次側電源等工事							
	サーバー室内ケーブルラック工事							
	サーバー室内空調工事							
	サーバー室内換気工事							
	サーバー室内特種ｶﾞｽ消火.避圧口工事							

—	工事名	令和4年度 静岡県立こども病院外来天井改修工事	図面名	工事区分表	縮 A2 — 尺 A3 —	意匠 構造 機械 (電気) 担当名 三ツ井	担当印	統括印

承認印	株式会社 望月建築設計事務所 〒420－0866 静岡市葵区西草深町12－12 TEL-054(652)3311・FAX-054(652)3312	1級建築士登録第327105号 齋藤 宏之	NO. 共-01